

# 平成28年度第1回市川市男女共同参画推進審議会 次第

日 時：平成28年7月20日（水）  
10時～12時  
場 所：男女共同参画センター  
5階 研修室AB

## 1. 開 会

## 2. 議 題

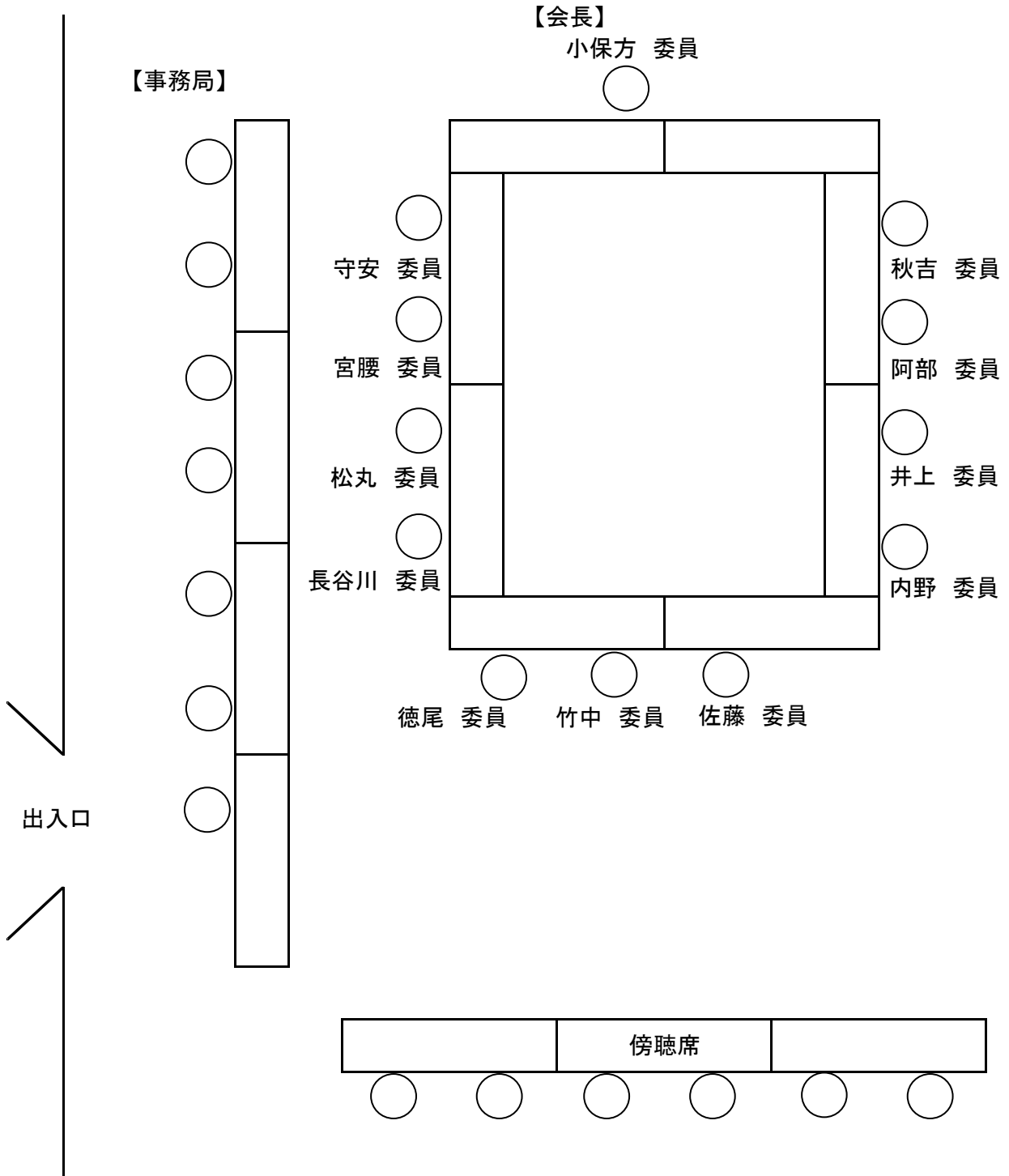
- (1) 市川市男女共同参画基本計画に基づく第5次実施計画の  
年次報告について
- (2) 市川市男女共同参画基本計画に基づく第2次DV防止実施計  
画の年次報告について
- (3) 諮問「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画」の策定  
について
- (4) 諮問「市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画」  
の策定について
- (5) その他

## 3. 閉 会

**平成28年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会 委員名簿**  
**(第5期任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日)**

No.	委員氏名	新任・在任 区分	職業等
1	あきよし 秋吉 マツ	在任	市川人権擁護委員協議会
2	あべ りさ 阿部 理佐	在任	市民公募
3	いのうえ たくや 井上 卓也	在任	国府台女子学院
4	うちの ともり 内野 智規	在任	市川青年会議所
5	おおしま しょういち 大嶋 章一	新任	市川市校長会 (任期 平成28年4月1日～平成29年5月31日)
6	おぼかた としこ 小保方 稔子	在任	帝京平成大学教授
7	さとう たかし 佐藤 孝	在任	市川商工会議所
8	たぐち くみこ 田口 久美子	在任	和洋女子大学教授
9	たけなか としはる 竹中 寿晴	在任	市民公募
10	とくお まりこ 徳尾 まり子	在任	市川市保健推進協議会
11	はせがわ なおみ 長谷川 直美	在任	介護相談員
12	まつまる かずえ 松丸 和枝	在任	市川市社会福祉協議会
13	みやこし なおこ 宮腰 直子	在任	弁護士
14	もりやす じゅんいち 守安 純一	新任	市川公共職業安定所 (任期 平成28年4月1日～平成29年5月31日)
15	よしおか まさゆき 吉岡 雅之	在任	市川市医師会

平成28年度第1回市川市男女共同参画推進審議会 席次表  
 [平成28年7月20日(水)午前10時～正午 男女共同参画センター 5階 研修室AB]



《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画  
第5次実施計画（平成26～28年度）

平成27年度 年次報告書



平成28年7月

男女共同参画課

## 目 次

<b>1. 年次報告に関する説明</b>	.....	<b>2</b>		
<b>2. 体系図</b>	.....	<b>3</b>		
<b>3. 主要課題ごとのまとめ</b>	.....	<b>4</b>	~	<b>5</b>
<b>4. 事業別一覧</b>	.....	<b>6</b>	~	<b>14</b>
<b>5. 事業ごとの実績報告書</b>	.....	<b>15</b>	~	<b>29</b>

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画」に記載されている計画事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成27年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

進行管理事業について、目標値とその実績から4段階で評価をしています。

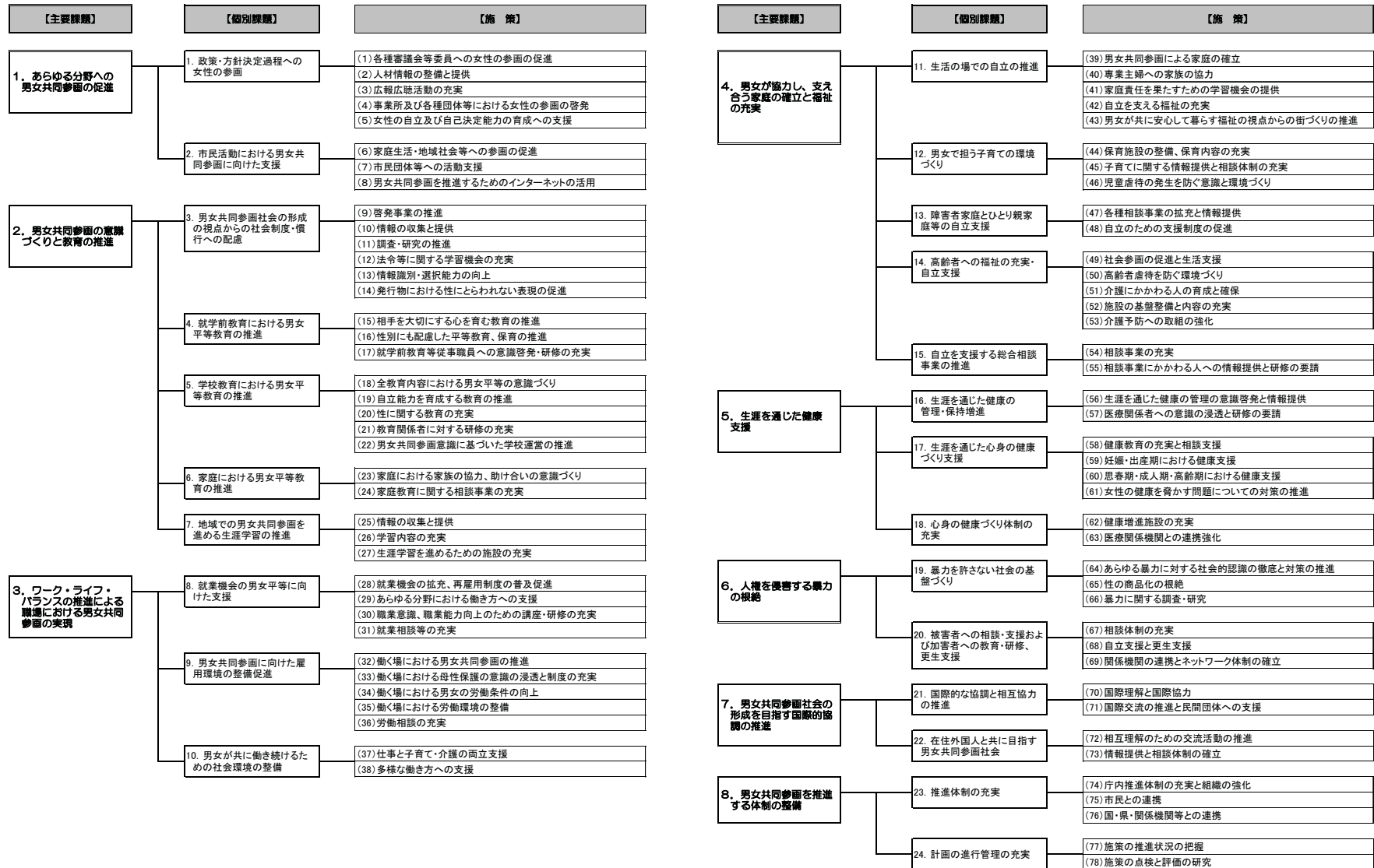
- : 十分達成できた
- : 概ね達成できた
- : やや不十分だった
- : 不十分だった

○ 主要課題ごとのまとめ(4～5頁)は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとの事業数を掲載しました。

○ 事業別一覧(6～14頁)は、各事業ごとに平成27年度の内容をまとめたものです。

○ 15～29頁は、各事業ごとの実績報告書の個票です。

# 体系図



■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとに設定した成果指標について)

※主要課題1を除き市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題	成果指標	平成26年度 結果	平成27年度 目標値	平成27年度 結果	今後の取組み等
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	各種審議会等の女性委員割合	31.3% (平成27年4月1日現在)	34%	31.6% (平成28年4月1日現在)	男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の過程に男女が共に参画することが重要であることから、女性の登用推進に、今後も積極的に取り組んでいく。
	市職員の女性管理職割合	16% (平成26年4月1日現在)	18%	17.3% (平成27年4月1日現在)	
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	12%	17%	11%	男女共同参画社会の実現に向け、男女が対等な立場で社会参画できるよう、様々な機会を通じて啓発していく。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	54%	70%	59%	少子高齢化が進展し、それぞれの生活にあった働き方が求められているなかで、重要な取り組みの一つであるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について啓発していく。
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合	42%	40%	42%	誰もが自らの個性と能力を最大限発揮することができる社会を形成していくため、今後も積極的に取り組んでいく。
5 生涯を通じた健康支援	自分の健康に関心がある人の割合	85%	88%	82%	活力ある社会の形成に向け、各自が自分の健康に関心を持ち、健康の保持増進を図ることができるよう支援していく。
6 人権を侵害する暴力の根絶	DVを知っている人の割合	88%	97%	92%	DVを含めた様々な人権を侵害する暴力の根絶に向け、今後も継続的に啓発活動を行っていく。
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	66%	90%	61%	多様な文化を認め、日本人だけでなく、外国人にとっても暮らしやすいまちを目指し、お互いの交流を推進していく。
8 男女共同参画を推進する体制の整備	「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合	38%	44%	39%	男女共同参画について、情報紙、WEBサイト、講演会等を通じて、今後も周知を行っていく。



■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとの実施計画事業評価結果)

主要課題	評価別事業数				平成27年度の評価
	十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分	
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	1	4	1	0	個別課題1「政策・方針決定過程への女性の参画」、個別課題2「市民活動における男女共同参画に向けた支援」における事業については共に、概ね目標を達成したが、「女性人材登録台帳の活用」の取り組みが進まなかった。
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	9	1	0	1	個別課題5「学校教育における男女平等教育の推進」の「人権教室の実施」(事業No.12)において、全ての小学校で開催することができた。個別課題7の事業における「情報資料室の充実」(事業No.17)については、目標数値に達しなかった。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	1	2	0	0	個別課題8～9は、庁内外の関連部署、市内の大学との連携によりワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するなど、それぞれほぼ目標を達成した。
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	1	2	0	0	個別課題15「自立を支援する総合相談事業の推進」における「女性のための相談」(事業No.22)においては、女性相談員が相談者に寄り添い問題解決に向け、きめ細やかな対応を行った。また、個別課題11の事業については、目標を達成した。
5 生涯を通じた健康支援	0	0	0	0	※個別課題16～18 進行管理事業はありません。
6 人権を侵害する暴力の根絶	1	1	0	0	個別課題19「暴力を許さない社会の基盤づくり」、個別課題20「被害者への相談・支援及び加害者への教育・研修、更生支援」における事業については、目標を達成した。
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	1	0	0	0	個別課題22「在住外国人と共に目指す男女共同参画社会」における新規事業「相互理解のための啓発・交流事業(事業No.26)を実施し、目標を達成した。
8 男女共同参画を推進する体制の整備	1	2	0	0	個別課題23「推進体制の充実」における「男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施」(事業No.27)については、6事業23回実施し、目標を達成した。

## ■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
<b>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進</b>								
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画								
1	市川市女性人材登録台帳の活用	男女共同参画課	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。	女性人材登録台帳への登録者数	70人	63人	やや不十分であった	市公式Webサイトで女性人材登録台帳の登録を呼びかけた。 平成27年3月末の登録人数は62人。 男女共同参画センターで開催する講座の講師等に女性人材登録台帳への登録を依頼するなどして、新規登録者を増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。
2	【重点】 審議会等への女性委員の参画推進	男女共同参画課	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。	審議会等の女性委員割合	34%	31.6% (平成28年4月1日現在)	概ね達成できた	平成27年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合31.3%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。 平成28年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は3であった。 女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。
3	【重点】【新規】 市女性職員の管理職登用促進	男女共同参画課	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。	市女性職員の管理職割合	18%	17.3%	概ね達成できた	女性職員の上位職への意識啓発として、副主幹3～4年目を対象とした研修を2回、主査3～4年目を対象とした研修を1回実施したが、主幹職選考試験の女性受験割合が前年度より減少した。 女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率をあげる必要がある。
4	【新規】 市職員への男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画課	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数	3回	4回	十分達成できた	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。 全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援								
5	男女共同参画センター使用団体の活動推進	男女共同参画課	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体に周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進する。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行う。	男女共同参画センター利用率	52%	50.6%/年	概ね達成できた	センターの利用団体数は、延べ6,499団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内したり、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。  利用率の低い時間帯の利用を促進する。
6	市民等への男女共同参画情報の発信	男女共同参画課	市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市WEBサイト等により男女共同参画に関する情報を提供する。	—	—	5回	概ね達成できた	男女共同参画センター情報紙を5回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。  広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進								
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮								
7	男女共同参画センターにおける講演会の実施	男女共同参画課	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。	男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数	350人	504人	十分達成できた	主催事業「ウィズカレッジ15」、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」などの講演会を実施したほか、男女共同参画センターの利用団体と共催講座や講演会を実施した。 6事業(主催 2事業 共催 4事業 参加504人)  集客を工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。
8	男女共同参画センターロビーの充実・活用	男女共同参画課	男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。	—	—	—	十分達成できた	利用団体、一般市民の方々の打合せ等にロビーを提供。毎月1回、ロビーの一部で女性の社会進出、起業などについてゲストを迎え座談会形式で行う「いちカフェ@ウィズ」を実施した。また、国、県、他市、学校などの情報をチラシ棚に配置し発信した。  利用者が固定化傾向にあることから新規利用者を増やすため男女共同参画センターのロビーの利用についてPRしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
9	「ヒューマンフェスタ いちかわ」による人 権啓発	男女共同参 画課	人権に関する情報の広報・啓発を行いま す。	「ヒューマン フェスタいちか わ」への来場者 数	380人	332人	概ね達 成でき た	人権週間中の12月5日(土)ヒューマンフェスタいち かわ2015を開催、講師は盲目のヴァイオリニスト 穴澤雄介氏。演題「見えなくなったら、希望が見え た」参加者へのアンケートでは、99%の方が「良かつ た」という結果だった。  人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教 育委員会と連携し、集客を図る。
10	【新規】 市職員への男女共 同参画に関する情 報の発信	男女共同参 画課	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、 市役所内から男女共同参画を推進できる よう、市職員へ男女共同参画に関する情 報を発信する。	市職員への男 女共同参画情 報の発信回数	4回	4回	十分達 成でき た	市職員向け男女共同参画センター情報紙を庁内 メールで配信。平成27年度は、性的マイノリティを 特集し全4回配信した。  男女共同参画に関する時事的な情報について市 職員へ発信を継続していく。
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進								
11	【新規】 市内の保育園や幼 稚園等職員への男 女共同参画啓発	男女共同参 画課	市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員 へ、男女共同参画の推進に関する啓発を 行います。	市内の保育園 や幼稚園等職 員への男女共 同参画啓発活 動の回数	1回	1回	十分達 成でき た	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の 保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。 平成27年度は、積極的な取組みを行っている市内 幼稚園長のコメントを掲載した。  男女共同参画センター情報紙による啓発を継続し ていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進								
12	【新規】 人権教室の実施	男女共同参画課	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室を実施します。	人権教室の実施校数	36校	39校	十分達成できた	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。 また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。 児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。
13	【新規】 人権講演会の実施	男女共同参画課	人権の尊さについて理解してもらえるよう、市川人権擁護委員が中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を実施します。	人権講演会の実施校数	2校	2校	十分達成できた	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が第一中学校と妙典中学校で「東日本大震災と人権」、「いじめや虐待をみんなでなくそう」の演題でそれぞれ講演会を実施した。 人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめ等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進								
14	【新規】 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施	男女共同参画課	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。	男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数	1回	1回	十分達成できた	父子向けの講座として「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。 参加人数 19人 今後も料理教室のほか、新たな視点も取り入れ、父子向け講座の開催を検討していく。
15	【新規】 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施	男女共同参画課	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。	家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数	1回	3回	十分達成できた	男女共同参画課が開催する「ウィズ・カレッジ15」や「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「ヒューマンフェスタいちかわ2015」等を家庭教育学級の「共通講座」に指定。開催についてお知らせし、参加の呼びかけを行った。 今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座を企画していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進								
16	男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。	男女共同参画に関する講座等の実施回数	6回	16回	十分達成できた	主催講座を10回、共催講座を6回開催した。参加者アンケートによる満足度は89.2%であった。 利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。
17	情報資料室の充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。	男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数	800人	352人	不十分だった	蔵書数は16,146冊。男女共同参画関係の情報誌を、国、県、他市、NPO、大学など広く収集。また、男女共同参画センターの講座や講演会のテーマに合う図書の紹介を随時行い、参加を促すなど連動して事業を展開した。 利用者については、市川駅南口図書館の開設以降減っている。図書館と連携し社会の動きにあった男女共同参画に関する情報を提供していく。
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現								
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援								
18	【新規】男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施	男女共同参画課	個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。	男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数	1回	2回	十分達成できた	就労支援講座の開催をはじめ、「ハピキャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、キャリアコンサルタントによる相談会を実施した。 就労支援セミナー（全3回 参加人数 41人） ハピキャリアフェスタ（参加人数 40人） 参加者を増やすために、講座内容・周知方法を工夫する。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進								
19	【重点】事業者への男女共同参画啓発	男女共同参画課	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。	事業者への男女共同参画啓発活動の回数	1回	1回	概ね達成できた	平成27年10月17日(土) 「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を和洋女子大学を会場に実施し、企業向け個別相談会も併せて実施した。 参加人数 160人 企業向け相談会 2社 さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
20	【重点】【新規】市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画課	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。	市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数	10人	9人	概ね達成できた	職員みんなで支え合い計画(第3次市川市役所次世代育成支援行動計画)に基づく、ノー残業月間のキャンペーン等によりワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進した。 育児休業 7人 介護休暇 2人  市職員一人ひとりが「職員みんなで支え合い計画」の目的と内容について理解し、さらにワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進する。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備								
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実								
個別課題11 生活の場での自立の推進								
21	【新規】生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施	男女共同参画課	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数	1回	2回	十分達成できた	男性の生活の場での自立を推進するため「男性の料理教室」をこの講座受講者が発足させた男性の料理サークル3団体の協力を得て開催した。 参加人数 40人(延べ149人)  家族が協力し支え合うことができる内容の講座を実施していく。
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり								
個別課題13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援								
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援								
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進								
22	女性のための相談	男女共同参画課	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。	相談件数	—	1,884件	概ね達成できた	複雑化、多様化している相談に対応するため専門知識や経験のある相談員の採用に努め、DV相談の体制整備に取り組んだ。  今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。 相談体制を強化していくためにも、幅広い知識を備えた相談員の人材確保に努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
23	女性弁護士による女性のための無料法律相談	男女共同参画課	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。	相談件数	160件	133件	概ね達成できた	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。 女性を対象とした女性弁護士による相談窓口である特性を活かし、引き続き相談窓口の啓発に努める。
<b>主要課題5 生涯を通じた健康支援</b>								
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進								
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援								
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実								
<b>主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶</b>								
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり								
24	市民等への人権啓発情報の発信	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)や人権週間(12月4日～10日)を中心に、広報等で啓発活動を行います。	—	—	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載	概ね達成できた	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権)の上映 人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品市川FM放送 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいちかわ2015開催  人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援								
25	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催	男女共同参画課 福祉政策課 介護福祉課 障害者支援課 子育て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数	2回	2回	十分達成できた	「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議運営要綱」に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。 関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。



No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
<b>主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進</b>								
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進								
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会								
26	【新規】 相互理解のための 啓発・交流事業	男女共同参 画課	在住外国人と日本人が互いの生活や文化 を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安 心して暮らしやすい地域社会をつくるた め、関係部署・関係機関等と連携し、多様 な生き方を認め合える意識啓発や交流活 動を行います。	在住外国人と の交流活動実 施回数	1回	1回	十分達 成でき た	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人 親子の異文化交流を目的とした「お正月のしめ縄 づくり講座」を行った。 参加人数 10人  様々な文化背景を持つ 在住外国人が参加しやす い企画を考えていく。
<b>主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備</b>								
個別課題23 推進体制の充実								
27	男女共同参画セン ター登録団体等と の共同事業の実施	男女共同参 画課	地域での男女共同参画を推進するため、 男女共同参画センターを利用し、積極的 に男女共同参画を推進する活動を行って いる登録団体等と共同事業を実施します。	男女共同参画 センター登録団 体等との共催 事業の実施回 数	5回	(6事業) 23回	十分達 成でき た	共催事業として、6事業実施した。 ①いち☆カフェ@ウィズ(いちかわ子育てネット ワーク)=12回(参加人数 53人) ②女性のための情報&アートスペースベルヴィ (ウィル市川)=7回(参加人数 51人) ③介護保険制度改正と市民参加の意義(ナルク 市川)=1回(参加人数 54人) ④人生100年時代の生活設計(ナルク市川)=1回 (参加人数 73人) ⑤ハピキャリフェスタ(ハピキャリフェスタ実行委員 会)=1回(参加人数 40人) ⑥第11回女性の集い(市川女性の集い連絡会)= 1回(参加人数 150人)  開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事 業を行っていく。
28	男女共同参画に関 する情報収集	男女共同参 画課	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男 女共同参画の推進に関し、情報収集や情 報交換を行い、地域における男女共同参 画の推進に努めます。	—	—	—	概ね達 成でき た	男女共同参画センター等連絡会議に出席し、近隣 市と男女共同参画に関する行事の情報交換を 行った。 また、市民を代表して千葉・葛南地域で活動する 千葉県男女共同参画地域推進員の会議及び事業 にも参加し、情報交換に努めた。  参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に 取り入れ男女共同参画センターの運営や啓発活 動等に生かしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題24 計画の進行管理の充実								
29	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	17%	10.5% (e-モニターアンケート)	概ね達成できた	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。 「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.3%であり前回調査(42.2%)と同程度の結果であった。  男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	市川市女性人材登録台帳の活用			No.	1
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。				
年度	目標	女性人材登録台帳への登録者数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	やや不十分だった	—	
目標数値	—	60人	70人	80人	
実績	50人	62人 平成27年3月31日現在	63人 平成28年3月31日現在		
取組状況	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師や参加者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者を増やした。平成26年3月末日時点で、登録人数は54名であった。 市公式Webサイトで女性人材登録台帳の登録を呼びかけた。平成27年3月末の登録人数は62人。				
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野において知識や能力のある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。				
今後の課題等	登録者をさらに増やすとともに、市役所内の各課に女性人材登録台帳を周知し、積極的に活用してもらえるよう、働きかける。				

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[重点] 審議会等への女性委員の参画推進			No.	2
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。				
年度	目標	審議会等の女性委員割合			
	項目	現状 (平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	32%	34%	36%	
実績	28.2%	31.3% 平成27年4月1日現在	31.6% 平成28年4月1日現在		
取組状況	平成26年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合28.8%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成27年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は4であった。 平成27年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合31.3%)に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成28年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は3であった。				
男女共同参画の視点から見た効果	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、視点が多様になる。				
今後の課題等	市川市女性人材登録台帳の活用を庁内担当部署に要請するとともに、女性委員登用の意義について周知を図る。				

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[重点][新規] 市女性職員の管理職登用促進			No.	3
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。				
年度	目標	市女性職員の管理職割合			
	項目	現状 (平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	16%	18%	20%	
実績	15.2%	16.0%	17.3%		
取組状況	女性職員のキャリア意識の向上と管理職昇任試験受験の促進を図るため、女性副主幹研修を2回、女性主幹研修を1回実施した。主幹職選考試験の女性受験割合は、6.6%であり、前年度より減少した。また、課長職選考試験の女性受験者は7名、受験割合は20.0%で前年度より増加した。	女性職員の上位職への意識啓発として、副主幹3～4年目を対象とした研修を2回、主査3～4年目を対象とした研修を1回実施したが、主幹職選考試験の女性受験割合が前年度より減少した。また、課長職選考試験の女性受験者は9名、受験割合は22.0%で前年度より増加した。			
男女共同参画の視点から見た効果	管理職の女性割合が増えることで、多様な発想が生まれる。	管理職の女性割合が増えることで、多様な発想が生まれる。			
今後の課題等	女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率をあげる必要がある。	女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、まずは、女性職員の昇任試験受験率をあげる必要がある。			

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	[新規] 市職員への男女共同参画に関する研修の実施			No.	4
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。				
年度	目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
	項目	現状 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	3回	3回	3回	
実績	3回	4回	4回		
取組状況	新規採用職員の初任者研修のなかで、男女共同参画に関する取り組みについて研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。	新規採用職員の研修において、男女共同参画に関する研修を実施した。また、女性職員研修の中で男女共同参画の必要性について研修を実施した。			
男女共同参画の視点から見た効果	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。	新規採用職員研修の中で男女共同参画に関する研修を行うことで、早期より男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。			
今後の課題等	全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。	全ての市職員が男女共同参画に関する研修の機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。			

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	男女共同参画センター使用団体の活動促進			No.	5
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行います。				
年度 項目	目標	男女共同参画センター利用率			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	51%	52%	53%	
実績	50.8%	49.5%	50.6%		
取組状況	センターの利用団体数は、延べ6,342団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内したり、男女共同参画センター情報紙により利用促進に努めた。	センターの利用団体数は、延べ6,499団体。講座等の参加者へ男女共同参画センターの利用について案内したり、男女共同参画センターの利用促進を図るためパンフレットを関連施設に配布した。			
男女共同参画の視点から見た効果	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。			
今後の課題等	利用率の低い時間帯の利用を促進する。	利用率の低い時間帯の利用を促進する。			

■ 事業報告書

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進  
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	市民等への男女共同参画情報の発信			No.	6
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。				
年度 項目	目標	—			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	12回 (ウイズレター発行数)	5回 (ウイズレター発行数)		
取組状況	男女共同参画センター情報紙を発行するとともに、広報いちかわや市公式Webサイトにおいて、男女共同参画に関する情報を発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。	男女共同参画センター情報紙を5回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報いちかわや市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。			
男女共同参画の視点から見た効果	様々な手段で男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進む。	様々な手段で男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進む。			
今後の課題等	広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。	広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターにおける講演会の実施		No.	7
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。			
項目	年度	目標 男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	350人	350人	350人
実績	266人	370人	504人	
取組状況	<p>「防災セミナー」「女性起業チャレンジフェスタinいちかわ」「女性・高齢者再デビュー推進フォーラム」を共催事業として開催したほか、子育て支援課と連携して「WLB検定&amp;バルーンアート体験」を開催した。参加率は66.1%(定員560人)。</p> <p>主催事業「ウィズカレッジ15」、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」などの講演会を実施したほか、男女共同参画センターの利用団体と共催講座や講演会を実施した。</p> <p>6事業 (主催 2事業 共催 4事業)</p>			
男女共同参画の視点から見た効果	<p>様々な講演会を開催することで、男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターの取り組みを広く周知できる。</p> <p>様々な講演会を開催することで、男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターの取り組みを広く周知できる。</p>			
今後の課題等	<p>集客を工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。</p> <p>集客を工夫しながら、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。</p>			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用		No.	8
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。			
項目	年度	目標 —		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	
取組状況	<p>利用団体が情報発信できる「情報交換ボックス」を整備するとともに、「男女共同参画コーナー」や「国・県のお知らせコーナー」を設置し、関係資料を分野別に配置した。</p> <p>利用団体、一般市民の方々の打合せ等にロビーを提供。毎月1回、ロビーの一部で女性の社会進出、起業などについてゲストを迎え座談会形式で行う「いちカフェ@ウィズ」を実施した。また、国、県、他市、学校などの情報をチラシ棚に配置し発信した。</p>			
男女共同参画の視点から見た効果	<p>市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。</p> <p>市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。</p>			
今後の課題等	<p>「情報交換ボックス」の効果的な利用を推進し、男女共同参画センターのロビーが利用者の交流の場となるよう、さらに周知を行う。</p> <p>利用者が固定化傾向にあることから新規利用者を増やすため男女共同参画センターのロビーの利用についてPRしていく。</p>			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行います。			
年度	目標	「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	概ね達成できた	—
目標数値	—	360人	380人	400人
実績	350	240人	332人	
取組状況	人権週間中の12月7日(日)ヒューマンフェスタいちかわ2014を開催、講師は市川市出身の元プロ野球選手G.G.佐藤氏。演題「妄想のすすめ」～諦めなくて夢をつかむには～参加者へのアンケートでは、98%の方が「良かった」という結果だった。		人権週間中の12月5日(土)ヒューマンフェスタいちかわ2015を開催、講師は盲目のヴァイオリニスト穴澤雄介氏。演題「見えなくなったら、希望が見えた」参加者へのアンケートでは、99%の方が「良かった」という結果だった。	
男女共同参画の視点から見た効果	毎年12月4日から10日の人権週間期間中にイベントを開催することで、人権意識の高揚が図られる。		毎年12月4日から10日の人権週間期間中にイベントを開催することで、人権意識の高揚が図られる。	
今後の課題等	人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。		人権イベントに関するPRを積極的に行うほか、教育委員会と連携し、集客を図る。	

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	[新規] 市職員への男女共同参画に関する情報の発信		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。			
年度	目標	市職員への男女共同参画情報の発信回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	4回	4回	4回
実績	—	4回	4回	
取組状況	平成25年8月に市職員向けに創刊した男女共同参画センター情報紙を庁内メールで配信。平成27年度は、性的マイノリティを特集し全4回配信した。		市職員向け男女共同参画センター情報紙を庁内メールで配信。平成27年度は、性的マイノリティを特集し全4回配信した。	
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。		市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。	
今後の課題等	市職員に対して男女共同参画に関する情報発信を継続していく必要がある。		男女共同参画に関する時事的な情報について市職員へ発信を継続していく。	

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発			No.	11
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。				
年度	目標	市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発活動の回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	—	1回	1回		
取組状況	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。	男女共同参画センター情報紙の号外版を市内の保育園や幼稚園に対して発送し、啓発を行った。平成27年度は、積極的な取組みを行っている市内幼稚園長のコメントを掲載した。			
男女共同参画の視点から見た効果	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。	就学前のこどもの教育・保育現場で働く職員に男女共同参画の啓発を行うことで、差別のない教育・保育が推進できる。			
今後の課題等	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。	男女共同参画センター情報紙による啓発を継続していく。			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 人権教室の実施			No.	12
				所管課	男女共同参画課
事業概要	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室を実施します。				
年度	目標	人権教室の実施校数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	33校	36校	39校	
実績	30校	30校	39校		
取組状況		人権擁護委員が公立小学校30校から依頼を受けて実施した。また、市立保育園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。	人権擁護委員が公立小学校39校から依頼を受けて実施した。また、市立幼稚園1園でも人権擁護委員による人権啓発活動を実施した。		
男女共同参画の視点から見た効果	他人の痛みを理解できる心、思いやりの心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。	身近な人の痛みを理解できる心が育まれるよう人権擁護委員が、親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。			
今後の課題等	児童が在学中に1度は人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。	児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。			



■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 人権講演会の実施			No.	13
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権の尊さについて理解してもらえよう、市川人権擁護委員が中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を実施します。				
年度	目標	人権講演会の実施校数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	2校	2校	2校	
実績	2校	2校	2校		
取組状況	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が第二中学校と第三中学校で「いじめをなくすために」、「人権について」の演題でそれぞれ講演会を実施した。	人権擁護委員のうち弁護士委員2名が第一中学校と妙典中学校で「東日本大震災と人権」、「いじめや虐待をみんなでなくそう」の演題でそれぞれ講演会を実施した。			
男女共同参画の視点から見た効果	人権擁護委員による講演会であり、人権の尊重について学ぶ機会となる。	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。			
今後の課題等	人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめ等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。	人権擁護委員と公立中学校との連携を深め、いじめ等学校での課題を取り入れながら講演会を実施していく。			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施			No.	14
				所管課	男女共同参画課
事業概要	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。				
年度	目標	男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回		
取組状況	父子でひとつのデコレーションケーキと豚汁とおむすび作りを体験しながら、普段できない作業を通じて、家族がお互いに協力し合えるような講座となった。	父子向けの講座として「親子DEクッキング ～父子でクリスマスケーキを作ろう～」と題して料理教室を開催。デコレーションケーキや豚汁、おにぎりを作った。 参加人数 19人			
男女共同参画の視点から見た効果	親子での協働作業体験が、家事に対する意識であったり、子どもとの係わり合い方など、見直す機会になる。	ひとつの作品を共同作業で作り上げる経験が、父親の家庭における子育てへの参加、家事への関心、協力など意識改革につながる。			
今後の課題等	年末に親子DEクッキングを開催しているが、他の講座への展開の可能性も検討していく。	今後も料理教室のほか、新たな視点も取り入れ、父子向けの講座の開催を検討していく。			

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	[新規] 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施			No.	15
				所管課	男女共同参画課
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。				
項目	年度	目標 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	—	5回	3回		
取組状況	家庭教育学級の「共通講座」と連携し、男女共同参画課が行う「ウイズ・カレッジ14」「ワーク・ライフ・バランスセミナー」「ヒューマンフェスタいちかわ2014」「女性起業チャレンジフェスタ」「防災セミナー」の開催についてお知らせし、各種講演会などの参加の呼びかけを行った。		男女共同参画課が開催する「ウイズ・カレッジ15」や「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「ヒューマンフェスタいちかわ2015」等を家庭教育学級の「共通講座」に指定。開催についてお知らせし、参加の呼びかけを行った。		
男女共同参画の視点から見た効果	社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。		社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団である家庭への働きかけができる。		
今後の課題等	今後も、家庭教育学級の「共通講座」と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座を企画していく。		今後も、家庭教育学級と連携し、家庭内での男女共同参画、平等教育に関する講座を企画していく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	男女共同参画に関する講座等の実施			No.	16
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。				
項目	年度	目標 男女共同参画に関する講座等の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	6回	6回	6回	
実績	6回	17回	16回		
取組状況	主催講座を11回、共催講座を6回開催した。参加者アンケートによる満足度は86.9%であった。		主催講座を10回、共催講座を6回開催した。参加者アンケートによる満足度は89.2%であった。		
男女共同参画の視点から見た効果	講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。		講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。		
今後の課題等	利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。		利用が少ない若年層や男性などを含め幅広い世代の参加を促す講座を取り入れていく。		

■ 事業報告書

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進  
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	情報資料室の充実			No.	17
				所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。				
年度	目標	男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	不十分だった	—	—
目標数値	—	800人	800人	800人	800人
実績	702人	639人	352人		
取組状況	蔵書数は15,956冊。男女共同参画関係の情報誌や、冊子等を収集した。また、男女共同参画センターの講座や講演会のテーマに合う図書の紹介を随時行い、参加を促すなど運動して事業を展開した。		蔵書数は16,146冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報提供など実施。また、男女共同参画センターの講座や講演会のテーマに合う図書の紹介を随時行い、参加を促すなど運動して事業を展開した。		
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画センターを利用することにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。		情報資料室にて他図書館の本の貸出しを行い、閲覧室を提供することで男女共同参画関係図書の存在を伝えることができる。		
今後の課題等	男女共同参画センターの研修室使用のために来館した方等への資料室利用を促す。		利用者については、市川駅南口図書館の開設以降減っている。図書館と連携し社会の動きにあった男女共同参画に関する情報を提供していく。		

■ 事業報告書

主要課題8 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現  
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	[新規] 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施			No.	18
				所管課	男女共同参画課
事業概要	個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。				
年度	目標	男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	—
目標数値	—	1回	1回	1回	1回
実績	1回	2回	2回		
取組状況	就労支援講座の開催をはじめ、女性起業チャレンジフェスタにおいて、就労支援に関するコーナーを設け、キャリアコンサルタントが相談に応じた。また、マザーズハローワークの再就職セミナー開催時に、当センターの会場提供を行った。		仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えているの方を対象に就労支援セミナーを実施した。また、共催事業「ハビキャリアフェスタ」において、就労支援に関するコーナーを設け、キャリアコンサルタントによる相談会を実施した。		
男女共同参画の視点から見た効果	家庭生活と、仕事、育児、介護等の両立が図られる。		家庭生活と、仕事、育児、介護等の両立が図られる。		
今後の課題等	参加者を増やすために、講座内容・周知方法を工夫する。		参加者を増やすために、講座内容・周知方法を工夫する。		

■ 事業報告書

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現  
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	[重点] 事業者への男女共同参画啓発			No.	19
				所管課	男女共同参画課
事業概要	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。				
年度	目標	事業者への男女共同参画啓発活動の回数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回		
取組状況	商工振興課雇用労政担当室と連携し、市内事業所1,632社に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発ペーパーを平成27年2月に配布した。		「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を市内女子大学を会場に実施し、企業向け個別相談会も併せて実施した。 平成27年10月17日(土)参加人数 160人 企業向け相談会 2社		
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。		男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。		
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。		さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。		

■ 事業報告書

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現  
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	[重点][新規] 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進			No.	20
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取るにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。				
年度	目標	市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数			
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	5人	10人	15人	
実績	1人	4人	9人		
取組状況	啓発メール(ウィズレター)により、市職員へ、男女のワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。		職員みんなで支え合い計画(第3次市川市役所次世代育成支援行動計画)に基づく、ノー残業月間のキャンペーン等によりワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進した。		
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。		市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。		
今後の課題等	市職員への啓発メールにより、育児休業等取得への理解を促す。		市職員一人ひとりが「職員みんなで支え合い計画」の目的と内容について理解し、さらにワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進する。		

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実  
個別課題11 生活の場での自立の推進

事業名	[新規] 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施		No.	21
			所管課	男女共同参画課
事業概要	家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。			
年度	目標	生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	2回	2回	
取組状況	<p>主催講座として、男性に料理の基本、楽しさを知ってもらいながら、生活的自立を図る毎年人気の「男性の料理教室」を開催した。共催講座として、NPO法人ナルク市川生きがいつくりの会と潜在力を地域で活かす「女性・高齢者再デビュー推進フォーラム」を開催した。</p> <p>男性の生活の場での自立を推進するため「男性の料理教室」をこの講座受講者が発足させた男性の料理サークル3団体の協力を得て開催した。</p> <p>参加人数 40人(延べ149人)</p>			
男女共同参画の視点から見た効果	<p>誰もが協力し支え合いながら、お互い家族の一員として生活の場での自立の推進が図られる。</p> <p>料理を通して、日々の献立、買出し、調理、食卓までの一連の作業に思いを寄せ、協力的思考を改めて育む効果。</p>			
今後の課題等	<p>家族が協力し支え合うことができる内容の講座を実施していく。</p> <p>家族が協力し支え合うことができる内容の講座を実施していく。</p>			

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実  
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性のための相談		No.	22
			所管課	男女共同参画課
事業概要	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけられることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。			
年度	目標	相談件数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—
目標数値	—	—	—	—
実績	2,150件	2,691件	1,884件	
取組状況	<p>相談員が3人体制で相談にあたるよう採用を行った。26年度採用は3名であったが、退職は2名。平成26年4月～6月5名・7月～10月6名・11月～3月5名体制であった。</p> <p>複雑化、多様化している相談に対応するため専門知識や経験のある相談員の採用に努め、DV相談の体制整備に取り組んだ。</p>			
男女共同参画の視点から見た効果	<p>相談の最終目標は、対象者に自ら問題を解決できる力を持たせることであるため、女性の自立に密接に関係している。</p> <p>相談の最終目標は、対象者に自ら問題を解決できる力を持たせることであるため、女性の自立に密接に関係している。</p>			
今後の課題等	<p>今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。今後も相談体制を強化していく。</p> <p>今後も一般相談・DV相談・法律相談により、様々な相談に対応できるよう、きめ細やかな質の高い相談を行っていく。今後も相談体制を強化していく。</p>			

■ 事業報告書

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実  
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性弁護士による女性のための無料法律相談		No.	23
			所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。			
項目	年度	目標	相談件数	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	概ね達成できた	—
目標数値	—	150件	160件	170件
実績	131件	196件	133件	
取組状況	毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。法律相談だけを希望される方以外にも、一般相談やDV相談で法的支援が必要な場合にも法律相談を案内した。		毎週水曜日の午後、1日5人まで実施。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合にも法律相談を案内した。	
男女共同参画の視点から見た効果	法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。		法的支援を柱とした、女性の人権を守るための事業であり、男女共同参画社会の実現に寄与する。	
今後の課題等	今年度は、相談件数が増加したが、引き続き相談窓口の啓発に努める。		女性を対象とした女性弁護士による相談窓口である特性を活かし、引き続き相談窓口の啓発に努める。	

■ 事業報告書

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶  
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	市民等への人権啓発情報の発信		No.	24
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員の日(6月1日)や人権週間(12月4日～10日)を中心に、広報等で啓発活動を行います。			
項目	年度	目標	—	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載	人権擁護委員の日、人権週間に実施した各事業を広報に掲載	
取組状況	人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による1日特設相談 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映中  人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品市川FM放送 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいかわ2014開催		人権擁護委員の日 ・人権擁護委員による特設相談 ・DVD「あなたがあなたらしく生きるために」(性的マイノリティと人権)の上映  人権週間 ・人権原画ポスター展示 ・中学生人権作文コンテスト優秀作品市川FM放送 ・本庁舎前懸垂幕の掲示 ・ヒューマンフェスタいかわ2015開催	
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。		男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。	
今後の課題等	人権擁護委員の日があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。		人権擁護委員及び、その活動があまり知られていないため、広報活動を工夫し、周知していく。	

■ 事業報告書

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、厚生支援

事業名	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催		No.	25
			所管課	男女共同参画課 他
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。			
年度	目標	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	—	2回	2回	
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。 (関係部署の職員の参加を依頼、より広く情報等の共有が行えた。)		
男女共同参画の視点から見た効果	被害者への支援を適切に行うことから、人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与する。	被害者への支援を適切に行うことから、人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与する。		
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。		

■ 事業報告書

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	[新規] 相互理解のための啓発・交流事業		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。			
年度	目標	在住外国人との交流活動実施回数		
	項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	1回	1回	
取組状況	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子を含め異文化交流を目的とした講座を行った。	地域で活動するNPO法人と連携し、在住外国人親子の異文化交流を目的とした「お正月のしめ縄づくり講座」を行った。 参加人数 10人		
男女共同参画の視点から見た効果	国籍、文化、慣習、宗教をこえて、地域での交流を持ち、在住外国人と共に、地域住民が男女共同参画を目指す。	在住外国人が持つ日本の子育て文化への疑問や戸惑いをテーマに参加者が交流し、異文化背景をもつ参加者同士で子育てに関する男女共同参画について考える機会となる。		
今後の課題等	在住外国人の参加者数の増加を図る。	様々な文化背景を持つ在住外国人が参加しやすい企画を考えていく。		

■ 事業報告書

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備  
個別課題23 推進体制の充実

事業名	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。				
年度	目標	男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	—	
目標数値	—	5回	5回	5回	
実績	2回	(6事業)13回	(6事業)23回		
取組状況	共催事業として、6事業行った。 ①女性向け社会復帰支援セミナー(いちかわ子育てネットワーク)＝3回 ②潜在力を地域で活かす「女性・高齢者再デビュー推進フォーラム」(ナルク市川生きがいつくりの会)＝1回 ③女性のための情報&アートスペースベルヴィ(ウィル市川)＝1回 ④女性起業チャレンジフェスタinいちかわ(チャレンジフェスタ実行委員会)＝1回 ⑤防災セミナー(市川女性の集い連絡会)＝1回 ⑥いち☆カフェ@ウィズ(いちかわ子育てネットワーク)＝6回	共催事業として、6事業実施した。 ①いち☆カフェ@ウィズ(いちかわ子育てネットワーク)＝12回(参加人数 53人) ②女性のための情報&アートスペースベルヴィ(ウィル市川)＝7回(参加人数 51人) ③介護保険制度改正と市民参加の意義(ナルク市川)＝1回(参加人数 54人) ④人生100年時代の生活設計(ナルク市川)＝1回(参加人数 73人) ⑤ハビキャリフェスタ(ハビキャリフェスタ実行委員会)＝1回(参加人数 40人) ⑥第11回女性の集い(市川女性の集い連絡会)＝1回(参加人数 150人)			
男女共同参画の視点から見た効果	団体等の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながる。	団体等の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながる。			
今後の課題等	開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事業を行っていく。	開催時期を共催する各団体と調整し、計画的に事業を行っていく。			

■ 事業報告書

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備  
個別課題23 推進体制の充実

事業名	男女共同参画に関する情報収集			No.	28
				所管課	男女共同参画課
事業概要	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。				
年度	目標	—			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	—	—		
取組状況	千葉県内の男女共同参画行政担当者の連絡会議や、男女共同参画センター等連絡会議に出席した。 また、26年度は、千葉県男女共同参画地域推進員の中で、当市委員が含まれている千葉・葛南地域での幼稚園出前講座を、県・近隣市・葛南地域の推進員と連携を図り本市市立幼稚園で行った。	男女共同参画センター等連絡会議に出席し、近隣市と男女共同参画に関する行事の情報交換を行った。 また、市民を代表して千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の会議及び事業にも参加し、情報交換に努めた。			
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。	地域における男女共同参画の推進につながる。			
今後の課題等	県や近隣市の男女共同参画に関する取り組みを参考にし、男女共同参画センターでの啓発活動等に取り入れていく。	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ男女共同参画センターの運営や啓発活動等に生かしていく。			



■ 事業報告書

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

個別課題24 計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する市民意識調査の実施		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。			
年度 項目	目標	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第5次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	—
目標数値	—	14%	17%	20%
実績	12.5% (e-モニターアンケート)	11.9% (e-モニターアンケート)	10.5% (e-モニターアンケート)	
取組状況	<p>男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」づくりを目指し取り組んでいる。</p> <p>男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。</p> <p>「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.2%であり前回調査(49.3%)よりも7.1ポイント減少していることから、固定的性別役割分担意識の解消がみられた。</p>		<p>男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。</p> <p>「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に賛成の割合は42.3%であり前回調査(42.2%)と同程度の結果であった。</p>	
男女共同参画の視点から見た効果	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。		アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。	
今後の課題等	男女共同参画の活動拠点である「男女共同参画センター」を効果的に利用していただき、市民の皆様に男女共同参画をわかりやすく身近な問題として捉えていただけるよう努めていく。		男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。	

7頁 事業No.7 【取組状況、今後の課題等】

【誤】
主催事業「ウィズカレッジ15」、 「ワーク・ライフ・バランスセミナー」などの講演会を実施したほか、 男女共同参画センターの利用団体 と共催講座や講演会を実施した。 6事業（主催 2事業 共催 4事 業 参加504人）



【正】
主催事業「ワーク・ライフ・バラ ンスセミナー」、「セクシャルマイ ノリティに関する講演会」を実施 したほか、男女共同参画センター の利用団体と共催講座や講演会 を実施した。 6事業（主催 2事業 共催 4 事業 参加504人）

18頁 左表 【平成27年度 取組状況】

【誤】
主催事業「ウィズカレッジ15」、 「ワーク・ライフ・バランスセミナー」などの講演会を実施したほか、 男女共同参画センターの利用団体 と共催講座や講演会を実施した。 6事業（主催 2事業 共催 4事 業 参加504人）



【正】
主催事業「ワーク・ライフ・バラ ンスセミナー」、「セクシャルマイ ノリティに関する講演会」を実施 したほか、男女共同参画センター の利用団体と共催講座や講演会 を実施した。 6事業（主催 2事業 共催 4 事業 参加504人）

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画  
第2次DV防止実施計画（平成26～28年度）

平成27年度 年次報告書



平成28年7月

男女共同参画課

## 目 次

<b>1. 年次報告に関する説明</b>	.....	<b>2</b>		
<b>2. 体系図</b>	.....	<b>3</b>		
<b>3. 基本目標ごとのまとめ</b>	.....	<b>4</b>		
<b>4. 事業別一覧</b>	.....	<b>5</b>	～	<b>11</b>
<b>5. 事業ごとの実績報告書</b>	.....	<b>12</b>	～	<b>28</b>

## ∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「第2次DV防止実施計画(平成26～28年度)」が「市川市男女共同参画基本計画に基づく第5次実施計画(平成26～28年度)」の一部分でもあることから、「第2次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成27年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

### ○ 所管課自己評価について

進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。

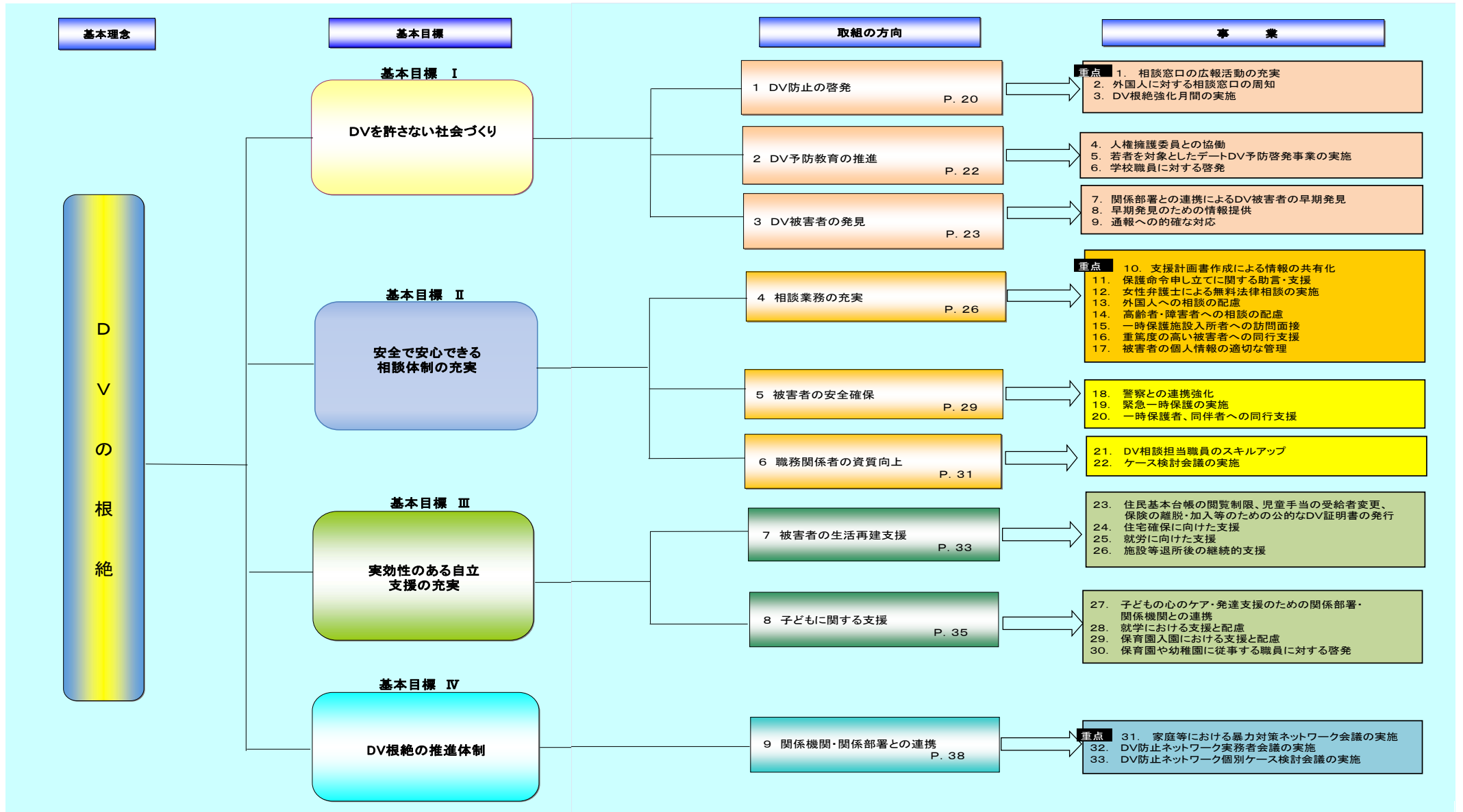
- : 十分達成できた
- : 概ね達成できた
- : やや不十分だった
- : 不十分だった

○ 基本目標ごとのまとめ(4頁)は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとの事業数を掲載しました。

○ 事業別一覧(5～11頁)は、各事業ごとに平成27年度の内容をまとめたものです。

○ 12～28頁は、各事業ごとの実績報告書の個票です。

# 体系図



■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

基本目標	成果指標	平成24年度 現状値 (e-モニターアン ケート)	平成27年度 目標値	平成27年度 (e-モニターアン ケート結果)	今後の取組み
I DVを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	91%	97%	92%	DVおよび相談窓口について、今後も継続的に周知を行っていく。
II 安全で安心できる相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合	26.5%	40%	22%	DV被害者に相談窓口の存在が確実に届くよう周知を行っていく。
III 実効性のある自立支援の充実	基本目標IIIの施策が進んでいると思っている市民の割合	13.1%	20%	10%	DV被害者に寄り添い、きめ細やかな支援を行っていく。
IV DV根絶の推進体制	DV防止実施計画を知っている人の割合	20.1%	40%	13%	実施計画について、今後も継続的に周知を行っていく。

(基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数				平成27年度の評価
	十分達成 できた	概ね達成 できた	やや 不十分 だった	不十分 だった	
I DVを許さない社会づくり	9	0	0	0	「十分達成できた」が9事業中9事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。
II 安全で安心できる相談体制の充実	12	0	1	0	「十分達成できた」が13事業中12事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。
III 実効性のある自立支援の充実	8	0	0	0	「十分達成できた」が8事業中8事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。
IV DV根絶の推進体制	3	0	0	0	「十分達成できた」が3事業中3事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。

■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向1 DV防止の啓発								
1	[重点] 相談窓口の広報活動の充実	男女共同 参画課	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。	配布箇所数	45箇所	70箇所	十分達成 できた	DV相談窓口の案内カードを庁内40課、市内全公民館16館に加え、地域ケアシステム活動拠点14箇所に配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内。  チラシやカードを継続的に配布していくとともに、市公式web等での広報により、一人でも多くのDV被害者に情報提供できるよう工夫する。
2	外国人に対する 相談窓口の周知	男女共同 参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。	配布箇所数	35箇所	40箇所	十分達成 できた	外国人DV被害者へ向けて、5ヶ国語のチラシ・カードを庁内40課に配布した。  チラシやカードを継続的に配布していくとともに、市公式web等での広報により、一人でも多くのDV被害者に情報提供できるよう工夫する。
3	[新規] DV根絶強化月間の実施	男女共同 参画課	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。	DVに関するアンケートの回収数	100件	184件	十分達成 できた	DV根絶強化月間に、「DV防止セミナー」を実施した。参加人数は24人。 その他、広報いちかわにて「DV根絶強化月間」の記事を掲載したり、男女共同参画センター利用者に向けてDVに関するアンケート調査を実施した。アンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。  DV根絶強化月間に併せた啓発活動や広報記事の掲載を今後も続け、DV根絶に向けた更なる啓発に努める。
取組の方向2 DV予防教室の推進								
4	人権擁護委員との協働	男女共同 参画課	人権擁護委員との協働による小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室や中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を行います。	実施校数	38校	41校	十分達成 できた	市内公立小学校全39校で人権教室を、中学校2校で人権講演会を実施した。 そのほか、幼稚園1園でも人権啓発活動を実施した。  児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。



No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
5	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施	男女共同 参画課	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。	配布校数	5校	15校	十分達成 できた	市内の高校1・2年生約9,000人を対象に、デートDVリーフレットを配布し啓発に努めた。配布枚数は9,230枚。 引き続きデートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。
6	[新規] 学校職員に対する啓発	男女共同 参画課、 指導課、 保健体育課	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。	研修実施回数	2回	2回	十分達成 できた	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。 参加した養護教諭は65人、ライフカウンセラーは55人。 今後も継続的に研修会を実施し、新任者には、暴力に対する正しい理解と相談窓口を周知していき、在職者には、更に浸透していくよう努める。
取組の方向3 DV被害者の発見								
7	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見	男女共同 参画課	市役所の様々な行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口以案内できるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるよう関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。	DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数	1回	1回	十分達成 できた	平成27年度は、行徳支所の窓口の職員を対象にDV相談窓口連携マニュアル説明会を実施し、DV被害者を発見した場合に円滑に連携できるよう、DVについての説明や相談窓口についての情報提供を実施した。 異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。
8	早期発見のための情報提供	男女共同 参画課	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口以案内できるよう啓発を行います。	研修会実施回数	1回	1回	十分達成 できた	平成27年度は幼稚園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の全公立幼稚園長7人。 また、DVに関するリーフレットを市立小中特別支援学校職員、保育園職員、幼稚園職員を対象に配布し啓発した。配布部数は、各学校・各園20部の1780部。 引き続き学校、幼稚園、保育園関係者への啓発ツールとしてDVリーフレットを活用していく。
9	[新規] 通報への的確な対応	男女共同 参画課	通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。	医療関係や市民からの通報件数	—	7件	十分達成 できた	平成27年度は医療関係者から1件、縁故・知人から6件の通報があった。 命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。 担当職員と相談員が常に情報共有・協議しながら対応していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実								
取組の方向4 相談業務の充実								
10	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化	男女共同 参画課	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。	支援計画書作成数	—	21件	十分達成 できた	平成27年度は、緊急一時保護21件に対応した。それぞれの状況を考慮し、支援計画を立て、関係部署・関係機関と連携しながら計画的に支援を行った。  相談員や職員が共通認識を持って計画的な支援を行っていく。
11	保護命令申し立てに関する助言・支援	男女共同 参画課	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。	裁判所への書面の提出件数	—	2件	十分達成 できた	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。  全ての相談員が保護命令に関する相談に対して適切に対応できるよう、制度についての理解を深める。
12	女性弁護士による無料法律相談の実施	男女共同 参画課	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。	相談件数	160件	133件	やや不十分 だった	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。  相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。
13	外国人への相談の配慮	男女共同 参画課	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。	外国人の相談件数	—	64件	十分達成 できた	日本語での日常会話が困難な外国人相談者の場合は、通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。  速やかに通訳者の派遣を依頼し、面接相談に支障がでないようにする。また、通訳者に対して、DVについての正しい知識を取得していただく養成講座等の実施を検討していく。
14	高齢者・障害者への相談の配慮	地域福祉 支援課、 障害者支援課	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数	—	76件	十分達成 できた	高齢者や障害者のDV被害については、関係部署との連絡調整をして、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。  配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に判断し、他機関へ送致し、2次被害を防ぐよう努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	一時保護施設入所者への訪問面接	男女共同参画課	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。	一時保護者への訪問面接を実施する割合	100%	100%	十分達成できた	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。 一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続していく。
16	重篤度の高い被害者への同行支援	男女共同参画課	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。	同行支援を行ったケース数	—	21件	十分達成できた	手続き等の事務処理が困難なDV被害者に同行支援を実施した。 必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。
17	[新規]被害者の個人情報の適切な管理	男女共同参画課	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。	—	—	—	十分達成できた	相談者の情報・相談内容に関しては、外部へ情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はない。 関係機関の支援が必要な場合においては、相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。 今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。
取組の方向5 被害者の安全確保								
18	警察との連携強化	男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。	警察と連携したケース数	—	15件	十分達成できた	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。 また、危険が高まった場合の警察への連絡について助言を行った。 緊急性や危険性を把握したうえで確実に警察につなぎ、安全確保を図る。
19	緊急一時保護の実施	男女共同参画課	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。	婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数	—	11件	十分達成できた	婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。 婦人保護施設等への緊急一時保護件数21件のうち、警察が対応した件数が10件で、市が対応したケースが11件であった。 緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
20	一時保護者、同伴者への同行支援	男女共同参画課	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。	同行支援を行ったケース数	—	10件	十分達成できた	一時保護施設入所者の転居先を探す(退所後の居住地を確保する)ため、入所施設の下見のための同行支援等を実施した。 一時保護施設入所者の不安を和らげるためにも、同行支援を実施していく。
取組の方向6 職務関係者の資質向上								
21	DV相談担当職員のスキルアップ	男女共同参画課	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。	研修会参加回数	3回	13回	十分達成できた	DV担当職員の経験年数等に応じて、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。 担当職員がスキルアップできるよう、研修会へ積極的に参加していく。
22	ケース検討会議の実施	男女共同参画課	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。	会議実施回数	12回	12回	十分達成できた	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて情報共有し、職員同士が連携して対応できるようにしている。 あらゆるケースに円滑に対応できるよう、体制整備に努める。
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実								
取組の方向7 被害者の生活再建支援								
23	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行	男女共同参画課	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。	DV証明書の発行数	—	136枚	十分達成できた	配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。相談者が抱える問題解決の手続きに必要な証明書を発行した。 必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。
24	住宅確保に向けた支援	男女共同参画課	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数	—	14件	十分達成できた	県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成27年度は、住居確保のための同行支援を9件実施し、公営住宅入居のためのDV証明書を5枚発行した。 住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
25	就労に向けた支援	男女共同参画課	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。	講座等の開催数	1回	1回	十分達成できた	男女共同参画センター主催講座として「就労支援セミナー」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを配布し相談者への周知を行った。就労についての悩みを抱えている相談者に、就労に関する情報提供を行っていく。
26	施設等退所後の継続的支援	男女共同参画課	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数	—	15/(全体)21件	十分達成できた	一時保護施設等の退所後の自立に向けて、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。関係部署・機関と連携し、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援をしていく。
取組の方向8 子どもに関する支援								
27	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	男女共同参画課	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。	児童相談所や関係部署との連携数	—	18件	十分達成できた	母子で避難するような緊急性の高いケースを中心に、同伴する子どもにも配慮した支援を実施するため、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。子どもの健全な発育が図られるよう、関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。
28	就学における支援と配慮	男女共同参画課	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数	—	6件 ※一時保護による連携ケース数	十分達成できた	緊急避難するケース、あるいは、緊急避難してきたケースの子どもについては、一時的に学校へ通学していないことから、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように学校関係部署と転入について連携を図った。相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。
29	保育園入園における支援と配慮	男女共同参画課	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。	保育園と連携したケース数	—	7件	十分達成できた	DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	27年度目標	27年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
30	[新規] 保育園や幼稚園に 従事する職員 に対する啓発	男女共同 参画課	就学前教育等従事職員を対象に、世代間 連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子ども の心のケアの重要性について関係部署 と連携し研修を実施します。	研修会実施 回数	1回	1回	十分達成 できた	平成27年度は幼稚園の管理者である園長に向けて、DVの危険性 に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてな どの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の全公立幼稚 園長7人。  幼稚園等従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発 見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう 研修会を継続していく。
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制								
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携								
31	[重点][新規] 家庭等における 暴力対策ネット ワーク会議の実 施	男女共同 参画課、 地域福祉 支援課、 障害者支 援課、介 護保険 課、子育 て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待 の家庭等における様々な暴力に対応する ため、関係機関等で構成されるネットワ ーク会議の代表者会議を開催し、情報の共 有化を図るとともに連携を強化します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等 で対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。  関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援 実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネット ワーク会議で関係部署と協議していく。
32	[新規] DV防止ネット ワーク実務者会 議の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のため、関係機関・関係部 署との個別ケースの支援方針の確立、支 援の経過報告およびその評価を行い、新 たな情報を共有することを目的とした会 議を開催します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事 例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した 内容で協議した。  更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の 実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、 ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化して いく。
33	DV防止ネット ワーク個別ケ ース検討会 議の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のための情報の共有およ び関係機関・関係部署との個別ケース の相互連携を目的とした会議を開催 します。	会議開催回 数	—	18回	十分達成 できた	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、 関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、 相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討 会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と 情報共有しながら密接に連携し対応した。  緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連 携により個別ケース検討会議を実施しないケース がある一方で、計画的支援が必要で、時間的余裕 のあるケースに関しては個別ケース検討会議を 活用していく。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の広報活動の充実			No.	1
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。				
項目	年度	目標	配布箇所数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	45箇所	45箇所	45箇所	
実績	35箇所	56箇所	70箇所		
取組状況	窓口があるなどの庁内40課に加え、市内全公民館16館にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。		窓口があるなどの庁内40課、市内全公民館16館に加え、地域ケアシステム活動拠点14箇所にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。		
今後の課題等	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。		継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。		

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	外国人に対する相談窓口の周知			No.	2
				所管課	男女共同参画課
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。				
項目	年度	目標	配布箇所数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	35箇所	35箇所	35箇所	
実績	35箇所	40箇所	40箇所		
取組状況	外国人DV被害者に相談窓口がわかるよう、5ヶ国語のチラシ・カードを窓口があるなどの庁内40課に配布した。		外国人DV被害者に相談窓口がわかるよう、5ヶ国語のチラシ・カードを窓口があるなどの庁内40課に引き続き配布した。		
今後の課題等	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。		継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。		

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[新規] DV根絶強化月間の実施			No.	3
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVIに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。				
項目	年度	目標	DVに関するアンケートの回収数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	50件	100件	150件	
実績	—	77件	184件		
取組状況	DV根絶強化月間に、男女共同参画センター使用団体へ向けてアンケート調査を実施した。実施したアンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。		DV根絶強化月間に、「DV防止セミナー」を実施した。参加人数は24人。その他、広報いちかわにて「DV根絶強化月間」の記事を掲載したり、男女共同参画センター利用者に向けてDVIに関するアンケート調査を実施した。アンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。		
今後の課題等	受付窓口からも男女共同参画センター利用者に向けて、アンケート回答を促進し更なる啓発に努める。		DV根絶強化月間に併せた啓発活動や広報記事の掲載を今後も続け、DV根絶に向けた更なる啓発に努める。		

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働			No.	4
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員との協働による小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室や中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を行います。				
項目	年度	目標	実施校数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	35校	38校	41校	
実績	32校	32校	41校		
取組状況	市内公立小学校30校152学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、2校9学級増加した。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、保育園1園で人権啓発活動を実施した。		市内公立小学校39校208学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、9校56学級増加した。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、幼稚園1園で人権啓発活動を実施した。		
今後の課題等	「人権の花運動」は、小学校全39校と特別支援学校2校舎で実施できたが、人権教室は30校にとどまった。小学校全39校での人権教室の実施を目指す。		児童が在学中に人権教室を体験できるよう学校と連携しながら実施に努める。		



基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施			No.	5
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。				
項目	年度	目標	配布校数		
	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度(第2次DV防止実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	不十分だった	十分達成できた		
目標数値	—	5校	5校	5校	
実績	3校	0校	15校		
取組状況	平成25年度末にデートDVリーフレットを作成し、市内13の高校へ配布した。平成26年度は、千葉県が市内で高校生向け研修会を実施していたことから、平成26年度はリーフレットの配布をしなかった。				
今後の課題等	千葉県の啓発活動と重ならないよう県と連携しながら、改めて、デートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	[新規] 学校職員に対する啓発			No.	6
	所管課			男女共同参画課、指導課、保健体育課	
事業概要	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。				
項目	年度	目標	研修実施回数		
	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度(第2次DV防止実施計画最終年度)	
所管課自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回		
取組状況	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。参加した養護教諭は65人、ライフカウンセラーは55人。				
今後の課題等	今後も継続的に実施していき、新任の養護教諭とライフカウンセラーには、暴力に対する正しい理解を深めてもらうと同時に相談窓口を周知していく。在職の養護教諭とライフカウンセラーへは更に浸透していくよう努める。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見			No.	7
				所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所のような行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口以案内できるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるよう関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。				
項目	年度	DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数			
	目標				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
	所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	4回	0回	1回		
取組状況	<p>DV相談窓口連携マニュアル説明会としては実施していないが、関係部署の担当者と直接話をして、理解を深めた。また、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議等において、関係部署とDV相談があった場合の窓口について情報共有を図った。</p> <p>平成27年度は、行徳支所の窓口の職員を対象にDV相談窓口連携マニュアル説明会を実施し、DV被害者を発見した場合に円滑に連携できるよう、DVについての説明や相談窓口についての情報提供を実施した。</p>				
今後の課題等	<p>異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。</p> <p>異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。</p>				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	早期発見のための情報提供			No.	8
				所管課	男女共同参画課
事業概要	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口以案内できるよう啓発を行います。				
項目	年度	研修会実施回数			
	目標				
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	リーフレット作成	1回	1回	
実績	—	リーフレット作成	1回		
取組状況	<p>DVリーフレットを作成し、配布に向けての準備を進めた。</p> <p>平成27年度は幼稚園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の全公立幼稚園園長7人。また、DVに関するリーフレットを市立小中特別支援学校職員、保育園職員、幼稚園職員を対象に配布し啓発した。配布部数は、各学校・各園20部の1780部。</p>				
今後の課題等	<p>学校、幼稚園、保育園関係者へ啓発していくためにDVリーフレットを活用していく。</p> <p>引き続き学校、幼稚園、保育園関係者へ啓発していくためにDVリーフレットを活用していく。</p>				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり  
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	[新規] 通報への的確な対応			
	No.	9		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。			
項目	報告	医療関係や市民からの通報件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	26件	7件	
取組状況	平成26年度は医療関係者から3件、縁故・知人から23件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。 平成27年度は医療関係者から1件、縁故・知人から6件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。			
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センター職員で常に情報共有・協議しながら対応する。 配偶者暴力相談支援センター職員で常に情報共有・協議しながら対応する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化			
	No.	10		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。			
項目	報告	支援計画書作成数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	—	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	—	0件	21件	
取組状況	平成26年度は、緊急一時保護及び一時保護対応者に対し状況を踏まえた計画的な支援を行った。また、平成27年3月にDV相談支援システムを導入し、電子上で支援計画書を作成できるようにした。運用については平成27年度以降を予定している。 平成27年度は、緊急一時保護21件に対応した。それぞれの状況を考慮し、支援計画を立て、関係部署・関係機関と連携しながら計画的に支援を行った。			
今後の課題等	DV相談支援システムを活用し、配偶者暴力相談支援センターの相談員や職員が常に支援の方向性について共通認識を持って対応していく。 配偶者暴力相談支援センターの相談員や職員が共通認識を持って計画的な支援を行っていく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	保護命令申し立てに関する助言・支援			No.	11
				所管課	男女共同参画課
事業概要	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。				
項目	年度	報告	裁判所への書面の提出件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	1件	2件	2件		
取組状況	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。			
今後の課題等	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施			No.	12
				所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。				
項目	年度	目標	相談件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	やや不十分だった		
目標数値	—	150件	160件	170件	
実績	131件	196件	133件		
取組状況		毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。		
今後の課題等		相談件数が増加したが、引き続き、相談窓口の周知に努める。	相談件数は前年度に比べ減少した。より多くの方に法律相談を有効活用してもらえよう、引き続き相談窓口の周知に努める。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	外国人への相談の配慮		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。			
項目	報告	外国人の相談件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	101件	110件	64件	
取組状況	日本語での日常会話が困難な外国人相談者の場合は、安心して相談できるよう通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。	日本語での日常会話が困難な外国人相談者の場合は、安心して相談できるよう通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。		
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。また、通訳者に対して、DVについての正しい知識を取得していただく養成講座等の実施を検討していく。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	高齢者・障害者への相談の配慮		No.	14
			所管課	地域福祉支援課、 障害者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。			
項目	報告	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	—	119件	76件	
取組状況	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。		
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、来所したが他機関へ送致という2次被害を未然に防ぐよう努める。	配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、来所したが他機関へ送致という2次被害を未然に防ぐよう努める。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	一時保護施設入所者への訪問面接			No.	15
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。				
項目	年度	目標	一時保護者への訪問面接を実施する割合		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	100%	100%	100%	
実績	100%	100%	100%		
取組状況	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。		一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。		
今後の課題等	一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続する。		一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続する。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	重篤度の高い被害者への同行支援			No.	16
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。				
項目	年度	報告	同行支援を行ったケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	12件	9件	21件		
取組状況	DV相談者だけでは自立に向けた手続き等の事務処理が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。		DV被害者だけでは自立に向けた手続き等の事務処理が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。		
今後の課題等	必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。		必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[新規] 被害者の個人情報の適切な管理			
	No.	17		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。			
項目	年度	—		
	目標	—		
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
取組状況	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。
今後の課題等	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化			
	No.	18		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。			
項目	年度	—		
	報告	警察と連携したケース数		
項目	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
	所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた
目標数値	—	—	—	—
実績	17件	26件	15件	—
取組状況	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。
今後の課題等	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。			
項目	年度	報告		
	報告	婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	4件	11件	
取組状況	<p>婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。婦人保護施設等への緊急一時保護件数9件のうち、警察が対応した件数が5件で、市が対応したケースが4件であった。</p> <p>婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。婦人保護施設等への緊急一時保護件数21件のうち、警察が対応した件数が10件で、市が対応したケースが11件であった。</p>			
今後の課題等	<p>緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。</p> <p>緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。</p>			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	一時保護者、同伴者への同行支援		No.	20
			所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課
事業概要	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。			
項目	年度	報告		
	報告	同行支援を行ったケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	12件	9件	10件	—
取組状況	<p>一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。</p> <p>一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。</p>			
今後の課題等	<p>一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。</p> <p>一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。</p>			



基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ			No.	21
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法の制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。				
年度 項目	目標	研修会参加回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	3回	3回	3回	
実績	5回	8回	13回		
取組状況	DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。		DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。		
今後の課題等	担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。		担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。		

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実  
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	ケース検討会議の実施			No.	22
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。				
年度 項目	目標	会議実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	12回	12回	12回	
実績	9回	8回	12回		
取組状況	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。担当職員全体でのケース検討まで必要がなかった月もあり、平成26年度は8回の実施となった。		処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。		
今後の課題等	処遇困難ケースや危険度の高いケースに対しても円滑に対応できる体制整備に努める。		処遇困難ケースや危険度の高いケースに対しても円滑に対応できる体制整備に努める。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行			No.	23
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。				
項目	年度	報告	DV証明書の発行数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	103枚	145枚	136枚		
取組状況	配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。		配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。		
今後の課題等	今後も必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。		今後も必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住宅確保に向けた支援			No.	24
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。				
項目	年度	報告	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	7件	4件	14件		
取組状況	県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成26年度は、賃貸借契約のための同行支援を2件実施し、市営住宅入居のためのDV証明書を2枚発行した。		県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成27年度は、住居確保のための同行支援を9件実施し、公営住宅入居のためのDV証明書を5枚発行した。		
今後の課題等	今後も住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。		今後も住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援		No.	25	
			所管課	男女共同参画課	
事業概要	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。				
項目	年度	目標	講座等の開催数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回	
実績	—	2回	1回		
取組状況	男女共同参画センター主催講座として「女性向け社会復帰支援セミナー」と「就労支援講座」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを設置し相談者への周知を行った。		男女共同参画センター主催講座として「就労支援セミナー」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを配布し相談者への周知を行った。		
今後の課題等	就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、相談室にチラシを置く等、就労に関する情報提供を行っていく。		就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、相談室にチラシを置く等、就労に関する情報提供を行っていく。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後の継続的支援		No.	26	
			所管課	男女共同参画課	
事業概要	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。				
項目	年度	報告	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	14/(全体)16 件	9/(全体)9件	15/(全体)21件		
取組状況	施設退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。		一時保護施設等の退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。		
今後の課題等	相談者に寄り添った支援となるよう、相談者が抱えている不安や問題点を明らかにし、関係部署・機関と共通認識を持ち連携するよう努める。		相談者に寄り添った支援となるよう、相談者が抱えている不安や問題点を明らかにし、関係部署・機関と共通認識を持ち連携するよう努める。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。				
年度 項目	報告	児童相談所や関係部署との連携数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	12件	13件	18件		
取組状況	子どもがいるDVケースは、児童虐待と密接に関係している場合が多いことから、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。	子どもがいるDVケースは、児童虐待と密接に関係している場合が多いことから、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。	母子で避難するような緊急性の高いケースを中心に、同伴する子どもにも配慮した支援を実施するため、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。		
今後の課題等	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	就学における支援と配慮			No.	28
				所管課	男女共同参画課
事業概要	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。				
年度 項目	報告	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	10件	8件	6件 ※一時保護による 連携ケース数		
取組状況	DVを理由に避難をしたケース、あるいは、避難をしてきたケースの子どもについては、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように関係部署や学校と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、学校等に助言を行った。	DVを理由に避難をしたケース、あるいは、避難をしてきたケースの子どもについては、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように関係部署や学校と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、学校等に助言を行った。	緊急避難するケース、あるいは、緊急避難してきたケースの子どもについては、一時的に学校へ通学していないことから、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように学校関係部署と転出入について連携を図った。		
今後の課題等	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。		

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育園入園における支援と配慮		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。			
項目	年度	報告 保育園と連携したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	—	—	—
実績	5件	12件	7件	
取組状況	DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、保育園等に助言を行った。		DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。	
今後の課題等	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。		相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。	

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実  
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	[新規] 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発		No.	30
			所管課	男女共同参画課
事業概要	就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施します。			
項目	年度	目標 研修会実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	1回	1回	
取組状況	DVは子どもの心にも悪影響を及ぼすことから、平成26年度は保育園の管理者である園長に向けて、DVの深刻性や保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についての説明会を実施し理解を深めた。		平成27年度は幼稚園の管理者である園長に向けて、DVの危険性に加え、保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についてなどの説明会を実施し理解を深めた。参加人数は市内の全公立幼稚園長7人。	
今後の課題等	保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していく。		保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していく。	

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制  
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点][新規] 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施			No.	31
	所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課、介護保険課、子育て支援課			
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。				
項目	年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回		
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。		要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。		
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。		関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。		

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制  
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[新規] DV防止ネットワーク実務者会議の実施			No.	32
	所管課	男女共同参画課			
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。				
項目	年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回	
実績	—	2回	2回		
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。		要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。		
今後の課題等	更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化していく。		更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化していく。		

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制  
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施			No.	33
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。				
項目	年度	報告	会議開催回数		
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—	
実績	1回	4回	18回		
取組状況		緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。		
今後の課題等		緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。	緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。		

# 市川市男女共同参画基本計画 第6次実施計画

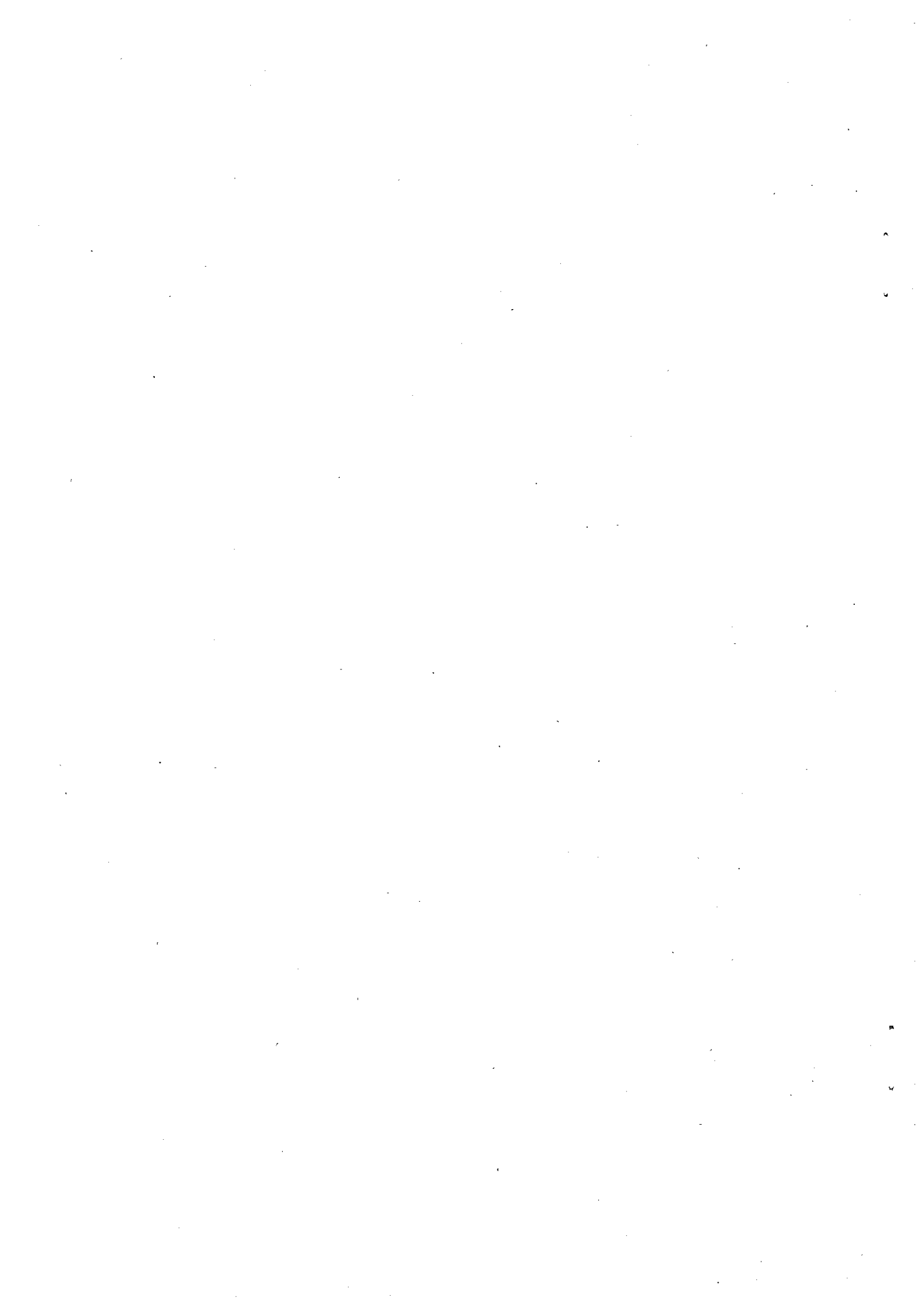
(案)

(平成29年度～平成31年度)

平成29年3月

市 川 市





## 目 次

第1章 第6次実施計画の策定にあたって	1
1 実施計画策定の趣旨	
2 実施計画の位置づけ	
3 実施計画の期間	
4 基本計画と実施計画事業の体系図	
第2章 男女共同参画社会について（国・県の取組みについて）	3
第3章 第5次実施計画の成果と課題	4
1 主要課題ごとの達成状況	
2 成果指標（e-モニターアンケート）からの課題	
第4章 第6次実施計画の考え方	10
1 事業選定の考え方	
2 重点事業選定の考え方	
3 進行管理事業とその目標設定について	
4 関連事業について	
5 事業の標記について	
6 進行管理事業の評価方法について	
7 事業一覧	
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	15
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	21
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進	
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	31
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援	
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備	

主要課題4	男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	38
個別課題 11	生活の場での自立の推進	
個別課題 12	男女で担う子育ての環境づくり	
個別課題 13	障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	
個別課題 14	高齢者への福祉の充実・自立支援	
個別課題 15	自立を支援する総合相談事業の推進	
主要課題5	生涯を通じた健康支援	49
個別課題 16	生涯を通じた健康の管理・保持増進	
個別課題 17	生涯を通じた心身の健康づくり支援	
個別課題 18	心身の健康づくり体制の充実	
主要課題6	人権を侵害する暴力の根絶	54
個別課題 19	暴力を許さない社会の基盤づくり	
個別課題 20	被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	
主要課題7	男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	59
個別課題 21	国際的な協調と相互協力の推進	
個別課題 22	在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	
主要課題8	男女共同参画を推進する体制の整備	63
個別課題 23	推進体制の充実	
個別課題 24	計画の進行管理の充実	

参考資料

男女共同参画社会基本法

市川市男女共同参画社会基本条例

女性の職業生活における活躍を推進する法律

男女共同参画に関する世界・国・千葉県の実践（平成18年～現在）



# 第 1 章 第 6 次実施計画の策定にあたって

## 1 実施計画策定の趣旨

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第6次実施計画（以下「実施計画」という）は、第5次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

## 2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業計画として位置づけます。

また、本実施計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号 以下「女性活躍推進法」という）の推進計画（以下「女性活躍推進計画」という）として位置づけます。

## 3 実施計画の期間

本実施計画の期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3年間とします。

「女性活躍推進計画」の期間についても同様とします。



#### 4 基本計画と実施計画事業の体系図

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、77の施策に体系化されています。施策にそって各事業を行っていきませんが、そのうち29事業を、本実施計画における進行管理事業としています。

＜主要課題＞

＜別課題＞

＜施策＞

＜事業＞

1 女性の参画への男女共同参画の促進

1. 政策・方針決定過程への女性の参画 P.15

- (1)各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2)人材情報の整備と提供
- (3)広報公聴活動の充実
- (4)事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5)女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

- 重点 1. 審議会等への女性委員の参画推進《女性》
- 重点 2. 女性職員の管理職登用の促進《女性》
- 3. 市川市女性人材登録台帳の活用《女性》
- 4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施《女性》
- (関連)新規 女性の職業生活における活躍の推進
- (関連) 女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備

2. 市民活動における男女共同参画に向けた支援 P.19

- (6)家庭生活・地域社会等への参画の促進
- (7)市民団体等への活動支援
- (8)男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

- 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進
- 6. 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信《女性》
- (関連) 自治会活動活性化事業
- (関連) 婦人消防クラブ活動事業
- (関連) 小学校区防災拠点協議会の設置推進

2 男性の参画への男女共同参画の促進

3. 男女共同参画社会の形成の観点からの社会制度・慣行 P.21

- (9)啓発事業の推進
- (10)情報の収集と提供
- (11)調査・研究の推進
- (12)法令等に関する学習機会の充実
- (13)情報差別・選択能力の向上
- (14)発行物における性にとらわれない表現の促進

- 7. 男女共同参画に関する講座・講演会の実施
- 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用
- 9. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信

4. 就学前教育における男女平等教育の推進 P.24

- (15)相手を大切にする心を育む教育の推進
- (16)性別にも配慮した平等教育、保育の推進
- (17)就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

- 10. 市内の保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発
- 11. 新規 市内の保育園や幼稚園の園児への啓発

5. 学校教育における男女平等教育の推進 P.26

- (18)全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19)自立能力を育成する教育の推進
- (20)性に関する教育の充実
- (21)教育関係者に対する研修の充実
- (22)男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

- 12. 人権教室の実施
- 13. 人権講演会の実施
- (関連) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育
- (関連) エイズ教育に関する教育講演会

6. 家庭における男女平等教育の推進 P.28

- (23)家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり
- (24)家庭教育に関する相談事業の充実

- 14. 父子向け講座等の実施
- 15. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施
- (関連) 教育相談事業
- (関連) 家庭教育学級運営事業

7. 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進 P.30

- (25)情報の収集と提供
- (26)学習内容の充実
- (27)生涯学習を進めるための施設の充実

- 16. 情報資料室の充実
- (関連) 公民館での各種講座の実施

《主要課題》

《性別課題》

《施策》

《事業》

3 ワーク・ライフ・バランスの推進における男女共同参画の推進

4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

8. 就業機会の男女平等に向けた支援 P.32

(28)就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進  
(29)あらゆる分野における働き方への支援  
(30)職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実  
(31)就業相談等の充実

重点 17. 就労支援に関する講座等の実施  
(関連)若年者等就労支援事業  
(関連)家族経営協定締結の推進  
(関連)新規 女性起業支援

9. 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進 P.34

(32)働く場における男女共同参画の推進  
(33)働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実  
(34)働く場における男女の労働条件の向上  
(35)働く場における労働環境の整備  
(36)労働相談の充実

重点 18. ワーク・ライフ・バランス推進事業《女》  
(関連)労働相談事業  
(関連)新規 職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進  
(関連)いちかわ子育て応援企業の認定

10. 男女が共に働き続けるための社会環境の整備 P.36

(37)仕事と子育て・介護の両立支援  
(38)多様な働き方への支援

(関連)保育園整備計画事業  
(関連)放課後保育クラブ運営事業  
(関連)ファミリー・サポート・センター事業  
重点 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進《女性》

11. 生活の場での自立の推進 P.39

(39)男女共同参画による家庭の確立  
(40)専業主婦への家族の協力  
(41)家庭責任を果たすための学習機会の提供  
(42)自立を支える福祉の充実  
(43)男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

20.生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施  
(関連)プレ親学級  
(関連)防犯対策事業  
(関連)地域ケアシステム推進事業

12. 男女で担う子育ての環境づくり P.41

(44)保育施設の整備、保育内容の充実  
(45)子育てに関する情報提供と相談体制の充実  
(46)児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

(関連)家庭的保育事業  
(関連)病後児保育事業  
(関連)家庭児童相談事業  
(関連)養育支援訪問事業  
(関連)親子つどいの広場事業  
(関連)地域子育て支援センター事業  
(関連)新規 潜在保育士事業

13. 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援 P.43

(47)各種相談事業の拡充と情報提供  
(48)自立のための支援制度の促進

(関連)雇用促進奨励金  
(関連)障害者職場実習奨励金  
(関連)障害者相談支援事業  
(関連)ひとり親相談事業  
(関連)母子自立支援プログラム作成事業  
(関連)母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置  
(関連)障害者雇用事業

14. 高齢者への福祉の充実・自立支援 P.45

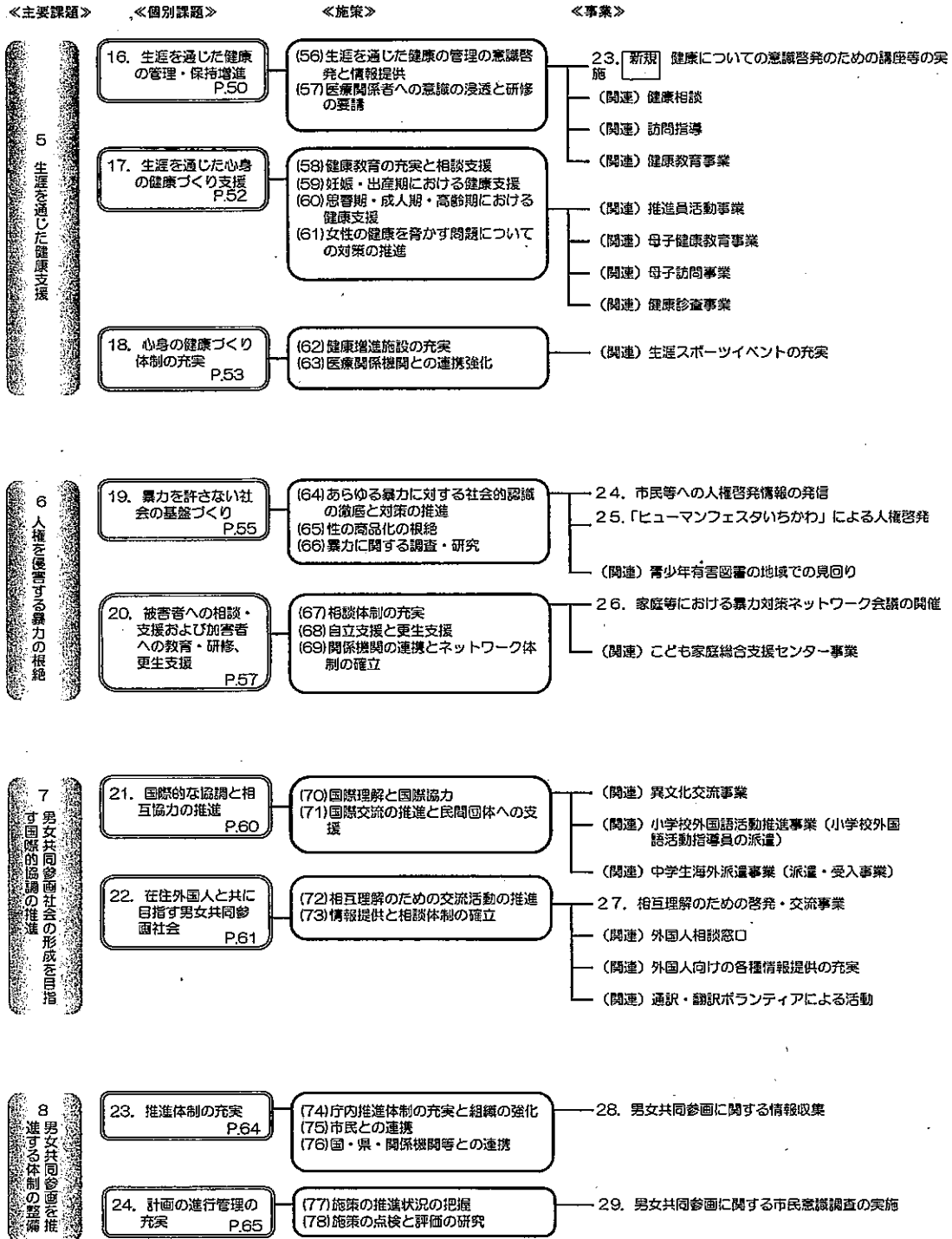
(49)社会参画の促進と生活支援  
(50)高齢者虐待を防ぐ環境づくり  
(51)介護にかかわる人の育成と確保  
(52)施設の基盤整備と内容の充実  
(53)介護予防への取組の強化

(関連)家族介護支援事業  
(関連)新規 介護予防普及啓発事業  
(関連)新規 地域介護予防活動支援事業  
(関連)新規 認知症サポーター養成事業

15. 自立を支援する総合相談事業の推進 P.47

(54)相談事業の充実  
(55)相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

21. 女性のための相談  
22. 女性弁護士による女性のための無料法律相談  
(関連)民事相談事業  
(関連)地域包括支援センター事業





## 第2章 男女共同参画社会について（国・県の取組みについて）

我が国では、諸外国に類をみない少子高齢化の急速な進展、および国内外の社会経済情勢の急激な変化にともない、男女共同参画社会の実現が、重要な課題となっています。

国は、第4次男女共同参画基本計画を策定するにあたり、長時間勤務や、転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変革すること、女性活躍推進法の着実な施行等により女性の採用、登用推進のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、地域における推進体制を強化することなどを強調しています。

そして、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じ、主体的に数値目標を設定し、具体的な取組を積極的に進めるよう通知しています。

千葉県では、第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年度～平成37年度）を策定するにあたり、事業計画（平成28年度～平成32年度）における重点的取組として、下記の事項をあげています。

「子育て・介護への支援」

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進」

「地域活動における男女共同参画の促進」

「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」

「DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」

「あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進」

## 第3章 第5次実施計画の成果と課題

### 1 主要課題ごとの達成状況

平成26年度～平成28年度を計画期間とした「第5次実施計画」について、設定された成果指標により、評価・検証等が終了している平成26年度・平成27年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題とその達成度

主要課題	事業数 (関連事業 +進行管理 事業)	進行管理事業		
		事業数 (再掲)	26年度 達成度	27年度 達成度
			十分達成で きた・達成 できた事業 数	十分達成で きた・達成 できた事業 数
1	11	6	6	5
2	16	11	10	10
3	12	3	3	3
4	23	3	3	3
5	8	0	0	0
6	4	2	2	2
7	7	1	1	1
8	3	3	3	3
合計	84	29	28	27

#### 主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

**成果** 平成25年度から、市女性職員研修を実施。市の女性管理職割合は増加傾向である。

**課題** 市川市では、管理職昇任試験を受験する女性職員数が伸び悩んでいる。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が策定されたため、本実施計画ではこの計画と整合性を図り計画の実施にあたる必要がある。



## 主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

**成果** 人権擁護委員との連携による小中学校・幼稚園・保育園への啓発活動は、定着の方向へ向かっている。

**課題** 男女共同参画社会推進の拠点である男女共同参画センターを知ってもらう必要がある。また、市公共施設の在り方の見直しが進められており、センターの有効利用についても、男女共同参画センター使用団体等と計画的に協働し事業を行う必要がある。

## 主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

**成果** ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組として、市民・学生・事業所などあらゆる方を対象とし、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。また、平成27年度e-モニターアンケートでは、市川市の男女共同参画推進の施策の中で、最も取り組んで欲しいと思う課題であるとの回答が一番多く、市民の関心の高さを確認できた。

**課題** 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度がまだ低いことから、セミナーも含め、周知・啓発活動をより広く行う必要がある。

## 主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

**成果** 子育て・障害者・高齢者分野において、地域包括支援センター事業等、市の施策として充実した取り組みがされた。進行管理事業は、男性の料理教室等、市民の多くが参加を希望する講座を実施できた。

**課題** 今後も、市民のニーズをとらえ、実践的な講座を実施していく必要がある。

## 主要課題5 生涯を通じた健康支援

**成果** 第2次市川市食育推進計画に基づいた事業が3事業あり、市民に密着した事業を展開している。健康について関心があるとのe-モニターアンケートでの回答率も、80%以上と安定している。

**課題** 健康に対する市民の関心は高い。平成32年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けスポーツを始める等、自身の健康についてさらに意識を持ってもらう必要がある。

## 主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

**成果** この分野のほとんどの事業が「第2次DV防止実施計画」に移行し、より効果のある事業を展開している。

**課題** 「第2次DV防止実施計画」で進行管理をしている。

**主要課題7** 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

**成果** 地域の在住外国人が参加できる講座、イベントを開催し、在住外国人との交流を図る場を提案した。

**課題** より積極的な交流が行われるように、外国人を支援している団体と連携し、事業を進めていく必要がある。

**主要課題8** 男女共同参画を推進する体制の整備

**成果** 男女共同参画センター使用団体と協働した多くの事業を行うことができた。

**課題** 男女共同参画センター利用方法等の変更にもなう情報提供を、市民、利用者へ確実にいき、連携を強化し、効果的に男女共同参画を推進する必要がある。

2 成果指標（e-モニターアンケート）からの課題

（e-モニター制度については9ページ参照）

成果指標とその達成値

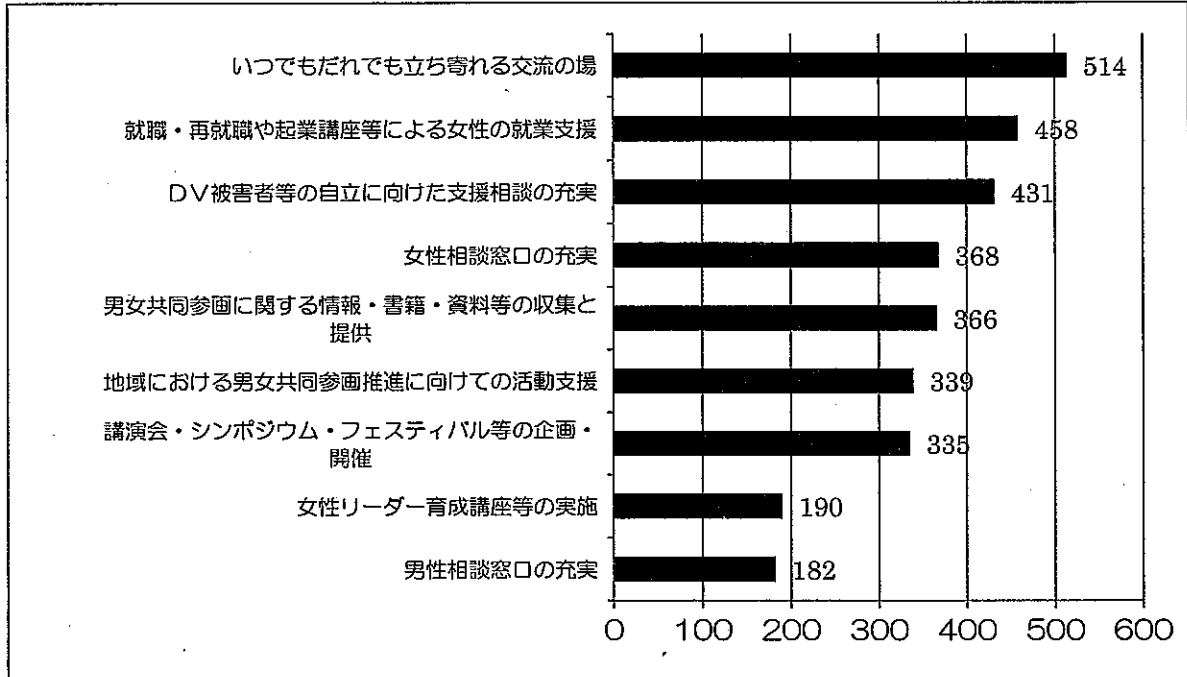
主要課題	成果指標	26年度 目標値	26年度 達成値	27年度 目標値	27年度 達成値
1	各種審議会等の女性委員割合	32	31.3	34	31.6
	市職員の女性管理職割合	16	16	18	17.3
2	社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合	14	12	20	11
3	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	60	54	70	59
4	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合	45	42	40	42
5	自分の健康に関心がある人の割合	86	85	88	82
6	DVを知っている人の割合	95	88	97	92
7	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと思える人の割合	80	66	90	61
8	「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合	38	38	44	39

平成27年度e-モニターアンケートからは、下記の傾向が確認できました。

(1) 単純集計より

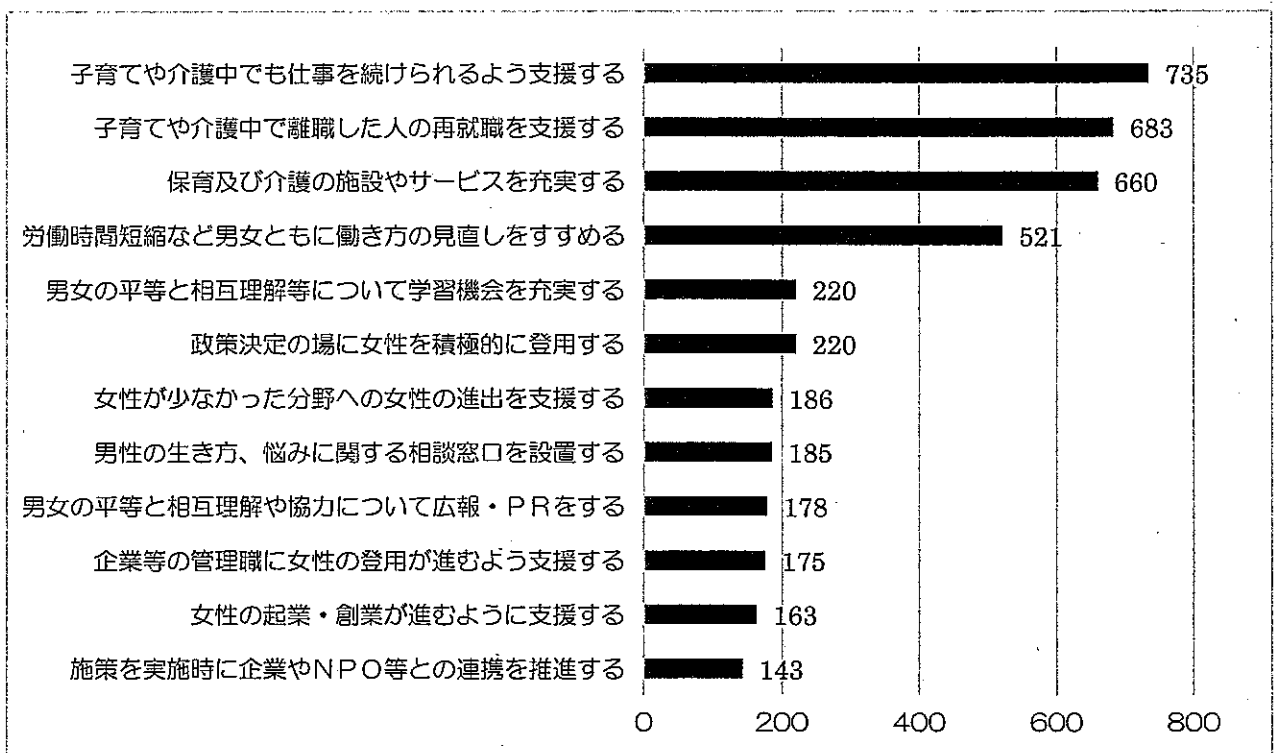
《1》市川市男女共同参画センターにどのような事業を充実させるべきか

(人数・複数回答)



《2》市川市に特に取り組んでもらいたい施策

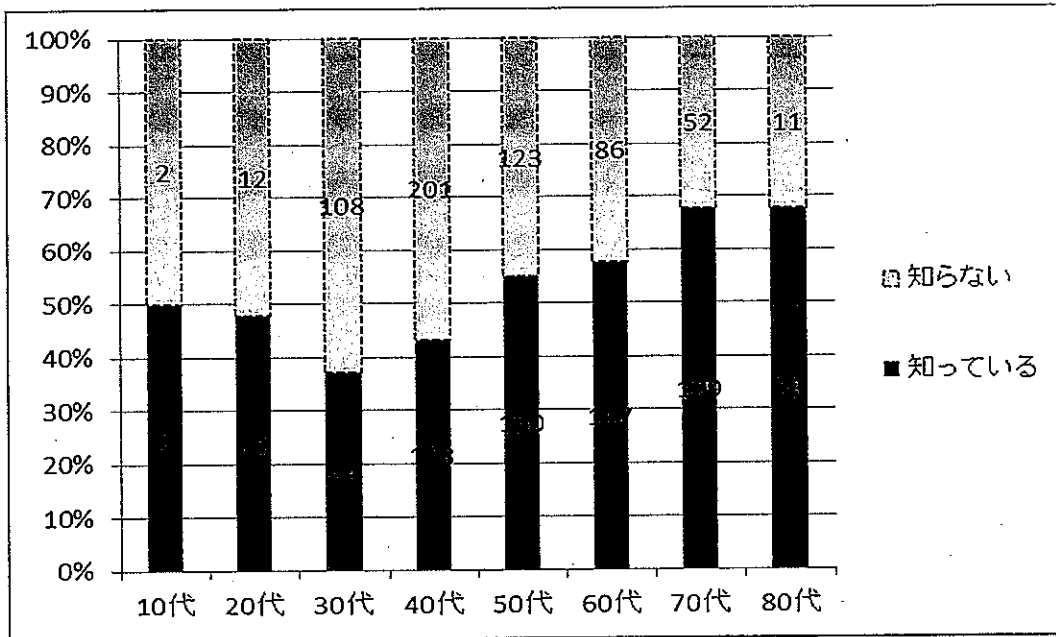
(人数・複数回答)



(2) クロス集計より

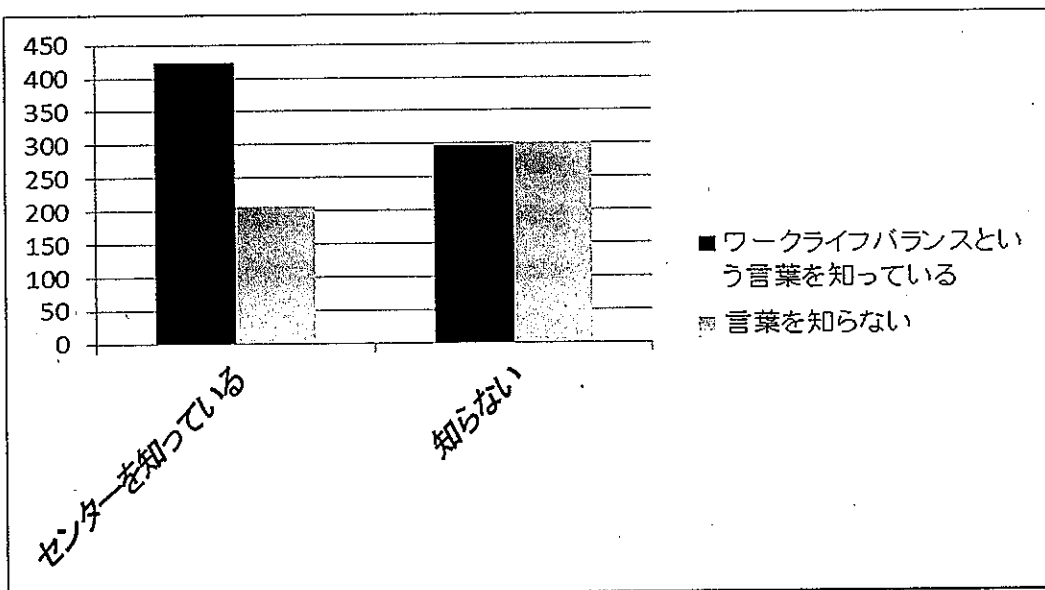
《3》男女共同参画センターを知っている人の割合

若い世代ほど男女共同参画センターを知らない傾向がある



《4》ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人数

男女共同参画センターを知っている人の方が、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている割合が高い



成果指標の目標値、達成値より、目標値を達成できた課題がないことが確認できました。しかし、達成にむけての数値の推移はほとんどの課題でなされています。成果指標とその目標値の設定についての検討を行い、本実施計画の策定を行います。

また、課題7については、成果指標の達成値が低下しています。これは、市川市の外国人人口の増加のスピードに、さまざまな施策、社会の慣習を含め、市民の認識等が対応できていない状況が推察できます。在住外国人と、地域のつながりを強めるための事業を継続して実施していきます。

	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
市川市人口	470,285	474,340	478,542
うち外国人	11,650	12,377	13,419
外国人の占める割合	2.48%	2.61%	2.80%

e-モニターアンケートの集計結果から、男女共同参画社会の推進のために、より実効性の高い事業を選定し、実施していきます。

※1 e-モニター制度

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。市民の声を集め、各実施機関の施策に反映及び企画向上に活用します。

<市川市 e-モニター制度による男女共同参画に関するアンケートの回答者属性>

●平成26年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成27年3月6日～3月20日
調査実施機関	男女共同参画課
有効回答数	1,320人
回答者属性	男性 691人 女性629人
	10代1人(0%) 20代18人(1%) 30代195人(15%) 40代391人(30%)
	50代252人(19%) 60代231人(18%)
	70代196人(15%) 80代～34人(3%) 不明2人(0%)

●平成27年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成28年3月6日～3月20日
調査実施機関	男女共同参画課
有効回答数	1,233人
回答者属性	男性 649人 女性583人 不明1人
	10代4人(0%) 20代23人(2%) 30代173人(14%) 40代355人(29%)
	50代275人(22%) 60代202人(16%)
	70代164人(13%) 80代～33人(3%) 不明4人(0%)

※調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。





## 2 重点事業選定の考え方

市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、男女共同参画センターには地域にひらかれた、誰でも利用できる交流の場としての役割が特に望まれていることが確認できました。その他に女性の就労支援、男女共同参画に関する情報の提供の場としての役割も期待されています。

国・千葉県の課題を踏まえ、最も市民に身近である行政主体として、市川市では、下記の事業を重点的に取り組み、市民への高品質なサービスの提供を目指します。

- ・政策・方針決定過程により多くの女性が参画できるように推進する事業
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、女性を含めた多様な主体が、自分の意思で社会に参画できるように推進する事業。
- ・市川市男女共同参画センターの周知を行い、講演会・講座を実施し、市民が身近で利用しやすい施設となることにより、男女共同参画社会を推進する事業。

## 3 進行管理事業とその目標設定について

本実施計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。

これらの事業は、原則として目標及び目標数値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標数値を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標数値を設定していません。

## 4 関連事業について

本実施計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本実施計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において進捗管理していきます。

## 5. 事業の標記について

本実施計画の進行管理事業については、事業一覧において下記の標記を行います。

《女性》 推進計画の実施事業として位置付けている事業です。

**重点** 本実施計画の重点事業です。

**新規** 本実施画の新規事業です。

## 6 評価について

本実施計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標数値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

## 7 事業一覧



# あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	平成28年度 現状値	目標値		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
各種審議会等の 女性委員割合	31.6% (平成28年 4月1日現在)	34%	36%	38%
市職員の女性管 理職割合	16.9% (平成28年 4月1日現在)	22%	24%	26%

- ※地方公共団体（市町村）の審議会等委員に占める女性の割合（平成27年） 25.6%
- ※市町村職員の本庁係長相当職に占める女性の割合（平成27年） 31.6%

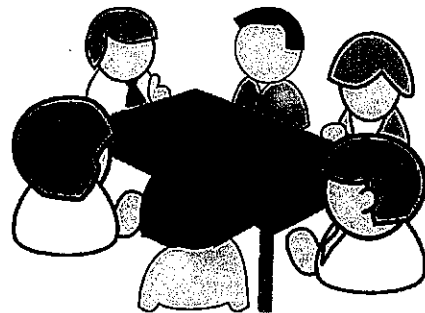
## 【審議会等の女性委員割合】

市町村の審議会等委員女性割合について、国が設定している目標値は、平成32年において30%以上となっており、市川市ではすでにその目標値を達成しています。

本実施計画では、国が設定している審議会等に占める女性委員の割合の成果目標（40%以上60%以下）を参考に、平成31年度までの目標値を設定しました。

## 【市職員女性管理職割合】

市川市の女性管理職割合は、平成27年度に比べ、若干の低下がみられましたが、本実施計画では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と目標数値をあわせ、市職員への啓発活動、研修などを行い、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていきます。



世界経済フォーラム(★)が公表している男女の差を測るジェンダー・ギャップ指数(★)について日本は平成27年は145ヶ国中101位であり、依然低い状況のままです。10年間で総合指数はわずかに上昇しているものの、各国に追い越され115ヶ国中80位から、145ヶ国中101位と順位を下げています。特に、政治や経済の分野において指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。

本実施計画では、下記の各施策に基づき、進行管理事業の2事業を重点事業とし、事業を実施します。

#### ■ 基本計画における施策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

#### ★ジェンダー・ギャップ指数

各国の社会進出における男女格差を示す指標。

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、順位は低い。

#### ★世界経済フォーラム

世界の1200以上の企業や団体が加盟する非営利の公益財団。1971年創設。

毎年1月末に、各国の財界人、政府関係者、学者などを招待してスイスの観光地ダボスで開催するダボス会議や、競争力比較に関する年次レポートで知られる。本部はジュネーブ。

事業名	1. 審議会等への女性委員の参画推進 <span style="float: right;">《女性》 <b>重点</b></span>			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱(★)」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行い、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求めます。			
所管課	男女共同参画課			
目 標	審議会等の女性委員比率の調査回数			
目 標 数 値	現 状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1回	1回	1回	1回

事業名	2. 女性職員の管理職登用の促進 <span style="float: right;">《女性》 <b>重点</b></span>			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市職員の研修を含めた啓発を行い、女性管理職登用を積極的に進めます。			
所管課	男女共同参画課			
目 標	女性のキャリア支援等に関する研修の実施回数			
目 標 数 値	現 状 (平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	2回	2回	2回	2回

★ 市川市審議会等委員への女性登用促進要綱

各種審議会の女性委員割合の目標値を、基本計画最終年（平成37年度）には男女ほぼ同数とするもの。

事業名	3. 市川市女性人材登録台帳の活用			《女性》
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など活用を図ります。			
所管課	男女共同参画課			
目標	女性人材登録台帳のPR回数			
目標数値	現状(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	1回	1回	1回

事業名	4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施			《女性》
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
目標数値	現状(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1回	1回	1回	1回

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                    | 事業概要                                                                      | 関連計画             |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。                                         |                  |
| 新規女性の職業生活における活躍の推進【人事課】         | 女性活躍推進法の成立を受け、女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。 | 市川市特定事業主<br>行動計画 |

市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動が行えるよう、支援していきます。

■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                                                        |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進                                                                                                 |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため新規使用団体の増加に向けた広報を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                                |        |        |        |
| 目 標  | パンフレット等配布箇所数                                                                                                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                                                             | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | —                                                                                                                      | 50箇所   | 55箇所   | 60箇所   |



|      |                                                                              |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信                                                     |        |        | 《女性》   |
| 事業概要 | 市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるように、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                      |        |        |        |
| 目標   | 市民・使用団体等への情報提供の回数                                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 4回                                                                           | 4回     | 4回     | 4回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要  | 関連計画 |
|-----------------------------|---|------|
| 自治会活動活性化事業<br>【地域振興課】       | 市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。  |      |
| 婦人消防クラブ活動事業<br>【警防課市民防災担当室】 | 一般家庭からの火災を防止すること、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、火災予防の知識や災害時の適正な対応及び応急救護方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援します。                  |      |
| 小学校区防災拠点協議会の設置推進<br>【地域防災課】 | 大地震発生時に、小学校区内の被害状況の把握や災害対策本部と連絡等様々な活動を担う市職員(防災拠点要員)への協力が得られるよう、防災拠点協議会の設置を推進しています。防災拠点協議会は女性も含めた地域の自治会・民生委員・PTA等で結成され、男女双方の意見を出し合いながら平時から減災に向けた活動を行います。 |      |

# 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標                             | 平成27年度               | 目標値    |        |        |
|----------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                                  | 現状値                  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 社会全体において、「男女の地位は平等となっている」と思う人の割合 | 11%<br>(e-モニターアンケート) | 14%    | 17%    | 20%    |

※千葉県男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

社会全体において、「男女の地位は平等となっている」と思う人の割合 (平成26年)

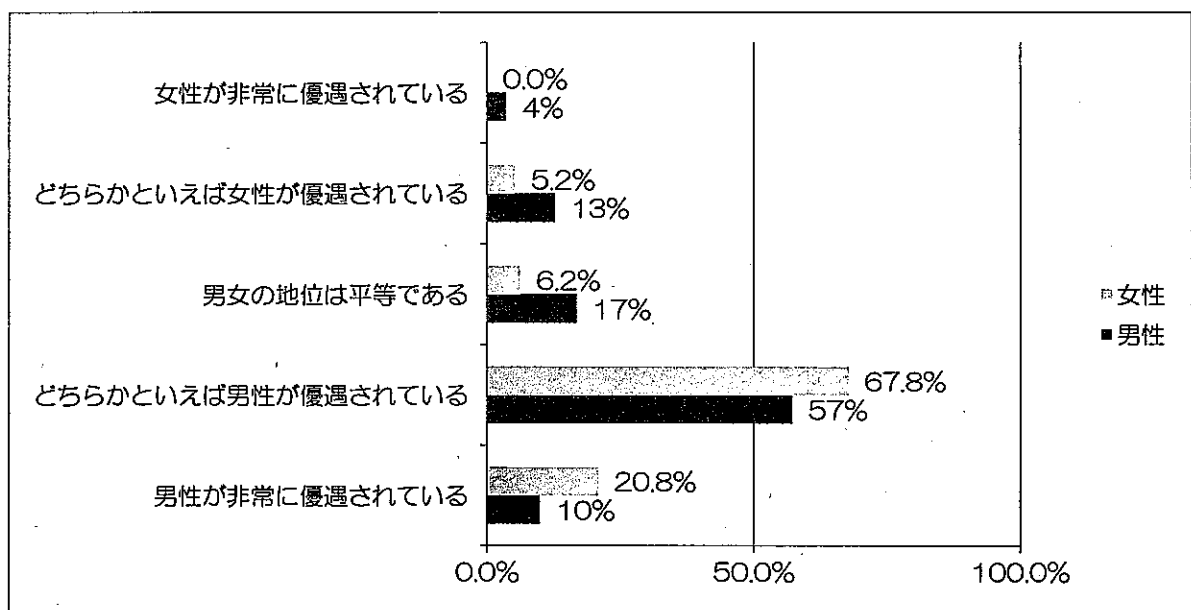
|    |       |
|----|-------|
| 女性 | 9.0%  |
| 男性 | 18.1% |

## 【男女の平等意識】

e-モニターアンケートによると、性別により、回答の傾向が異なりますが、男女とも、男性が優遇されていると感じている割合は高くなっています。男女ともに、男女の地位は平等であるとの回答が高くなるのが、男女共同参画の意識が高い状態であると考えています。

社会全体において男女の地位は平等となっていると思う人の割合

(男女別クロス集計)



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

～～～ 進 行 管 理 事 業 ～～～

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 7. 男女共同参画のための講演会・講座の実施   |        |        |        |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体等との協働により実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 男女共同参画週間になんて行う講座等の実施回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回   | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用   |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画センターのロビーを使用団体および市民相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関して開催される講座や、県・国・関係機等の資料の提供を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | ロビー使用者へのアンケート実施回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | —  | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 9. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信   |        |        |        |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 市職員への男女共同参画情報の発信回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 4回  | 4回     | 4回     | 4回     |



就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

■ 基本計画における施策

(15) 相手を大切にすることを育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

進 行 管 理 事 業

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 10. 市内の保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発                           |        |        |        |
| 事業概要 | 市内の保育園や幼稚園に勤務する職員（就学前教育等従事職員）へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 市内の保育園や幼稚園職員への男女共同参画啓発活動の回数                          |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回   | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |   |        |        |
|------|---|--------|--------|
| 事業名  | 11. 市内の保育園や幼稚園の園児への啓発 <span style="float: right;">新規</span> |        |        |
| 事業概要 | 市内の保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。           |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |
| 目標   | 市内の保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数                                |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 |
|      | 1回  | 1回     | 1回     |
|      |   |        | 平成31年度 |
|      |   |        | 1回     |



学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

■ 基本計画における施策

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

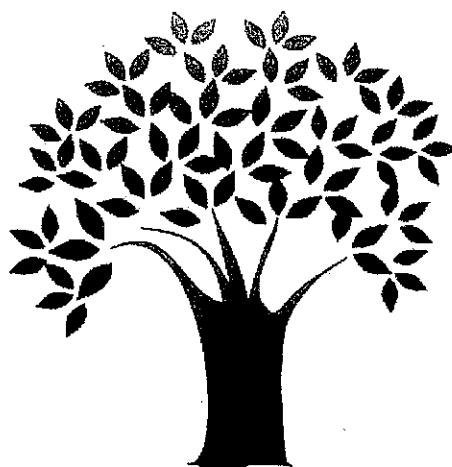
進 行 管 理 事 業

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 12. 人権教室の実施  |        |        |        |
| 事業概要 | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 人権教室の実施校数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 39校  | 39校    | 39校    | 39校    |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 13. 人権講演会の実施                                   |        |        |        |
| 事業概要 | 人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 人権講演会の実施校数                                     |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                     | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2校   | 2校     | 2校     | 2校     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                            | 事業概要                                                                                                    | 関連計画        |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育<br>【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 市川市教育振興基本計画 |
| エイズ教育に関する教育講演会<br>【保健体育課】               | 思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催します。                                                                   | 市川市教育振興基本計画 |





6 家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

進 行 管 理 事 業

|      |                                                        |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 14. 父子向け講座等の実施                                         |        |        |        |
| 事業概要 | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子で参加する講座等を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                |        |        |        |
| 目 標  | 父子向け講座の実施回数                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                             | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                                     | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |                                                                              |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 15. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施                                               |        |        |        |
| 事業概要 | 様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                      |        |        |        |
| 目 標  | 家庭教育学級への男女共同参画センター事業のPR回数                                                    |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 3回                                                                           | 3回     | 3回     | 3回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】   | 事業概要   | 関連計画             |
|--|--|------------------|
| 教育相談事業<br>【教育センター】   | 子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みを解消し、幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。   |                  |
| 家庭教育学級運営事業【社会教育課】 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> | 子育てに関する諸問題について1年間計画的に学習し、より良い親子関係づくりの実践につなげようとする取り組み・学級生により講座の自主企画運営や家庭教育学級指導員を講師とした指導員派遣講座、学級の枠を超えて個人参加可能な共通講座の中に男女共同参画課が実施する講座を取り込むなど、様々な学習機会を提供します。 | 市川市生涯学習推進計画（第4次） |



地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していけるよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

進 行 管 理 事 業

|       |                                      |        |        |        |
|-------|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 16. 情報資料室の充実                         |        |        |        |
| 事業概要  | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                              |        |        |        |
| 報告    | 男女共同参画関連図書の新規受け入れ蔵書数                 |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                           | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 259冊                                 | —      | —      | —      |

関 連 事 業

|                         | 事業概要  | 関連計画 |
|-------------------------|---|------|
| 公民館での各種講座の実施<br>【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。 |      |



# ワーク・ライフ・バランスの推進による

## 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標                          | 平成27年度<br>現状値        | 目標値    |        |        |
|-------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                               |                      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | 59%<br>(e-モニターアンケート) | 65%    | 75%    | 85%    |

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度（平成24年） 41.3%

【ワーク・ライフ・バランスの実現について】

平成26年度 e-モニターアンケートでは「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合は54%でした。平成27年度では、59%に増加しましたが、目標値として設定した70%には届きませんでした。

本実施計画では、市民および事業所に、ワーク・ライフ・バランスの推進にむけて、二つの重点事業を実施します。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画の中心となる事業として位置づけ、取り組んでいきます。

★ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が達成されている社会とは

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

男女共同参画社会の推進については、女性の社会進出が重要な課題であり、また、e-モニターアンケートにおいて、充実が望まれている施策であるとの回答者が多いことから、重点事業として進行管理事業を設定しました。

■ 基本計画における施策

(28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進

(29) あらゆる分野における働き方への支援

(30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実

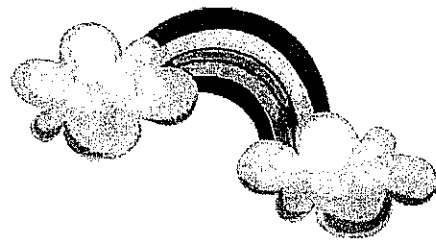
(31) 就業相談等の充実

進 行 管 理 事 業

|      |  |        |        |        |      |    |
|------|--|--------|--------|--------|------|----|
| 事業名  | 17. 就労支援に関する講座等の実施   |        |        |        | 《女性》 | 重点 |
| 事業概要 | 個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、就労支援に関する講座等を実施します。 |        |        |        |      |    |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |      |    |
| 目標   | 就労支援関連講座等の実施回数   |        |        |        |      |    |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |      |    |
|      | 1回   | 1回     | 1回     | 1回     |      |    |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                                        | 関連計画                |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 若年者等就労支援事業<br>【雇用労政担当室】 | 若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポート<br>いちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午<br>後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施<br>します。                |                     |
| 家族経営協定締結の推進<br>【農政課】    | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締<br>結に向け働きかけを行います。                                                      |                     |
| 新規<br>女性起業支援<br>【商工振興課】 | 女性の起業者や起業予定者に対して、セミナ<br>ーや起業塾、起業時の資金面の支援等を行い、<br>女性が起業しやすく、また経営の安定化を図<br>ることができる環境づくりを行います。 | 創業支援事業計画<br>第二次基本計画 |



事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女のワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

### ■ 基本計画における施策

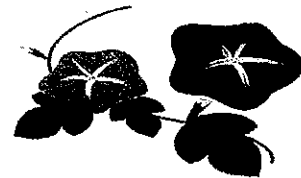
- (32) 働く場における男女共同参画の推進
- (33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
- (34) 働く場における男女の労働条件の向上
- (35) 働く場における労働環境の整備
- (36) 労働相談の充実

### 進 行 管 理 事 業

|      |                                                         |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 18. ワーク・ライフ・バランス推進事業 《女性》 <b>重点</b>                     |        |        |        |
| 事業概要 | 事業所等（各種団体・医療機関含む）に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                 |        |        |        |
| 目標   | 事業所等への男女共同参画啓発活動の回数                                     |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                              | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                                      | 1回     | 1回     | 1回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】   | 事業概要   | 関連計画                           |
|--|--|--------------------------------|
| 労働相談事業<br>【雇用労政担当室】  | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。  |                                |
| <b>新規</b><br>職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画）の推進<br>【職員課（特定事業主推進部門）】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。  | 職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画） |
| いちかわ子育て応援企業の認定<br>【子育て支援課】   | 市川市に事業所のある企業において、「一般事業主行動計画」を策定しているほか、子どもの企業見学や託児室・授乳コーナーの設置など子どもや子育て家庭にやさしい企業を「いちかわ子育て応援企業」に認定し、企業による自主的な子育て支援を応援します。 |                                |





ワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに、職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るためとても大切なものです。

■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

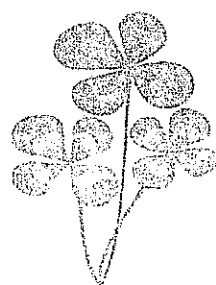
(38) 多様な働き方への支援

進 行 管 理 事 業

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 《女性》  |        |        |        |
| 事業概要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取るにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課・職員課  |        |        |        |
| 目標   | 市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報発信回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | —  | 1回     | 1回     | 1回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                  | 事業概要                                                                                     | 関連計画           |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 保育園整備計画事業<br>【こども施設計画課】       | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。                                                        | 市川市保育計画        |
| 放課後保育クラブ運営事業<br>【青少年育成課】      | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。                                              | 市川市教育振興基本計画    |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>【子育て支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |



# 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

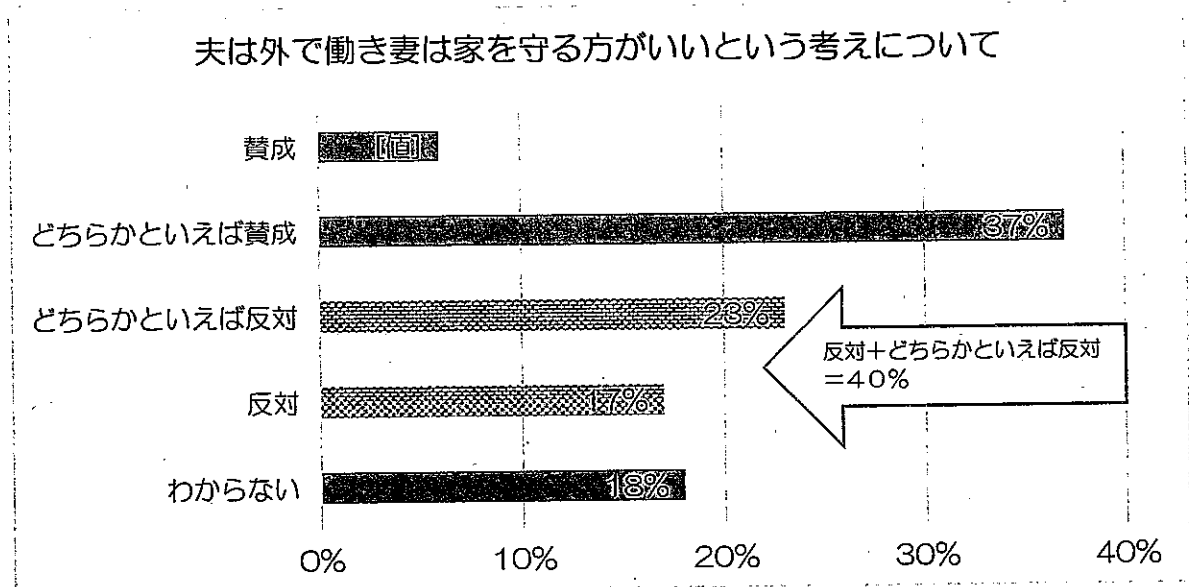
| 成果指標                              | 平成27年度<br>現状値        | 目標値    |        |        |
|-----------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                                   |                      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合 | 40%<br>(e-モニターアンケート) | 43%    | 47%    | 51%    |

※内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合（平成26年8月）  
 女性 51.6%  
 男性 46.5%

## 【固定的性別役割分担意識】

平成27年度 e-モニターアンケートでは、性別役割分担に反対する人の割合は40%でした。性別役割分担については、反対する人の割合を成果指標とし、より積極的に性別役割分担意識の改善を目指し、事業を実施します。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会をつくり、安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを行い、生活の場での自立の推進に努めます。

■ 基本計画における施策

(39) 男女共同参画による家庭の確立

(40) 専業主婦への家族の協力

(41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供

(42) 自立を支える福祉の充実

(43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                                |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 20. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施                                                                      |        |        |        |
| 事業概要 | 家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室等、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                        |        |        |        |
| 目標   | 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数                                                                        |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                                                                     | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回                                                                                             | 1回     | 1回     | 1回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                         | 事業概要  | 関連計画             |
|--------------------------------------|---|------------------|
| <p>プレ親学級（母親学級・両親学級）【保健センター健康支援課】</p> | <p>妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助します。</p>  |                  |
| <p>防犯対策事業<br/>【市民安全課】</p>            | <p>誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施します。</p>   |                  |
| <p>地域ケアシステム推進事業<br/>【地域支えあい課】</p>    | <p>地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行います。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していけるよう支援を行います。なお、平成24年度末の現状では、各種会議等やサロンの開催頻度に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行います。</p> | <p>市川市地域福祉計画</p> |

12 男女で担う子育ての環境づくり

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力しあって、ゆとりのある子育てをしていくためには、保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように、情報提供や支援体制の充実を図ります。

■ 基本計画における施策

(44) 保育施設の整備、保育内容の充実

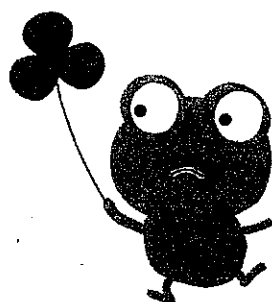
(45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

(46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】          | 事業概要                                                                                                             | 関連計画           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 家庭保育事業<br>【こども施設運営課】  | 認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進します。                                                           | 市川市保育計画        |
| 病後児保育事業<br>【こども施設運営課】 | 子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進します。（病後児保育施設の拡充）                                                                       | 市川市保育計画        |
| 家庭児童相談事業<br>【子育て支援課】  | 児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行います。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |

|                                   |                                                                                                                   |                       |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <p>養育支援訪問事業<br/>【子育て支援課】</p>      | <p>児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保します。</p>          | <p>市川市次世代育成支援行動計画</p> |
| <p>親子つどいの広場事業<br/>【子育て支援課】</p>    | <p>子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設定して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。</p>              | <p>市川市次世代育成支援行動計画</p> |
| <p>地域子育て支援センター事業<br/>【子育て支援課】</p> | <p>保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。</p> | <p>市川市次世代育成支援行動計画</p> |
| <p><b>新規</b> 潜在保育士事業【子育て支援課】</p>  | <p>保育士有資格者を雇用形態で実習を行うことで、保育士として働くことへの不安を解消し、保育現場での雇用につなげていきます。効果として、職場の待機児童解消につながり、就労支援を行うことで経済効果が生まれます。</p>      |                       |



障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

■ 基本計画における施策

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

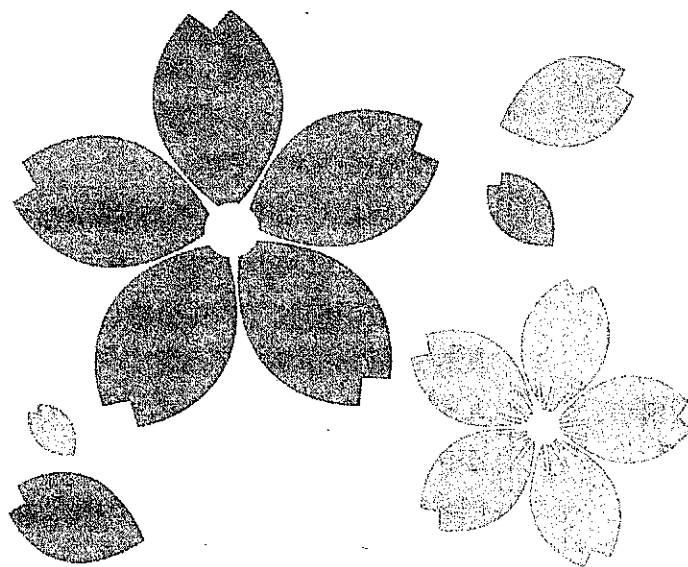
(48) 自立のための支援制度の促進

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要   | 関連計画   |
|-----------------------------|--|--|
| 雇用促進奨励金<br>【雇用労政相談室】        | 市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。  |  |
| 障害者職場実習奨励金<br>【雇用労政相談室】     | 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。  |  |
| 障害者相談支援事業<br>【障害者支援課】       | 障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行います。 | いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第3次実施計画）・第4期市川市障害福祉計画】 |
| ひとり親相談事業<br>【子育て支援課】        | ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。   | 市川市次世代育成支援行動計画                               |
| 母子自立支援プログラム作成事業<br>【子育て支援課】 | 児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。  | 市川市次世代育成支援行動計画                               |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置<br/>【市営住宅課】</p> | <p>経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。</p> |  |
| <p>障害者雇用事業<br/>【人事課、教育政策課】</p>            | <p>障害者の就労を支援するため、障害者が一定期間、市の職員として勤務することができる「チャレンジドオフィスいちかわ」を実施します。</p>       |  |



高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取組を行います。

■ 基本計画における施策

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                                   | 事業概要                                                                           | 関連計画                |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 家族介護支援事業<br>【介護福祉課】                            | 要介護被保険者等の状態の維持、改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。         | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 新規 介護予防普及啓発事業（いきいき健康教室）<br>（一次予防）<br>【地域支えあい課】 | 65歳以上の自立した方を対象とした介護予防事業。転倒予防と身体機能の維持増進を目的とした高齢者の健康づくりの体操を行うなかで、地域の仲間づくりを支援します。 | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

|                                           |                                                                                                                           |                                      |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>新規 地域介護予防活動<br/>支援事業<br/>【地域支えあい課】</p> | <p>自治会館等、近隣住民が集まりやすい会場で、住民が自主的に集まり、DVD教材などを住民が操作したうえで、指導者無しで体操等を行えるシステムを構築し、説明会から継続的に実施運営ができるよう支援する。</p>                  | <p>市川市高齢者福祉<br/>計画・介護保険事業<br/>計画</p> |
| <p>新規 認知症サポーター<br/>養成事業<br/>【地域支えあい課】</p> | <p>認知症の人を正しく理解した認知症の人への応援者である認知症サポーターを養成する講座への参加を、地域住民をはじめとして、高齢者と接する様々な職場や学生等、幅広い方々によびかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。</p> | <p>市川市高齢者福祉<br/>計画・介護保険事業<br/>計画</p> |



最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

■ 基本計画における施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

進 行 管 理 事 業

|       |                                                                                      |        |        |        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 21. 女性のための相談                                                                         |        |        |        |
| 事業概要  | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                              |        |        |        |
| 報告    | 相談件数                                                                                 |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                                                                           | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 1,884件                                                                               | —      | —      | —      |

|       |                                                                          |        |        |        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 22. 女性弁護士による女性のための無料法律相談                                                 |        |        |        |
| 事業概要  | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                  |        |        |        |
| 報告    | 来所相談人数                                                                   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                                                               | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 133人                                                                     | —      | —      | —      |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要  | 関連計画                |
|-------------------------|---|---------------------|
| 民事相談事業<br>【総合市民相談課】     | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。         |                     |
| 地域包括支援センター事業<br>【介護福祉課】 | 高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるように、総合相談支援を行います。 | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

# 生涯を通じた健康支援

| 成果指標                | 平成27年度<br>現状値        | 目標値    |        |        |
|---------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                     |                      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 自分の健康のために何かしている人の割合 | 63%<br>(e-モニターアンケート) | 65%    | 67%    | 70%    |

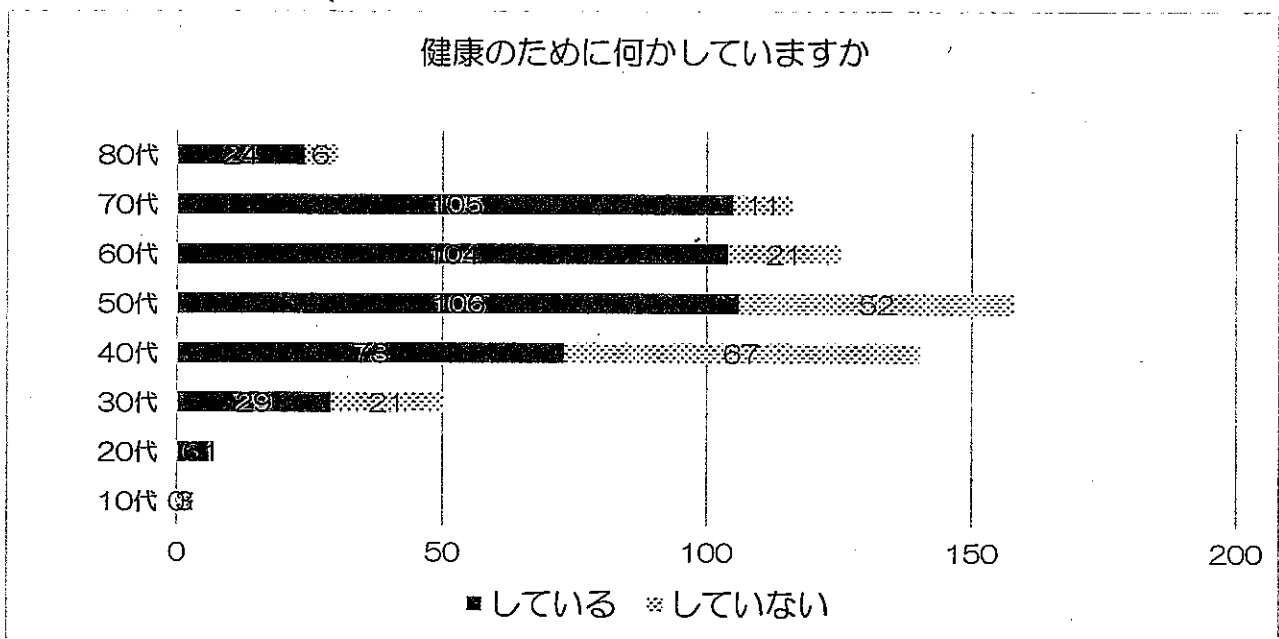
※第4次男女共同参画基本計画（国） 運動習慣のある者の割合（平成26年）

|        |    |       |
|--------|----|-------|
| 20～64歳 | 女性 | 17.5% |
|        | 男性 | 20.9% |
| 65歳以上  | 女性 | 35.7% |
|        | 男性 | 42.4% |

## 【生涯を通じての健康づくり】

平成26年度・平成27年度 e-モニターアンケートにより、健康について関心のある市民は80%を超えることが確認できました。

しかし、実際に健康の保持増進のための習慣をもつ市民は、特に就労・育児で中心となる世代では、少なくなっています。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように啓発活動を行い、相談体制を整備し、支援します。

■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

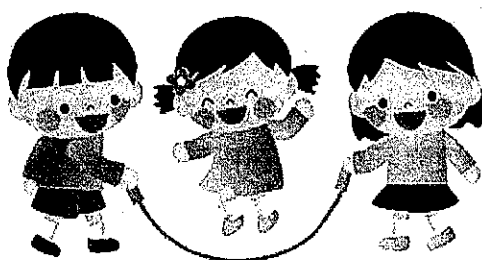
進 行 管 理 事 業

|         |   |        |        |        |
|---------|---|--------|--------|--------|
| 事業名     | 23. 健康についての意識啓発のための講座等の実施                       |        |        | 新規     |
| 事業概要    | 健康についての意識啓発をおこなうために、運動等をはじめめるきっかけづくりの講座等を実施します。 |        |        |        |
| 所管課     | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目 標     | 健康についての講座等の実施回数                                 |        |        |        |
| 目 標 数 値 |   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|         | —   | 1回     | 1回     | 1回     |

関 連 事 業

| 事業名<br>【所管課】          | 事業概要   | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 健康相談<br>【保健センター健康支援課】 | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 |      |

|                                 |  |                     |
|---------------------------------|--|---------------------|
| <p>訪問指導<br/>【保健センター健康支援課】</p>   | <p>心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図ります。</p> |                     |
| <p>健康教育事業<br/>【保健センター健康支援課】</p> | <p>生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。</p> | <p>第2次市川市食育推進計画</p> |





男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

関 連 事 業

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要   | 関連計画         |
|---------------------------|--|--------------|
| 推進員活動事業<br>【保健センター健康支援課】  | 地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域を作ることを目的として、保健推進員、食生活改善推進員が活動を推進します。               | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 乳幼児・学童などの子どもと保護者及び妊婦を対象に、知識の普及・啓発等を行い、健やかな成長ができるよう支援します。                       | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子訪問事業<br>【保健センター健康支援課】   | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図ります。      |              |
| 健康診査事業<br>【保健センター疾病予防課】   | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎検診や千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画    |

1.8 心身の健康づくり体制の充実

男女とも、心身に対する健康づくりのため、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

■ 基本計画における施策

(62) 健康増進施設の充実

(63) 医療関係機関との連携強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                 | 事業概要                                                                                           | 関連計画          |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 生涯スポーツイベントの<br>充実<br>【スポーツ課】 | 現在行われている「体育の日記念行事みんなでスポーツ」「スポーツレクリエーション祭」「ウォーキングいちかわ」といったイベントのPRの促進や内容を充実させていくことで、参加者の増加を図ります。 | 市川市スポーツ振興基本計画 |



# 人権を侵害する暴力の根絶

※DV関連施策の実施に関しては、市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画にて進行管理を行います。

| 成果指標                | 平成27年度 | 目標値    |        |        |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
|                     |        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| DVは人権侵害であると認識する人の割合 | —      | 80%以上  | 80%以上  | 80%以上  |

※千葉県男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことか（複数回答）

- ・「配偶者又は恋人からの暴力」と思う人の割合（平成26年）  
女性 77.6%  
男性 75.8%

## 【DVの周知度】

DVを知っていると答えた人は、平成27年度e-モニターアンケートでは、92%を超え、高い周知度となっています。そして、市川市男女共同参画センターで充実させるべき事業として、回答者の36%が、DV被害者の支援をあげています。

人権に関する課題は、さまざまな差別、偏見などを含め、社会の変化とともに新たな問題が発生し、複雑化、多様化しています。

本実施計画では、DVは人権を侵害する暴力であるとの認識を定着させ、また、全ての暴力、人権侵害を根絶するために、事業を実施します。

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

進 行 管 理 事 業

|      |                                                   |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 24. 市民等への人権啓発情報の発信                                |        |        |        |
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                           |        |        |        |
| 目標   | 人権啓発活動の市広報掲載回数                                    |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)                                        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回                                                | 2回     | 2回     | 2回     |

|      |                            |          |          |          |
|------|----------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 25. 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 |          |          |          |
| 事業概要 | 人権に関する情報の広報・啓発を行います。       |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                    |          |          |          |
| 目標   | 「ヒューマンフェスタいちかわ」開催回数        |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 27 年度)             | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|      | 1回                         | 1回       | 1回       | 1回       |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                  | 事業概要                                     | 関連計画 |
|-------------------------------|--|------|
| 青少年有害図書地域の<br>見回り<br>【青少年育成課】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の地域<br>での見回りの取り組みを行います。 |      |

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になります。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供をおこない、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

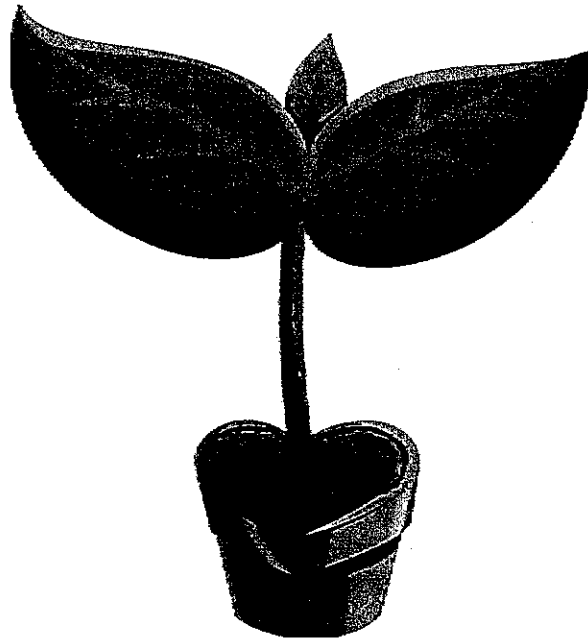
(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

進 行 管 理 事 業

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 26. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催  |        |        |        |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課、福祉政策課、介護福祉課、障害者支援課、子育て支援課   |        |        |        |
| 目標   | 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回  | 2回     | 2回     | 2回     |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                              | 関連計画           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 子ども家庭総合支援センター事業<br>【子育て支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |



# 男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

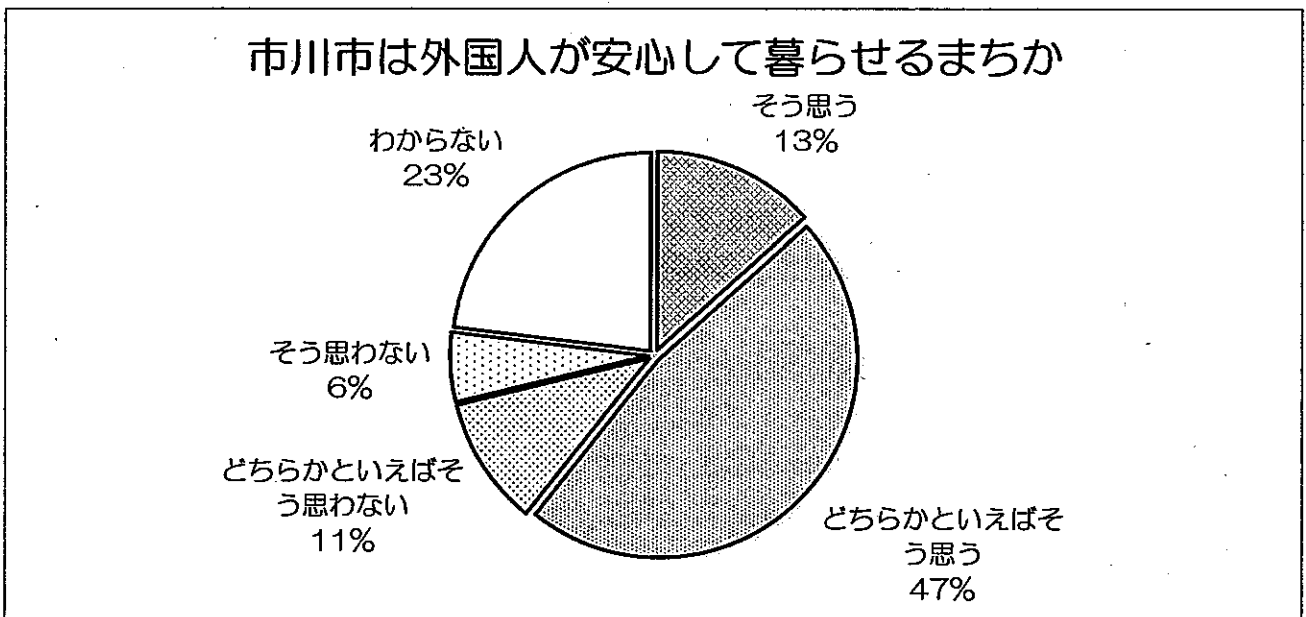
| 成果指標                                    | 平成27年度<br>現状値            | 目標値    |        |        |
|-----------------------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|
|                                         |                          | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 市川市は外国人<br>が安心して暮ら<br>せるまちだと考<br>える人の割合 | 60%<br>(e-モニターアン<br>ケート) | 62%    | 64%    | 66%    |

## 【生活者としての外国人】

市川市は平成28年3月、外国籍の市民は2.8%となり、増加が続いています。

生活者として、定住、労働する外国人が増加し、その外国人が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

市民の外国人に対する偏見、差別の解消を目指し、また、子どもたちが広い視野をもち、異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるための事業を実施します。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果



日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国际社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

■ 基本計画における施策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                          | 事業概要  | 関連計画        |
|---------------------------------------|---|-------------|
| 異文化交流事業<br>【国際交流課】                    | 姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供します。 |             |
| 小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）<br>【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。                                      | 市川市教育振興基本計画 |
| 中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）<br>【指導課】           | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成します。       | 市川市教育振興基本計画 |

国籍・文化・慣習・宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

■ 基本計画における施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

進 行 管 理 事 業

|         |   |        |        |        |
|---------|---|--------|--------|--------|
| 事業名     | 27. 相互理解のための啓発・交流事業   |        |        |        |
| 事業概要    | 在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。 |        |        |        |
| 所管課     | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目 標     | 在住外国人との交流活動の実施回数  |        |        |        |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|         | 1回  | 1回     | 1回     | 1回     |

関 連 事 業

| 事業名<br>【所管課】       | 事業概要  | 関連計画 |
|--------------------|---|------|
| 外国人相談窓口<br>【国際交流課】 | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。 |      |

|                                     |   |  |
|-------------------------------------|---|--|
| <p>外国人向けの各種情報提供の充実<br/>【国際交流課】</p>  | <p>言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図ります。</p> |  |
| <p>通訳・翻訳ボランティアによる活動<br/>【国際交流課】</p> | <p>在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。</p>                           |  |



# 男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標                      | 平成27年度 | 目標値    |        |        |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                           |        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合 | —      | 70%    | 80%    | 90%    |

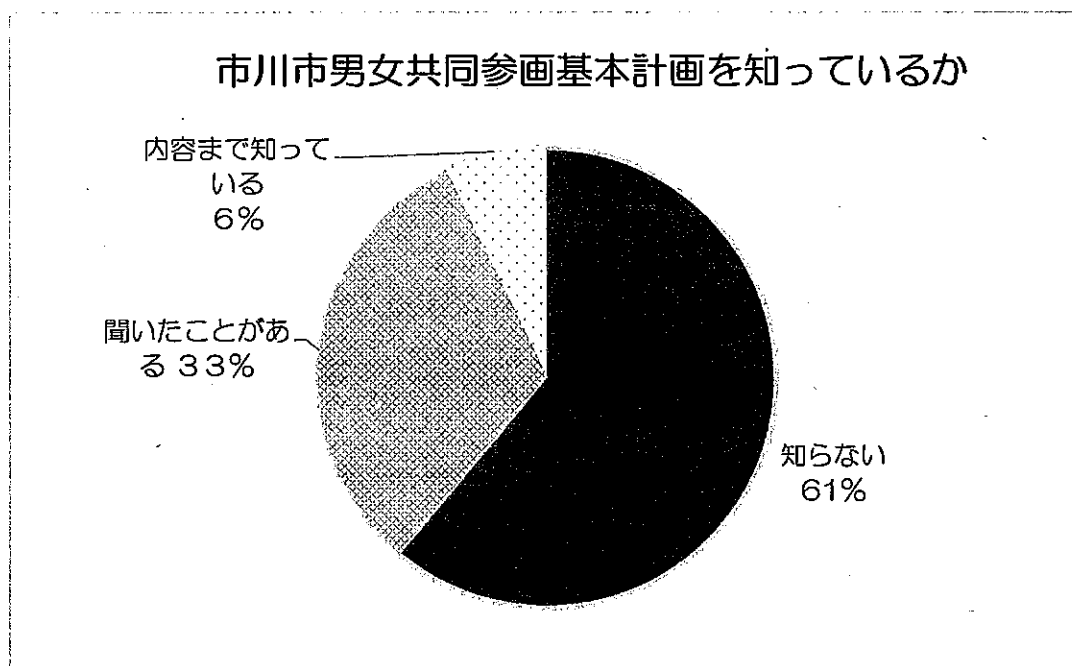
※第4次男女共同参画基本計画（国）

|                             |    |       |
|-----------------------------|----|-------|
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度（平成24年度） | 女性 | 61.3% |
|                             | 男性 | 66.3% |

【基本計画の認知度】

e-モニターアンケートにおいて、本基本計画を「ある程度内容まで知っている」「名称を見たり聞いたことがある」と回答した人の割合は、平成27年度は39%であり、平成26年度に回答し人の割合の38%より、若干増加しました。

本実施計画では、よりわかりやすい指標とするため、国の指標にあわせ、「男女共同参画社会」という用語の周知度に成果指標を変更しました。



H27 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

男女共同参画社会の実現に向けて、本基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、庁内推進体制の充実はもとより、国、県、他市町村の進んだ情報を収集し、実施計画、事業に反映させることが必要です。

また、市民へ情報を発信することにより、市民が積極的に施策に参画できるよう進めていきます。

■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

進 行 管 理 事 業

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 28. 男女共同参画に関する情報収集   |        |        |        |
| 事業概要  | 男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取り組みについては、事業に反映していきます。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 国・県等が実施する会議や研修等に参加した回数   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 24回  | —      | —      | —      |

第5次実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

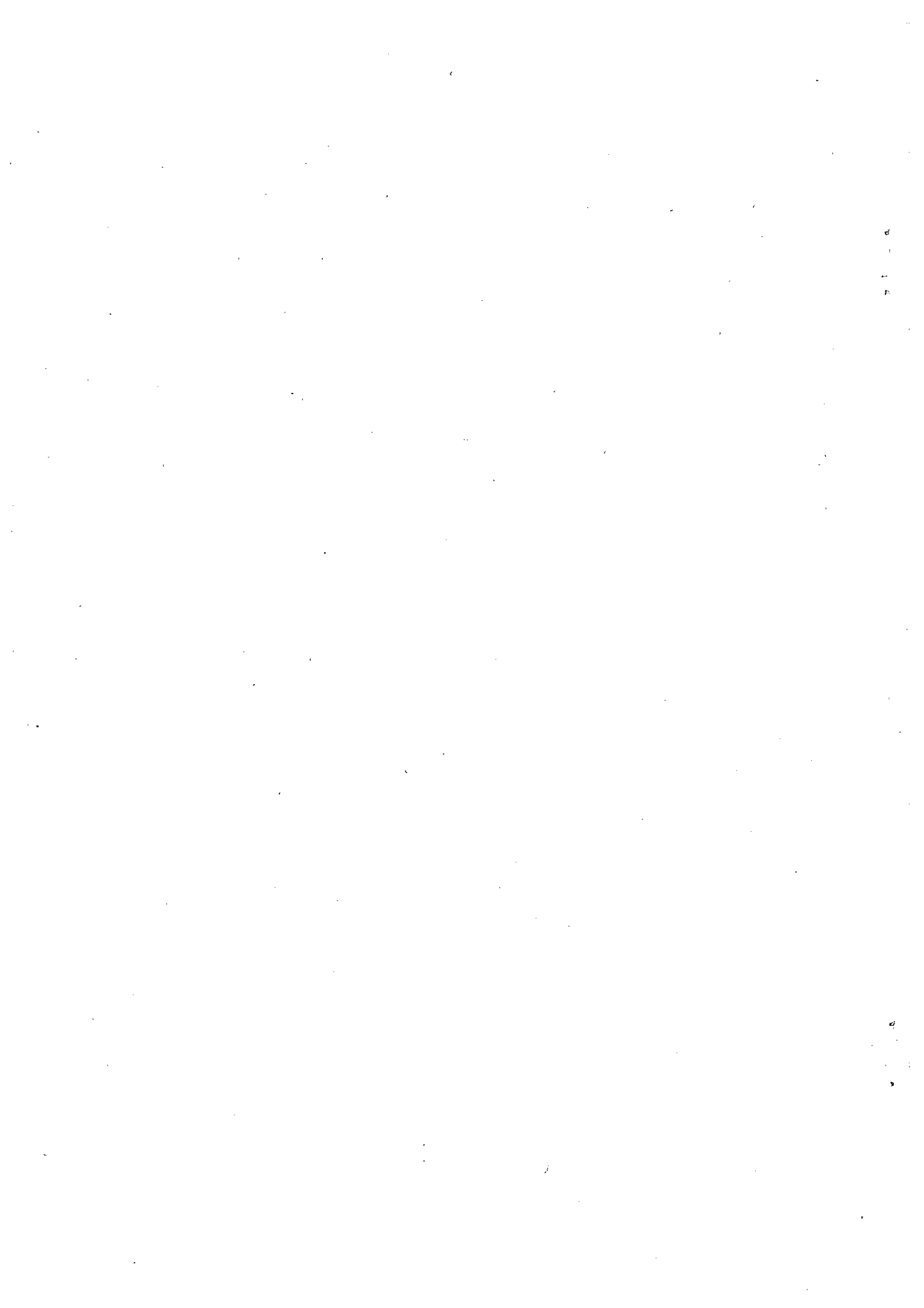
■ 基本計画における施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

～～～ 進 行 管 理 事 業 ～～～

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 29. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施   |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回  | 1回     | 1回     | 1回     |



## 第6次実施計画正誤表

H28.7.20

| ページ | 行                 | 誤               | 正                |
|-----|-------------------|-----------------|------------------|
| 7   | (1)《1》グラフ3行目      | 支援相談            | 支援・相談            |
| 7   | 《2》               | 市川市に            | 男女共同参画社会の実現のために  |
| 9   | ●平成27年度 調査期間      | 平成28年3月6日～3月20日 | 平成28年1月29日～2月11日 |
| 15  | 【審議会等の女性委員割合】3行目  | 成果目標            | 目標値              |
| 15  | 【市職員女性管理職割合】2行目   | 目標数値            | 目標値              |
| 17  | ★2行目              | 女性委員割合の目標値を     | 女性委員割合を          |
| 21  | 【男女の平等意識】3行目      | 回答が高く           | 回答の割合が高く         |
| 22  | 事業名7 事業概要         | 男女共同参画センターにおいて  | 削除               |
| 38  | グラフタイトル           | いいという           | よいという            |
| 38  | グラフ 値 賛成          | 値               | 6%               |
| 49  | 【生涯を通じての健康づくり】1行目 | 市民              | 人                |
| 49  | 3行目               | 市民              | 人                |
| 49  | 成果指標の表            | 平成27年度          | 平成27年度現状値        |
| 54  | 【DVの認知度】2行目       | 周知              | 認知               |
| 59  | 【生活者としての外国人】4行目   | 市民の             | 削除               |
| 63  | 成果指標の表            | 平成27年度          | 平成27年度現状値        |
| 63  | 【基本計画の認知度】        | 認知              | 周知               |
| 63  | 【基本計画の認知度】3行目     | 回答し人            | 回答した人            |
| 65  | 1行目               | 第5次             | 第6次              |



# 市川市男女共同参画基本計画 第3次DV防止実施計画（案）

（平成29年度～平成31年度）



平成29年3月

市 川 市



# 目 次

## 第1章 第3次DV防止実施計画の策定にあたって

|             |   |
|-------------|---|
| 1 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 実施計画の位置づけ | 2 |
| 3 実施計画の期間   | 3 |
| 4 実施計画の基本理念 | 3 |
| 5 実施計画の基本目標 | 3 |
| 6 実施計画の体系図  | 4 |

## 第2章 DVの現状

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 日本国内におけるDV被害および相談の状況 | 6  |
| 2 市川市におけるDV相談の状況       | 8  |
| 3 配偶者暴力相談支援センターについて    | 9  |
| 4 被害者支援フロー図            | 10 |

## 第3章 第2次DV防止実施計画の成果と課題

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 基本目標ごとの達成状況                | 12 |
| 2 意識調査（e-モニター制度アンケート）からみえる課題 | 14 |
| （1）DVの認知度                    | 14 |
| （2）DV被害の状況                   | 15 |
| （3）相談先の状況                    | 16 |
| （4）DV防止のために求められているもの         | 17 |

## 第4章 第3次DV防止実施計画の考え方

|              |    |
|--------------|----|
| 1 事業選定の考え方   | 19 |
| 2 重点事業選定の考え方 | 19 |
| 3 目標設定の考え方   | 19 |

## 第5章 実施計画事業

|              |    |
|--------------|----|
| 1 進行管理事業について | 20 |
| 2 進行管理事業について | 20 |
| 3 評価について     | 20 |

### 進行管理事業一覧

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 基本目標 I DVを許さない社会づくり         | 20 |
| 取組の方向 1 DV防止の啓発             | 21 |
| 取組の方向 2 DV予防教育の推進           | 22 |
| 取組の方向 3 DV被害者の発見            | 23 |
| 基本目標 II 安全で安心できる相談体制の充実     | 25 |
| 取組の方向 4 相談業務の充実             | 25 |
| 取組の方向 5 被害者の安全確保            | 28 |
| 取組の方向 6 職務関係者の資質向上          | 29 |
| 基本目標 III 実効性のある自立支援の充実      | 29 |
| 取組の方向 7 被害者の生活再建支援          | 30 |
| 取組の方向 8 子どもに関する支援           | 32 |
| 基本目標 IV DV根絶の推進体制           | 34 |
| 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携       | 34 |
| 市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議の体系図  | 36 |
| 市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図 | 37 |

# 第1章 第3次DV防止実施計画の策定にあたって

## 1 実施計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を傷つけると同時に、男女共同参画社会実現への妨げとなっています。

こうしたなか、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。その後、平成19年7月の改正で、DVに関する基本計画の策定と市町村の施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務となりました。

これを受け、本市では、平成20年8月に改正した「市川市男女共同参画基本計画」のなかで対応していたDV対策について、DVの防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、総合的かつ計画的に進めるため、平成23年8月に本実施計画の第1次実施計画にあたる「市川市DV防止基本計画」を策定し、つづいて平成23年10月には、配偶者暴力相談支援センター（p.9参照）の機能を有しました。

また、国は「DV防止法」の平成25年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手をいう。）からの暴力についても、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じてDV防止法の対象とし、対象者の拡大を図っています。

このように制度設計が進むなか、本市では、複雑化するDV被害に対応し、より一層の防止に努め、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、平成28年度を最終年度とする第2次実施計画となる「第2次DV防止実施計画」の体系を継続しながら見直しを行い、新たに「第3次DV防止実施計画」をここに策定するものです。

### ※1 DVの定義

本実施計画において「DV」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）による身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力を言います。

また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力を含むものとします。

### ※ DVがおこる背景

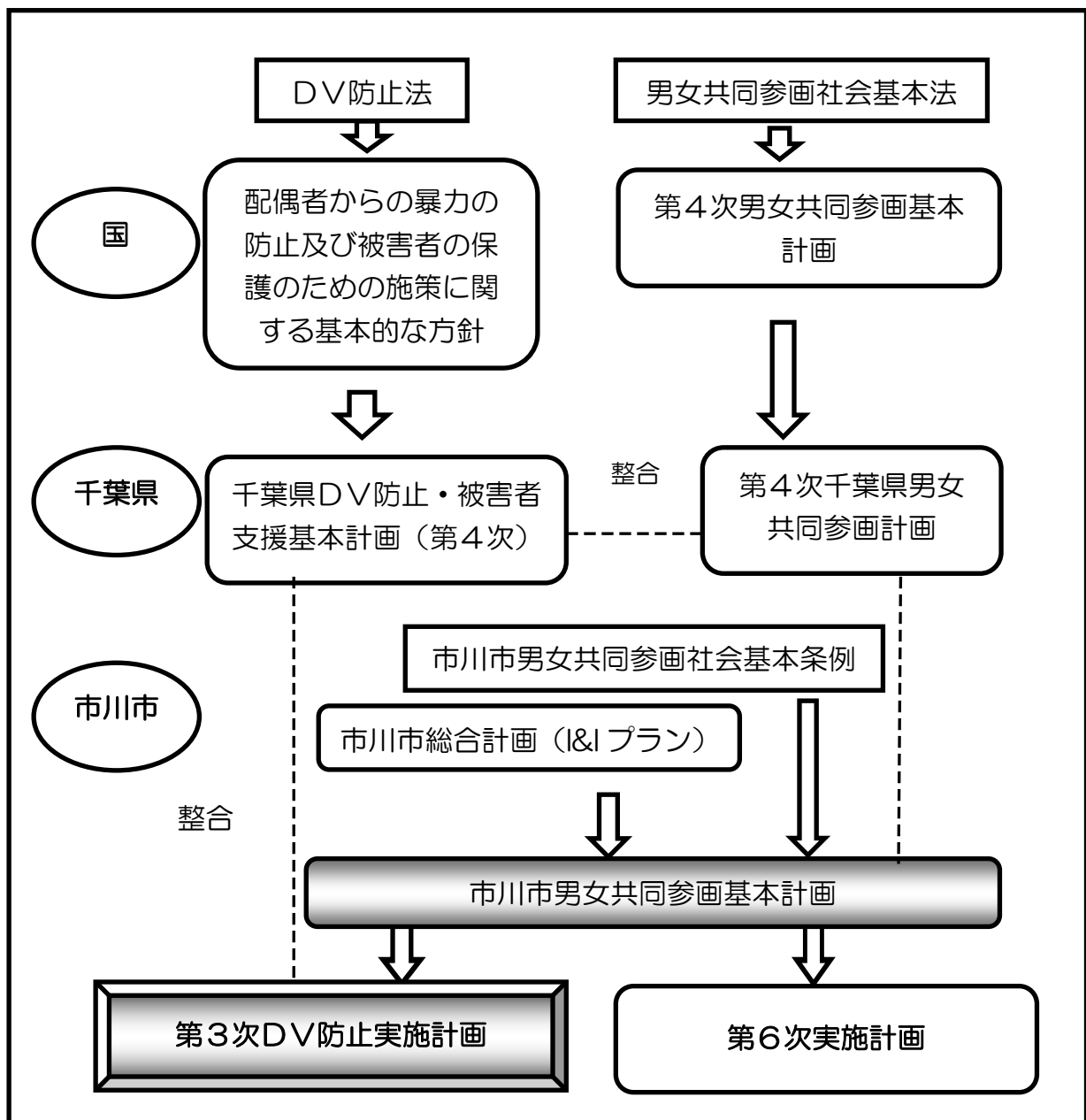
なぜ、DVはおこり、被害者の多くは女性なのでしょう。この背景には、固定的役割分担意識やそれに伴ってできた男女の社会的地位、経済力の格差、暴力容認などの社会的構造に問題があると指摘されています。多くの場合、夫（パートナー）は、支配のための手段、あるいは、服従しないことの罰として暴力を振るいます。そして「従わない方が悪い」と被害女性を責めます。この根底には「男性はリードし、女性は従うもの」という固定的役割分担意識と暴力を容認する考えがあるからです。

## 2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、市川市男女共同参画社会基本条例第8条の規定に基づき策定された「市川市男女共同参画基本計画」の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」を実現するための一部分として位置づけます。

また、本実施計画は、DV防止法第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものでもあり、本市DV施策の実施に関する基本的な計画となるものです。

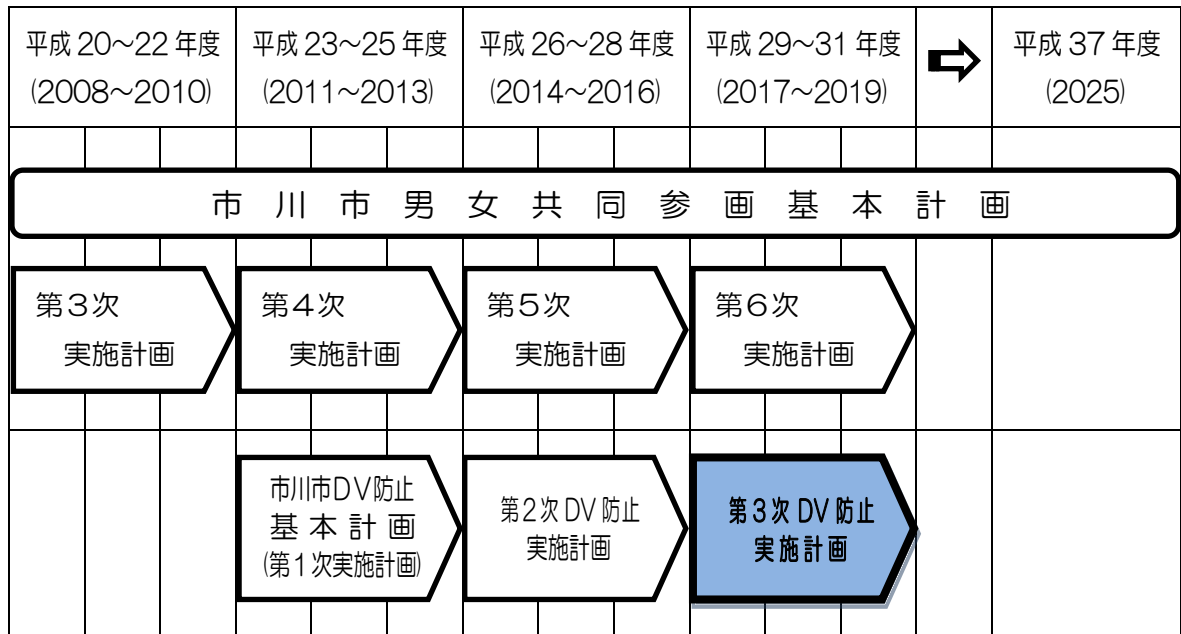
イメージ図



### 3 実施計画の期間

本実施計画の期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3年間とします。

なお、本実施計画は、取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の見直しなどにより新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



### 4 実施計画の基本理念

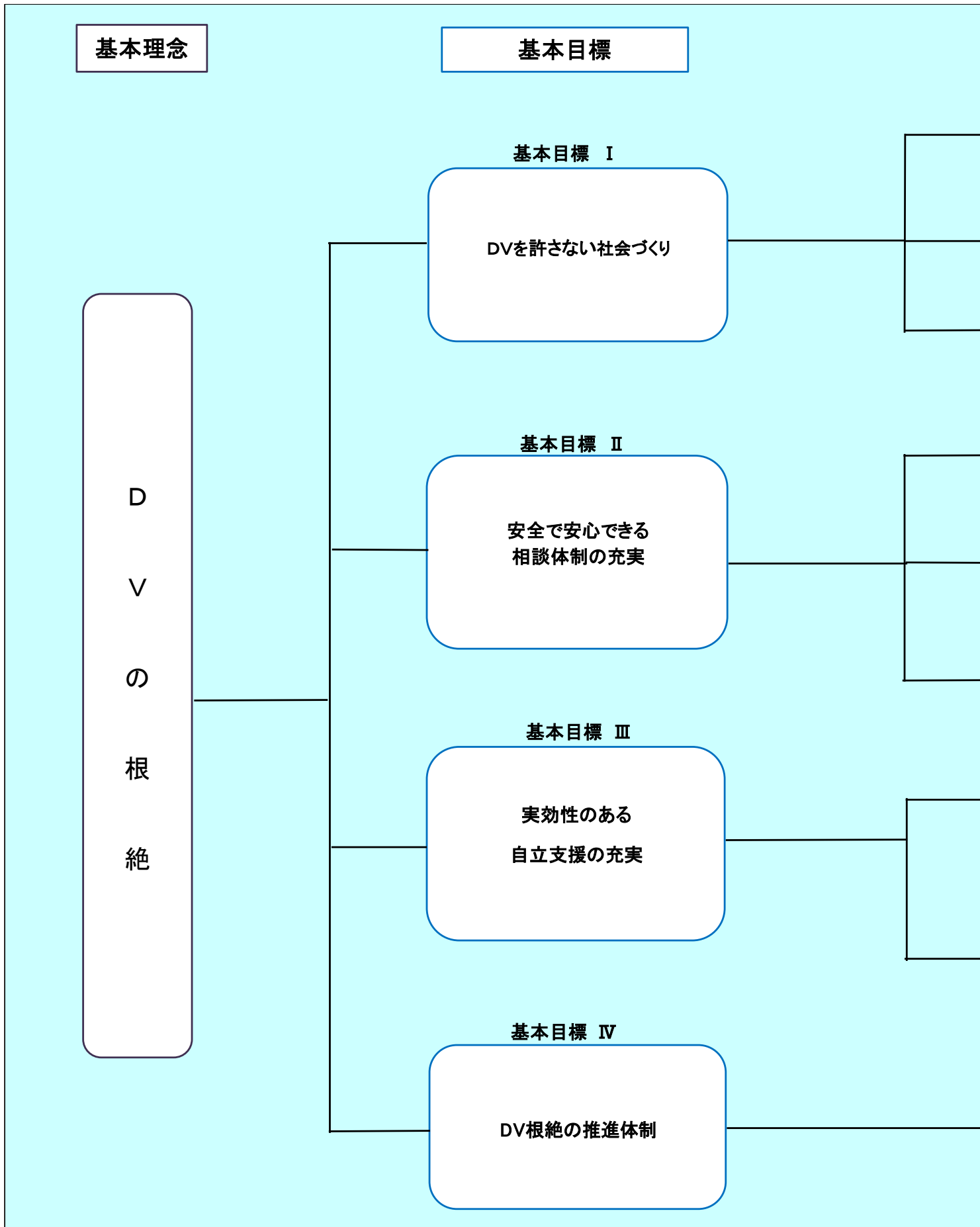
本実施計画の基本理念を「DVの根絶」とします。

### 5 実施計画の基本目標

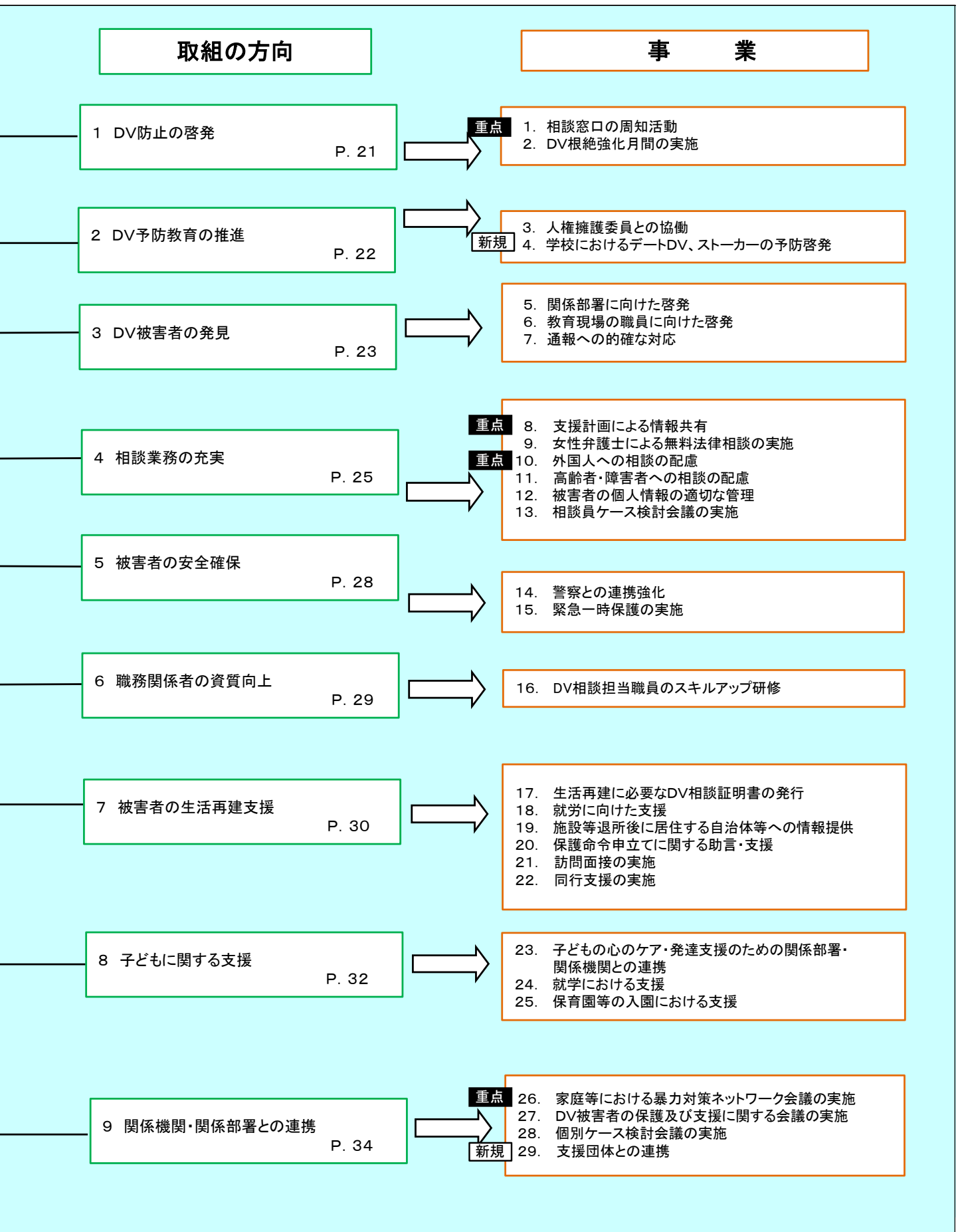
本実施計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標と目標達成に向けた取組の方向を定め、事業を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制

6 実施計画の体系図







# 第2章 DVの現状

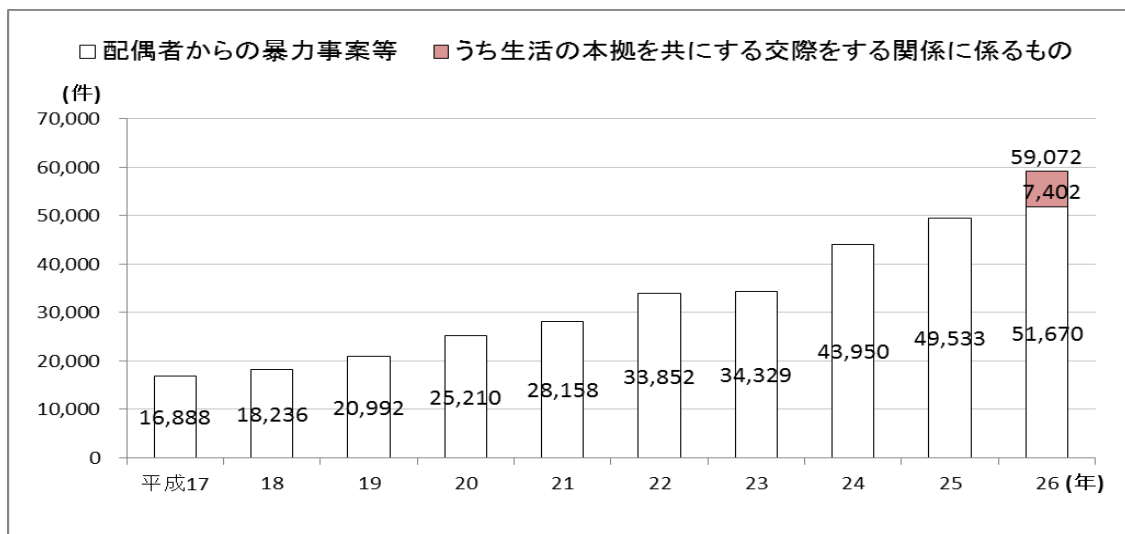
## 1 日本国内におけるDV被害及び相談の状況

### ○ 配偶者からの暴力事案等の認知件数は依然増加傾向、被害者の多くは女性

「警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数」は、平成26年が59,072件で、依然として増加傾向にあります。

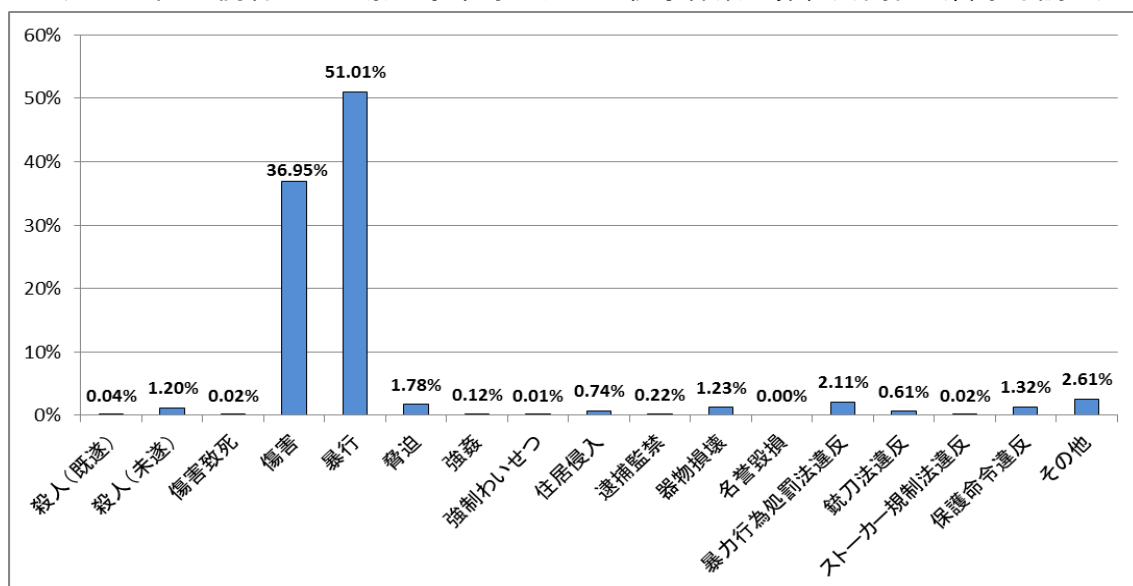
また、警察庁調べにおいて、平成27年の被害者の性別割合は、男性が12%、女性が88%となっており、被害者の多くは女性です。

警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数の推移（警察庁調べ）



平成27年の「配偶者からの暴力事案等の検挙件数」は、8,006件で、罪種別内訳は、暴行が最も多く51.0%、次に傷害が多く36.9%となっています。

平成27年 配偶者からの暴力事案等における検挙件数の罪種別割合（警察庁調べ）



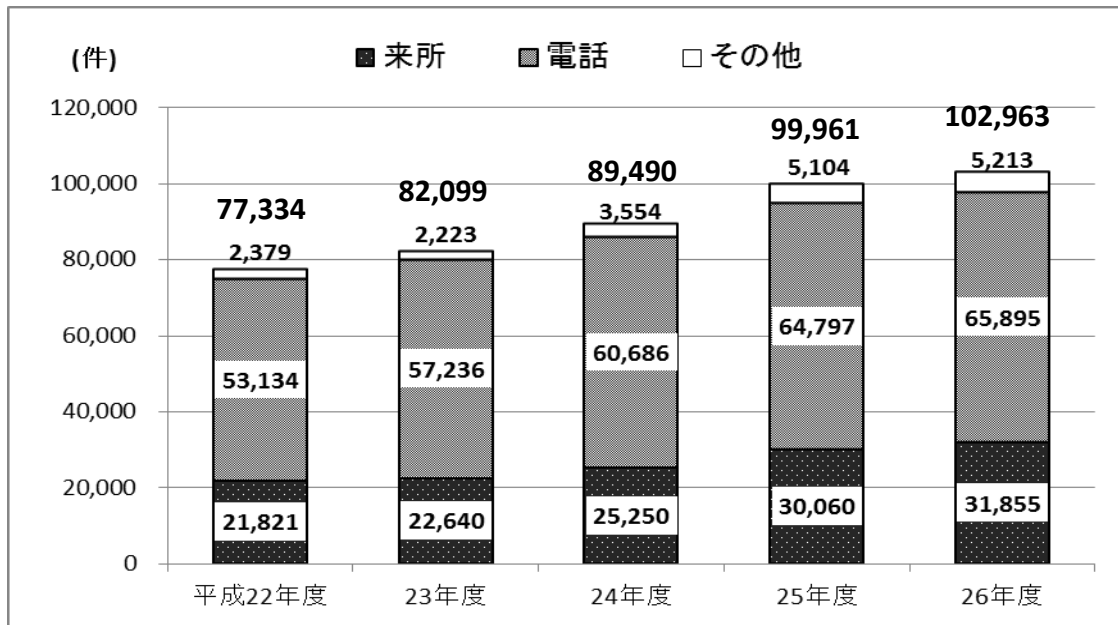
○ 配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数も増加傾向、相談者の多くが女性

平成27年11月現在、配偶者暴力相談支援センターは、全国に261カ所設置されています。うち市区町村が主体となり設置しているのが88カ所です。千葉県内においては、全18カ所設置されており、うち15カ所が千葉県、3カ所が市町村（市川市、千葉市、野田市）となっています。

DV相談件数は、平成22年度では77,334件、平成26年度は102,963件となっており、4年間で約1.3倍に増加しています。

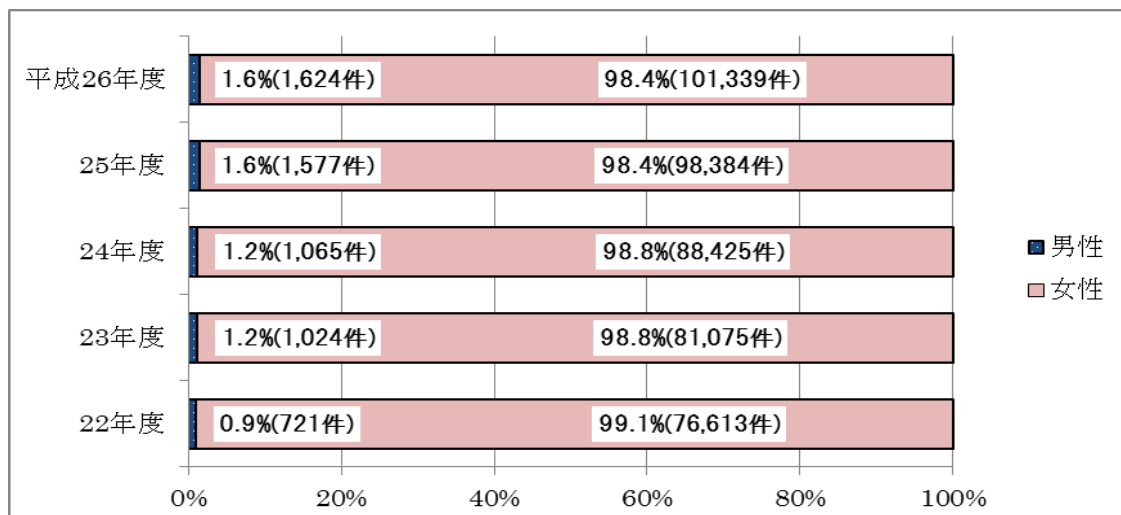
平成26年度の相談形態は電話相談が約64%、来所相談が約31%となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（内閣府調べ）



また、男女別の相談内訳を見ると、女性の割合が高いことがわかります。平成22年度から平成26年度の5年間、いずれも98%以上が女性の相談者です。

配偶者暴力相談支援センター相談の男女別内訳（内閣府調べ）



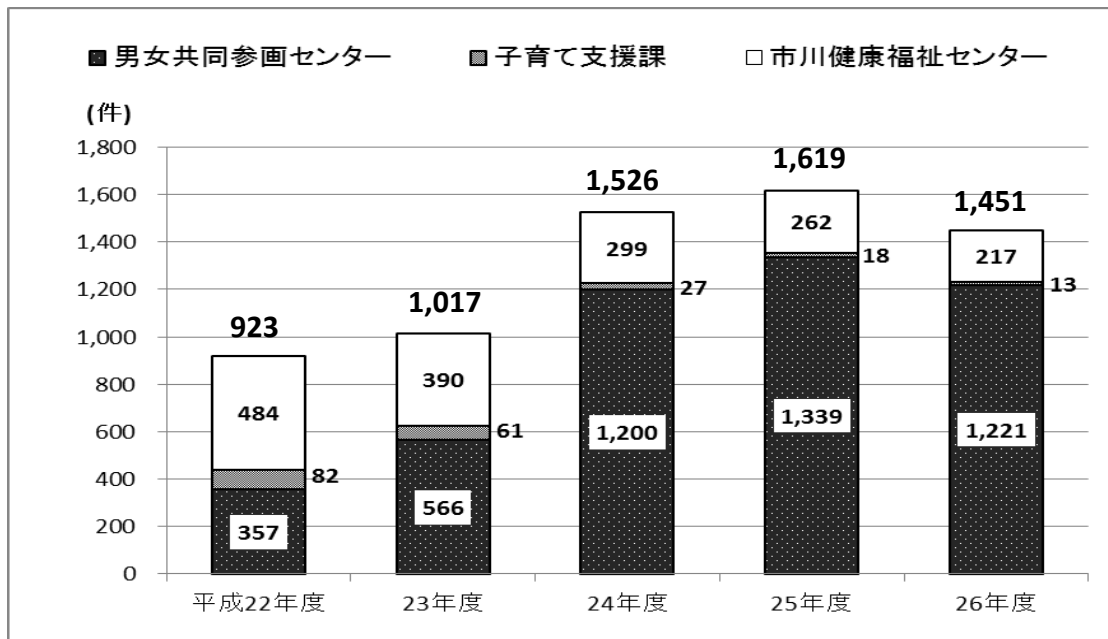
2 市川市におけるDV相談の状況

○ 相談件数は平成24年度以降、年間1,000件を超える多い状況で推移

市内のDVに関する相談は、警察での緊急的な相談以外に、市川健康福祉センター（市川保健所）と市役所に相談窓口があります。

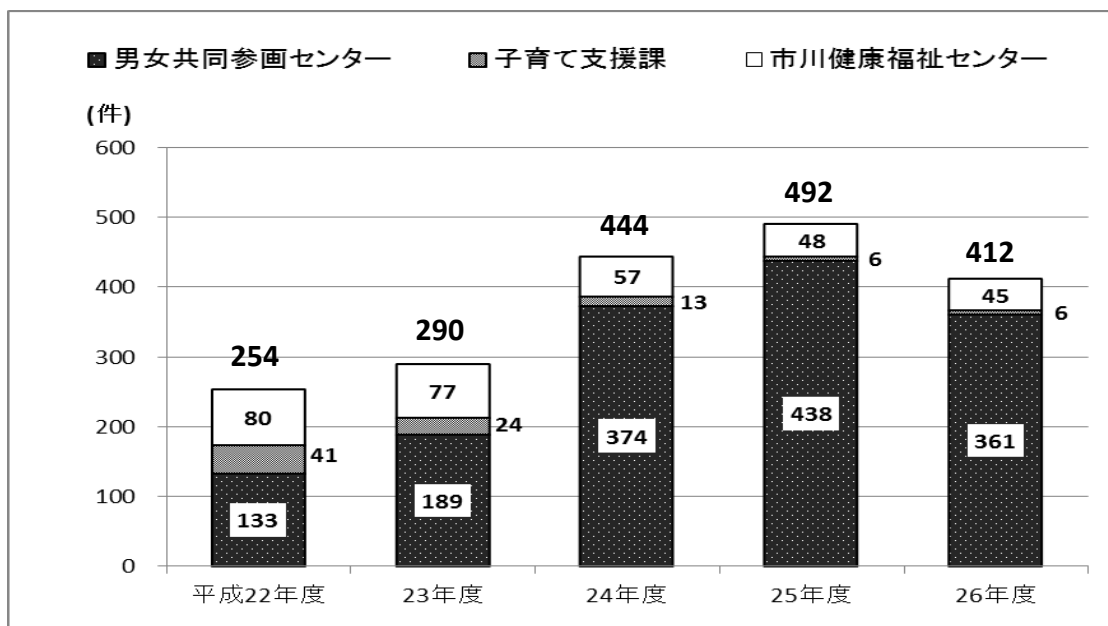
平成26年度の相談件数は1,451件であり、その内訳は市川健康福祉センター（市川保健所）が217件で15%、市役所が1,234件で85%となっています。配偶者暴力相談支援センター開設以降、相談件数の多い状況が続いています。

市川市のDV相談件数（男女共同参画課調べ）

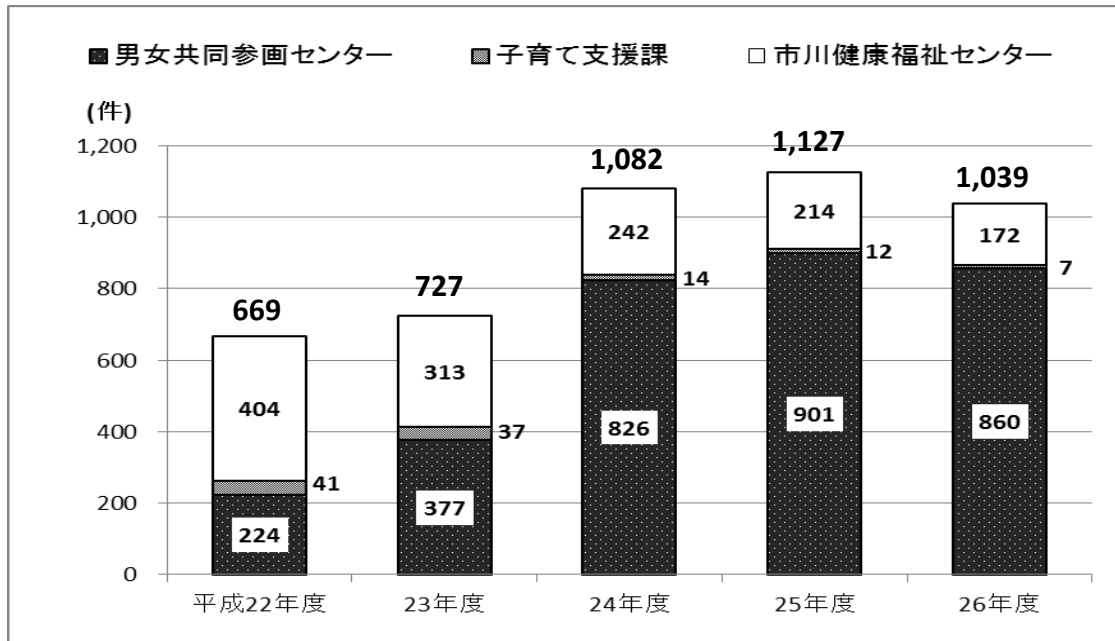


平成26年度の相談形態を見ると、来所相談が412件で28.4%、電話相談は1,039件で71.6%となっており、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談の割合とほぼ同様となっています。

来所による相談（男女共同参画課調べ）



## 電話による相談（男女共同参画課調べ）



### 3 配偶者暴力相談支援センターについて

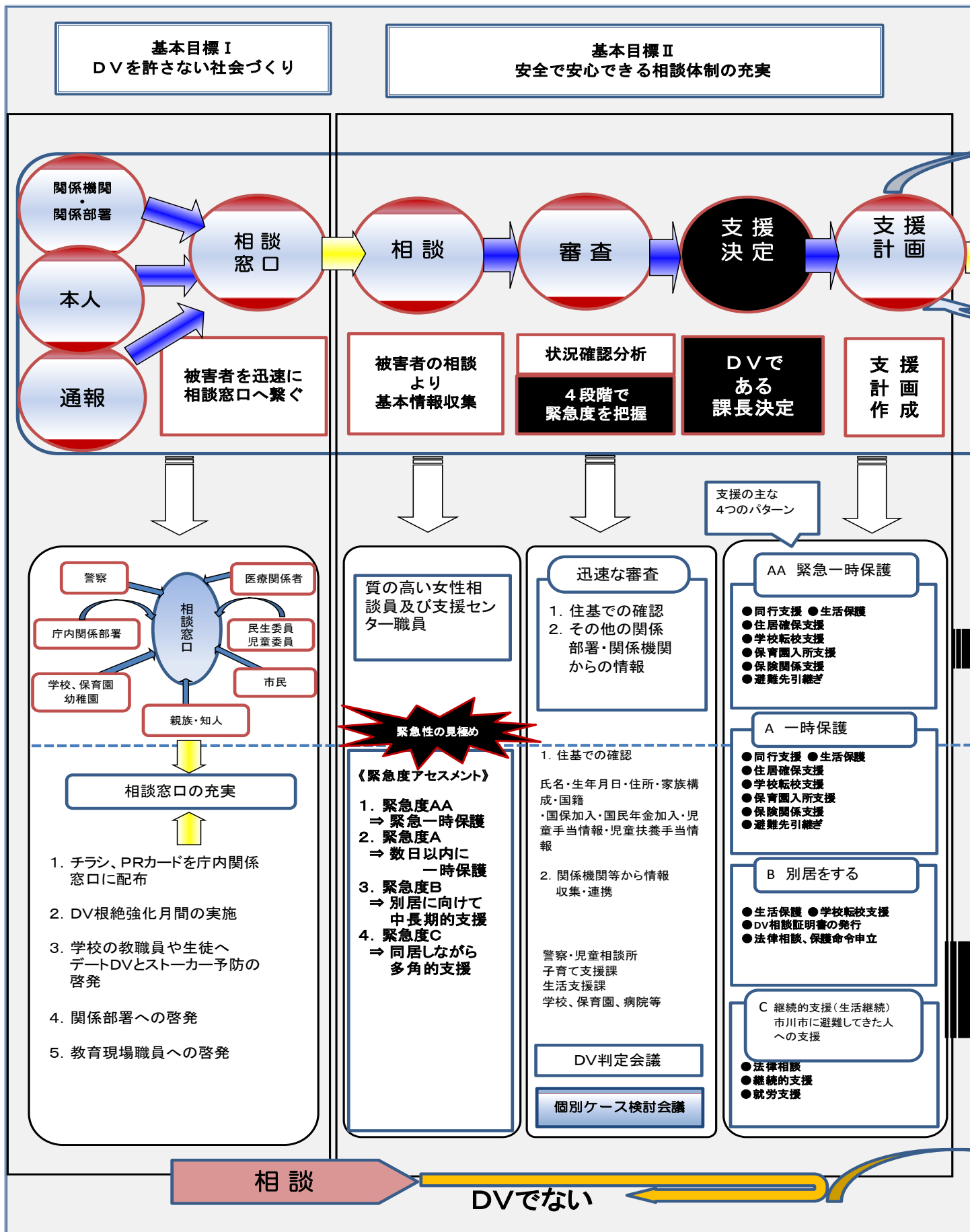
本市は、平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市の配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法で定められている機能のうち、

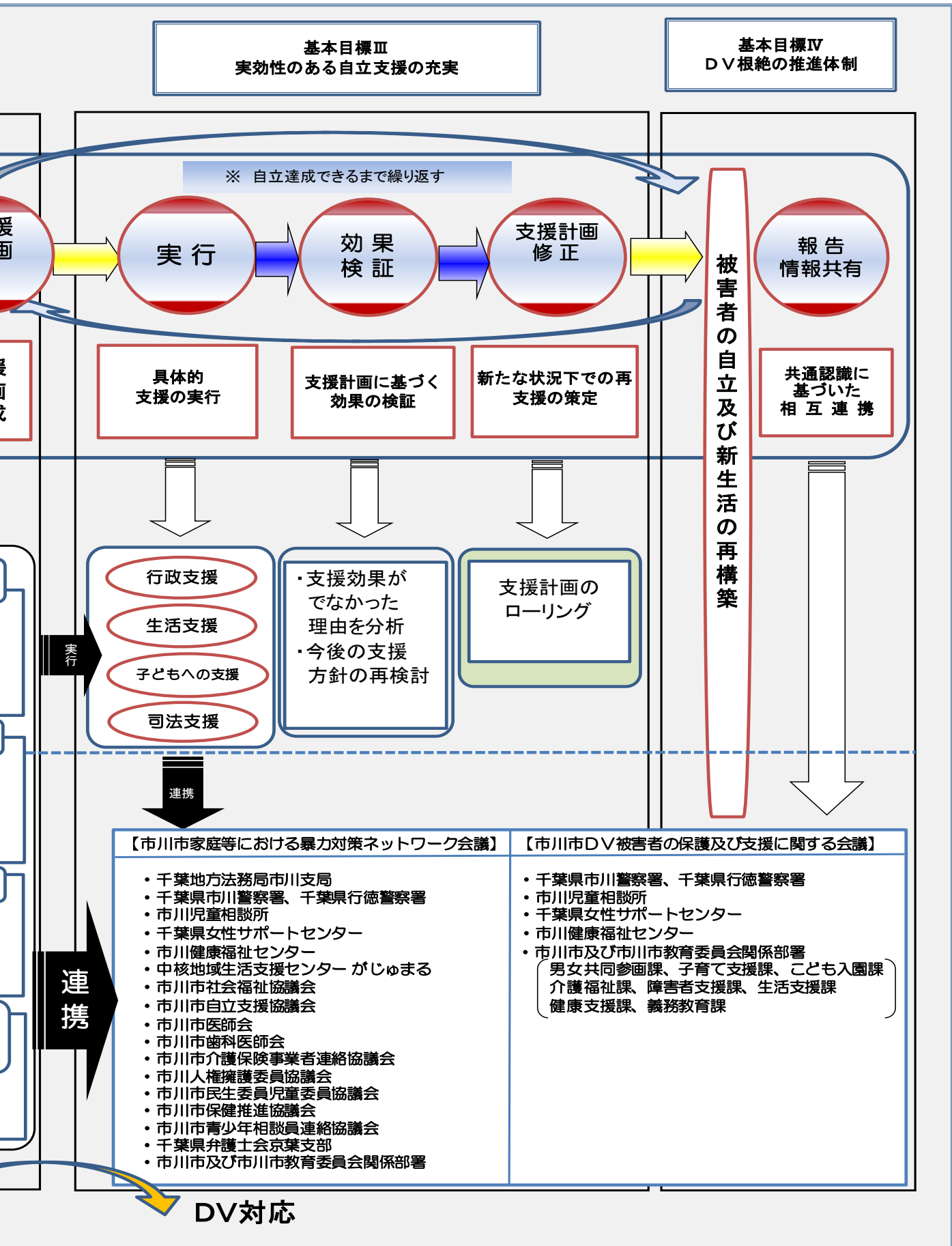
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ③被害者及び同伴者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

の5つの機能を有しています。

女性相談員がDV被害者からの相談をはじめ、緊急避難支援や緊急一時保護、保護命令申し立てにおける支援等、継続的にきめ細かく支援しています。

4 被害者支援フロー図





## 第3章 第2次DV防止実施計画の成果と課題

### 1 基本目標ごとの達成状況

平成26年3月に策定した「第2次DV防止実施計画」は、平成26年度から平成28年度を計画期間としています。当該計画について、評価・検証等が終了している平成26年度、平成27年度の2年間についての基本目標ごとの進捗状況は以下のとおりです。

#### 【事業評価】

| 基本目標               | 事業数  | 平成26年度達成度<br>【十分達成できた・達成できた<br>と評価された事業数】 | 平成27年度達成度<br>【十分達成できた・達成できた<br>と評価された事業数】 |
|--------------------|------|---|---|
| I DVを許さない社会づくり     | 9事業  | 7事業                                       | 9事業                                       |
| II 相談体制の充実         | 13事業 | 12事業                                      | 12事業                                      |
| III 被害者支援の充実と加害者教育 | 8事業  | 8事業                                       | 8事業                                       |
| IV 推進体制の充実         | 3事業  | 3事業                                       | 3事業                                       |
| 合計                 | 33事業 | 30事業                                      | 32事業                                      |

#### 【成果指標とその達成値】

| 基本目標               | 成果指標                        | 平成26年度<br>目標値 | 平成26年度<br>達成値 | 平成27年度<br>目標値 | 平成27年度<br>達成値 |
|--------------------|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| I DVを許さない社会づくり     | DVを知っている人の割合                | 95%           | 88%           | 97%           | 92%           |
| II 相談体制の充実         | 配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合     | 30%           | 24%           | 40%           | 22%           |
| III 被害者支援の充実と加害者教育 | 基本目標IIIの施策が進んでいると思っている市民の割合 | 15%           | 12%           | 20%           | 10%           |
| IV 推進体制の充実         | DV防止実施計画を知っている人の割合          | 30%           | 15%           | 40%           | 13%           |

※達成値はe-モニター制度（p. 18参照）を利用したアンケート結果



### 基本目標Ⅰ

|    |   |
|----|---|
| 成果 | 関係部署にDV相談窓口のチラシとカードを継続的に配置しました。また、DV根絶強化月間には、DVに関するアンケートを実施し、DV防止セミナーを開催しました。市内高校生には、デートDVのリーフレットを配布し啓発を行いました。学校職員に向けては、研修を通して啓発を行いました。 |
| 課題 | より多くの市民と関係部署の職員がDVに関する正しい認識が持てるよう、継続的な啓発活動が必要です。また、市民団体との協力による啓発活動の強化も必要です。   |

### 基本目標Ⅱ

|    |   |
|----|---|
| 成果 | DV被害者が自ら問題を解決できるよう、女性相談員による助言や女性弁護士による法律相談を行いました。被害の危険性が高いDV被害者に対しては、一時保護や保護命令申し立てによる安全確保を行いました。また、相談員およびDV担当職員の質を高めるため、外部で開催される研修会に参加しました。 |
| 課題 | 通訳の手配など外国人が相談しやすい体制整備が必要です。また、相談員およびDV担当職員は、引き続き研修会に参加し知識と専門性の向上に努めます。  |

### 基本目標Ⅲ

|    |   |
|----|---|
| 成果 | DV被害者とその同伴者の生活再建に関わる行政手続きを円滑にするため、DV相談証明書による支援を行いました。また、同伴する子どもの負担も大きいことから、早期に問題が解決するよう関係部署と連携し、子どもの行政手続きに関する支援や養育環境への配慮を行いました。 |
| 課題 | 生活再建は一からのスタートであるため、DV被害者とその同伴者の心理的負担が大きいことから、関係部署と綿密に連携し、個々の事情に寄り添ったきめ細やかな支援を実施することが必要です。                                       |

### 基本目標Ⅳ

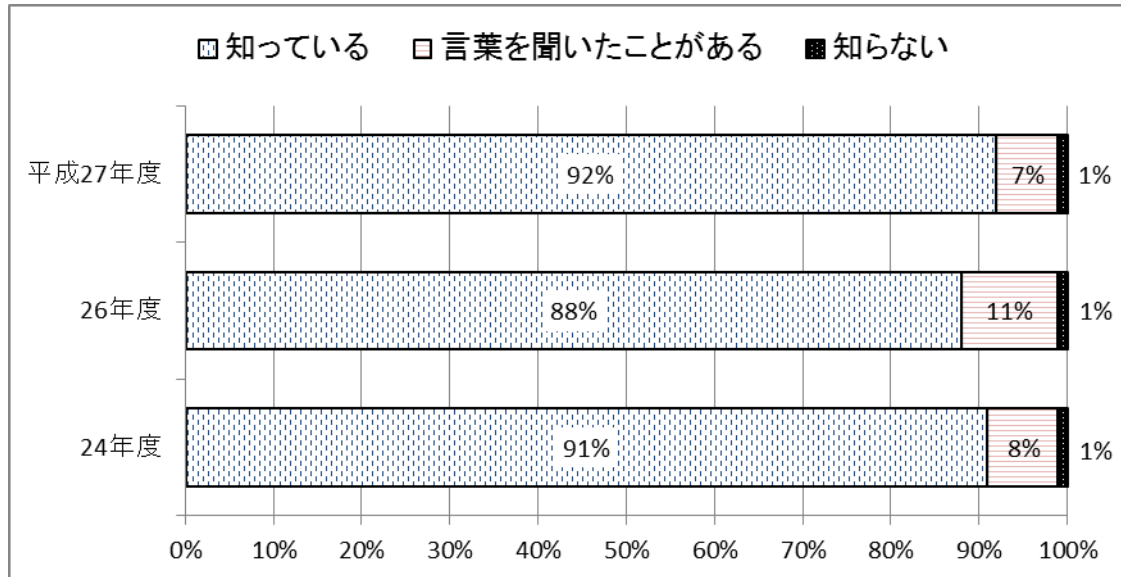
|    |   |
|----|---|
| 成果 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を実施し、関係機関・関係部署との支援に関する情報共有および連携強化を図りました。 |
| 課題 | 上記会議にて、DV被害者が置かれる状況を継続的に関係機関・関係部署と協議し、支援体制の強化のために必要な情報共有を行うことが必要です。                                   |

2 意識調査（e-モニター制度アンケート）からみえる課題

(1) DVの認知度

過去に実施したe-モニター制度でのDVに関するアンケート調査結果では、「DVを知っている」とする回答は概ね90%を超え、多くの方が「DV」を認知しているという結果が出ています。

DVの認知度調査（e-モニター制度アンケート結果）



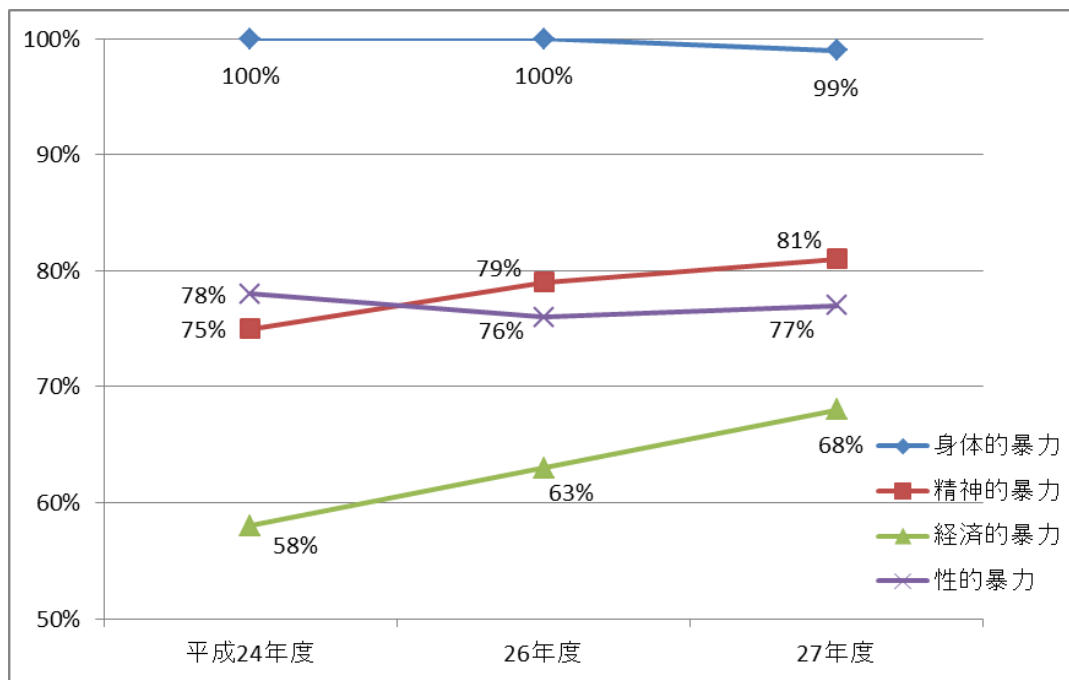
⇨平成25年度はアンケート実施なし

○ DVの種類別認知度

過去4年間の調査結果を見ると、「DVを知っている」と回答した方のうち、「身体的暴力」の認知度は非常に高く、概ね100%です。「精神的暴力」および「経済的暴力」の認知度は少しずつ増加しています。「性的暴力」の認知度は横ばいです。

DVの種類別認知度は、全体的に見ると微増しているという結果が出ています。

DVの種類別認知度調査（e-モニター制度アンケート結果）



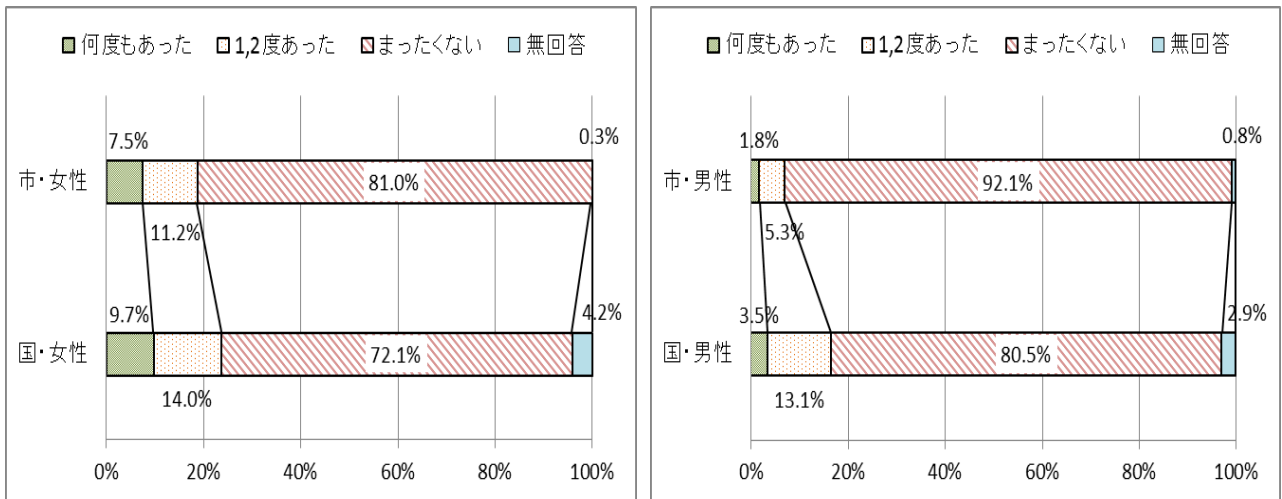
⇨平成25年度はアンケート実施なし

(2) DV被害の状況

○ DV被害を受けた経験

「DV被害を受けた経験」について、平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査を比較すると、少なくとも1回以上の被害を受けた女性は、本市が18.7%、全国が23.7%であり、男性は、本市が7.1%、全国が16.6%という結果が出ています。女性・男性ともに、本市は全国よりもDV被害の割合が少ない状況です。

「DV被害を受けた経験」について平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査の比較

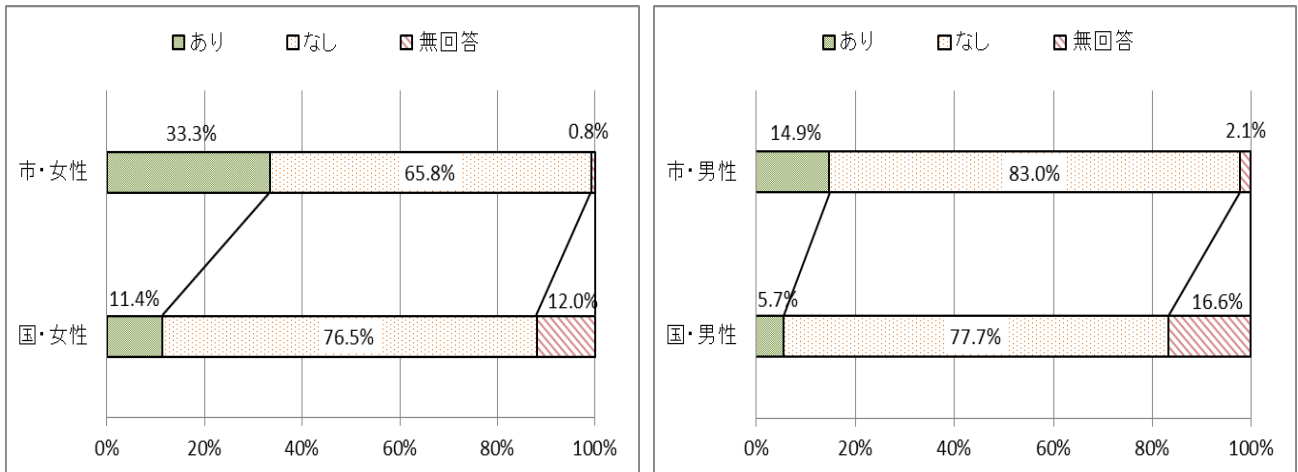


☞内閣府調査は最新調査（平成26年度）、市川市調査はe-モニター制度アンケートを参考

○ 命の危険を感じた経験

さらに、DV被害を受けた経験がある方のうち「命の危険を感じた経験」の有無について、平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査を比較すると、女性は本市が33.3%、全国が11.4%であり、男性は本市が14.9%、全国が5.7%という結果が出ています。女性・男性ともに、本市は全国よりも重篤な被害を受ける割合が高い状況にあり、危険度の高いDV被害者の支援が求められます。

「命の危険を感じた経験」について平成27年度 市川市調査と平成26年度 内閣府調査の比較

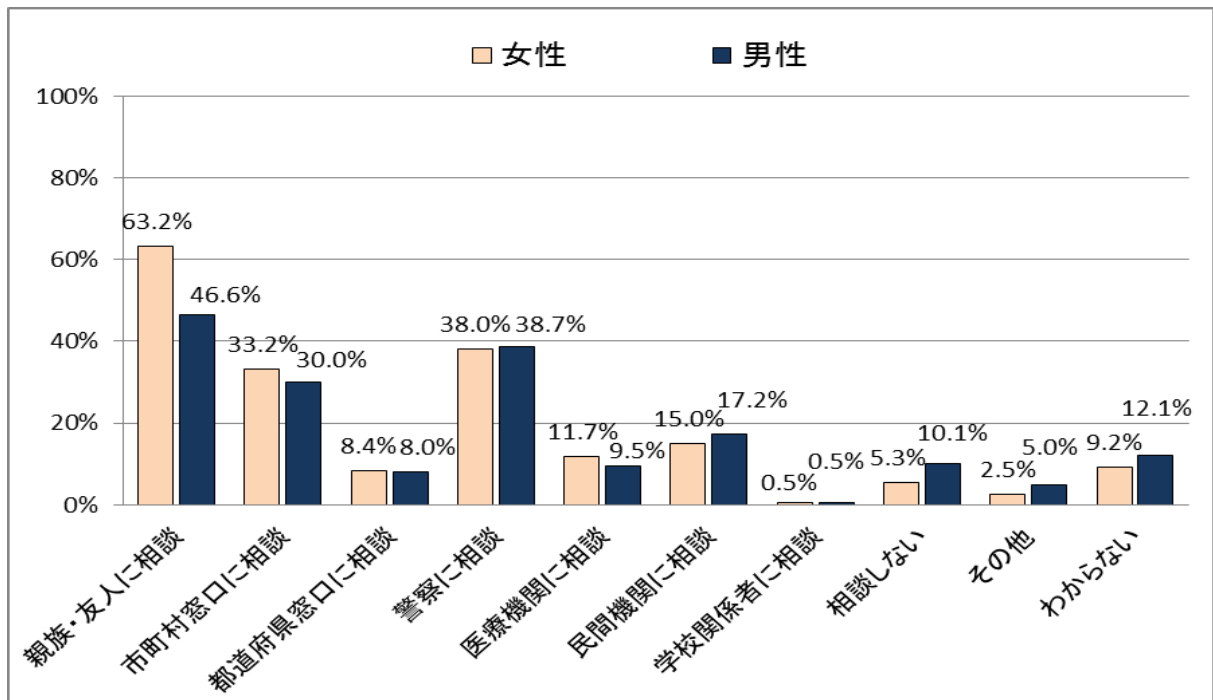


☞内閣府調査は最新調査（平成26年度）、市川市調査はe-モニター制度アンケートを参考

(3) 相談先の状況

「もしDV被害を受けた場合どこに相談するか」について調査したところ、女性・男性ともに類似した傾向にあり、最も多かったのが「親族や友人」で女性63.2%・男性46.6%、次に「警察」で女性38.0%・男性38.7%、続いて「市町村の窓口」で女性33.2%・男性30.0%でした。このことから、DV被害者にとって身近な窓口として期待されているのは警察や市町村であることがわかります。

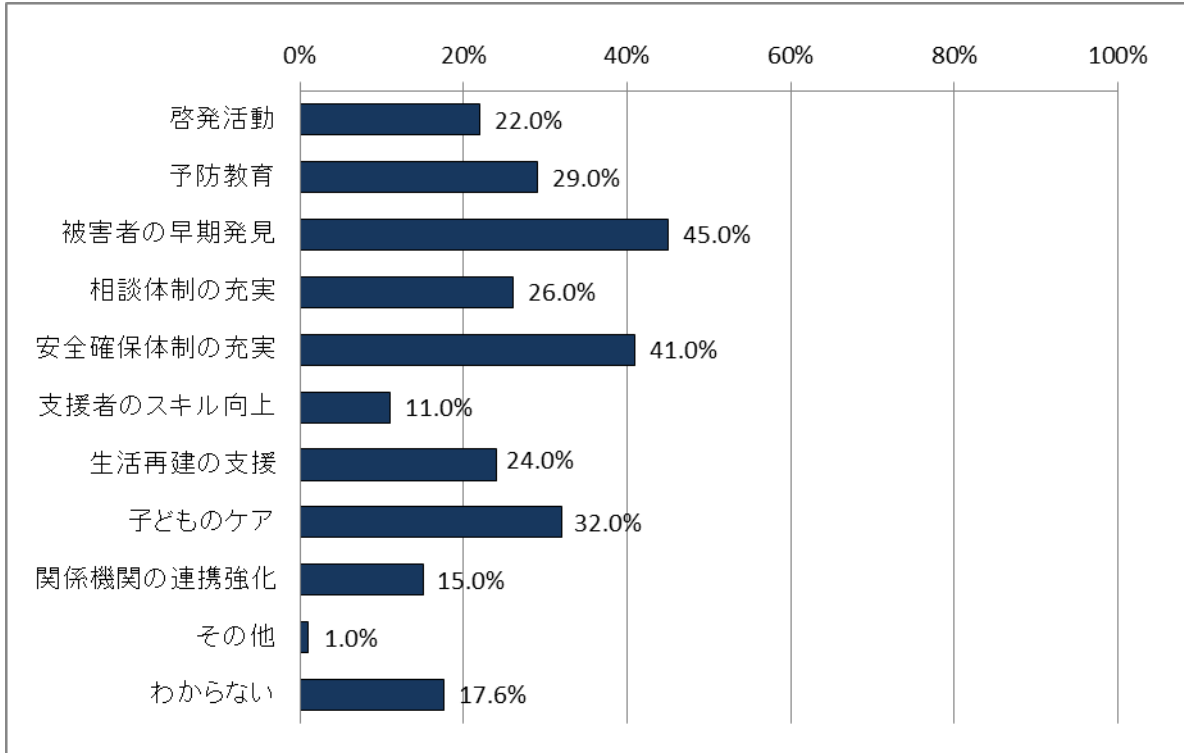
DV被害を受けた場合の相談先（平成27年度e-モニター制度アンケート結果）



(4) DV防止のために求められているもの

「本市の9つのDV防止の取り組みの中で、今後、特に力を入れてほしいこと」について調査したところ、「DV被害者の早期発見のための取り組み」が最も多く45%、続いて「DV被害者の安全確保体制の充実」が多く41%という結果が出ています。この結果を見ると、まず、1人でも多くのDV被害者が相談窓口につながることで、そして、安全確保が図られることが求められていることがわかります。

DV防止のために力を入れる取り組み（平成27年度e-モニター制度アンケート結果）



### 第3章 第2次DV防止実施計画の成果と課題

#### 【e-モニター制度について】

e-モニター制度とは、市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニター登録している方を対象に、アンケート調査を行い集計しています。この結果は、市政の参考資料として活用されます。

〔本章で参考としたe-モニター制度「DVに関するアンケート」の回答者属性〕

#### ●平成27年度調査

|        |   |
|--------|---|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査  |
| 調査期間   | 平成28年2月15日～平成28年2月28日   |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課   |
| 有効回答数  | 1,305人  |
| 回答者属性  | 性別：女性 642人／男性 661人／不明 2人<br>年代：10代 2人(0.2%)、20代 21人(1.6%)、30代 186人(14.3%)、<br>40代 406人(31.0%)、50代 271人(20.7%)、<br>60代 216人(16.7%)、70代 170人(13.0%)、<br>80代 29人(2.2%)、不明 4人(0.3%) |

#### ●平成26年度調査

|        |  |
|--------|--|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査   |
| 調査期間   | 平成27年3月16日～平成27年3月26日  |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課  |
| 有効回答数  | 1,313人   |
| 回答者属性  | 性別：女性 638人／男性 675人<br>年代：10代 2人(0.1%)、20代 18人(1.3%)、30代 197人(15.0%)、<br>40代 405人(30.8%)、50代 257人(19.5%)、<br>60代 225人(17.1%)、70代 175人(13.3%)、<br>80代 33人(2.5%)、不明 1人(0.07%) |

#### ●平成24年度調査

|        |   |
|--------|---|
| 調査方法   | インターネットおよび電子メールにてアンケート調査  |
| 調査期間   | 平成25年3月6日～平成25年3月20日  |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課   |
| 有効回答数  | 1,100人  |
| 回答者属性  | 性別：女性 565人／男性 534人／不明 1人<br>性別：10代 3人(0.3%)、20代 39人(3.5%)、30代 230人(20.9%)、<br>40代 363人(33.0%)、50代 164人(14.9%)、<br>60代 177人(16.1%)、70代 111人(10.1%)、80代 12人(1.1%) |

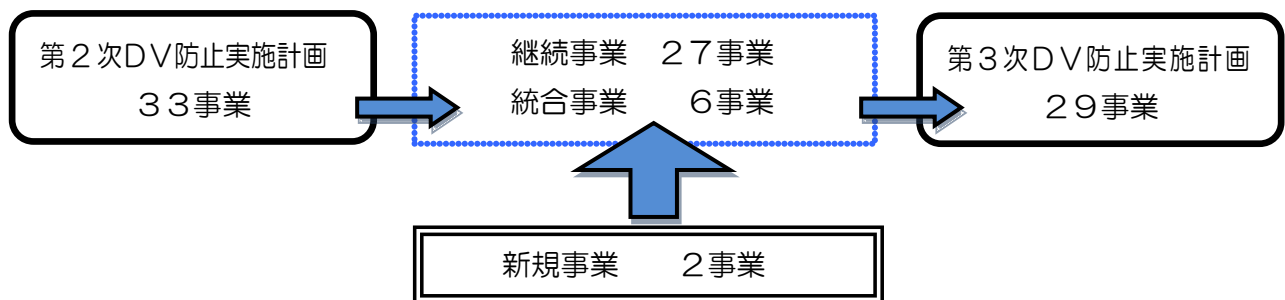
※ 回答者属性の数値は、四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

## 第4章 第3次DV防止実施計画の考え方

第3次DV防止実施計画は、実効性のある計画とするため、以下の考え方で策定しています。

### 1 事業選定の考え方

本実施計画の事業は「第2次DV防止実施計画」の成果と課題を踏まえ選定しています。既存の事業を継続・統合により整理し、課題解決のために必要な新たな事業を加え、実効性のある事業を展開していきます。



### 2 重点事業選定の考え方

まず、本市のDV施策に関する市民の方の期待は、「DV被害者の早期発見」であることから、DV防止のために、より一層、身近な相談窓口の周知活動に取り組みます。

次に、本市の相談内容は、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待、生活困窮と関係するものが多く、非常に複雑化・多様化しています。さらには、外国人からの相談も多く、通訳の必要性も高まっている状況です。また、早急な安全確保が必要な緊急性の高い事例や対応困難な事例も増えていることから、相談体制のさらなる充実と一層きめ細やかなDV被害者の自立支援が必要です。このことから、個々の事情に合った実効性の高い支援を計画、実施できるよう支援体制の強化、外国人が安心して相談できるよう相談体制の強化に取り組みます。

また、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つの暴力対策のネットワーク会議を一本化し設置した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により、各関係機関・部署との連携強化、DV被害者支援に関わる情報共有と環境整備など、暴力対策の取り組みの実効性を高めていきます。

これらの4事業を重点事業として、DV防止及びDV被害者支援に取り組みます。

### 3 目標設定の考え方

- ① 可能な限り適切な目標数値や期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② DV被害者の支援に関わる事業では、目標数値の設定が適さないものもあることから、このような事業については、実績値による報告を行います。
- ③ 市民の視点での評価として、基本目標ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しています。

# 第5章 実施計画事業

## 1 進行管理事業について

本実施計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標および目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

## 2 進行管理について

本実施計画の進行管理事業は、毎年度、評価・検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて本実施計画のローリングを行います。

## 3 評価について

本実施計画は目標数値と実績から評価し、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価（十分達成できた／概ね達成できた／やや不十分だった／不十分だった）を行います。

基本目標

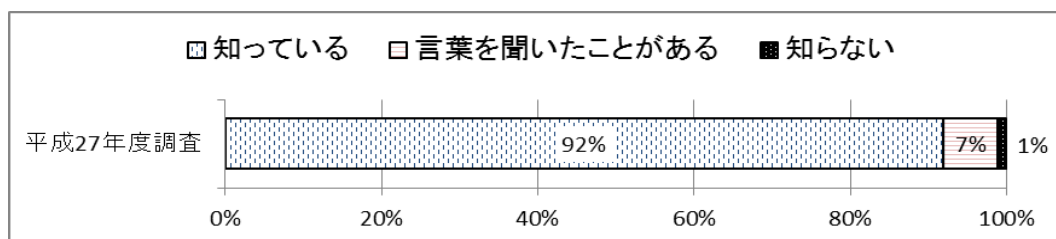
I

## DVを許さない社会づくり

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして暴力は絶対に許されるものではないことを、よく理解し正しい知識を持つことが重要であり、DVを未然に防止することが第一歩です。そこで、本実施計画では、DVを許さない社会づくりを目指すため、「DV防止の啓発」、「DV予防教育の推進」、「DV被害者の発見」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標                  | 平成27年度<br>現状値        | 目標値    |        |        |
|-----------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                       |                      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 【認知度】<br>DVを知っている人の割合 | 92%<br>(e-モニターアンケート) | 90%以上  | 90%以上  | 90%以上  |

【DVの認知度調査】問：あなたは「DV」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果



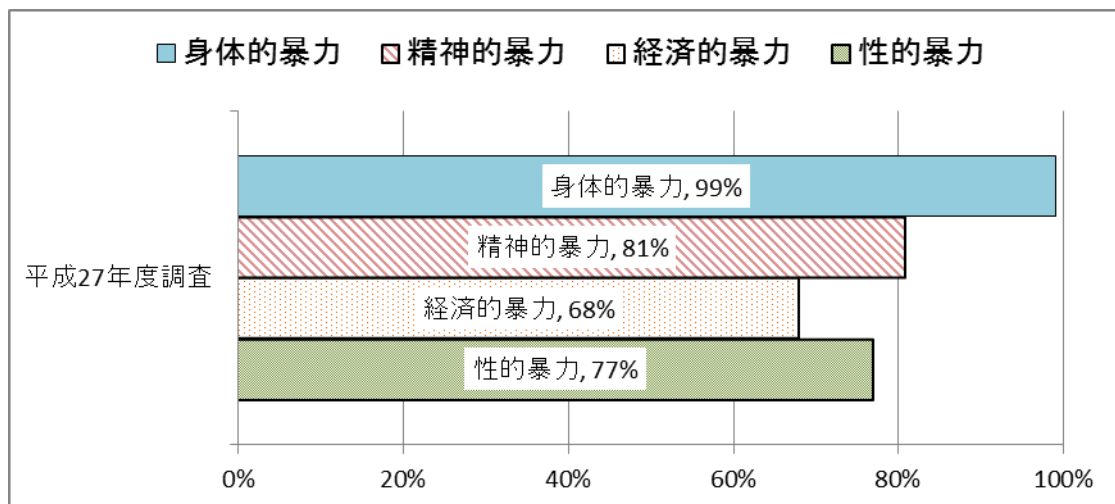
## 取組の方向 1 DV防止の啓発

「DV」と聞いて何をイメージしますか？おそらく、殴る、蹴るといった「身体的暴力」を想像する方が多いと思います。しかし、DVは「身体的暴力」だけではありません。暴言を吐くなどの「精神的暴力」、お金を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」のほか、友人関係などを制限する「社会的暴力」や、携帯電話やSNSを制限する「デジタル暴力」などに細分化することもあります。このようにDVはさまざまな「暴力」を含んでいることを知っておかなければなりません。

ほかに、自身が受けている行為がDVであるにもかかわらず、DVと認識できないでいるDV被害者もいますので、DVの正しい認識を持つことはとても大切です。

そこで、DVを許さない社会づくりの目標達成に向けた一つとして、DVについての正しい知識と理解を得るための情報提供と啓発活動、身近な相談窓口の周知に取り組みます。

【DVの種類別認知度調査】問：あなたが知っている「DV」はどれですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 1. 相談窓口の周知活動 <span style="float: right;"><b>重点</b></span>  |        |        |        |
| 事業概要 | 相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語）に対応した案内チラシ・カードも配布します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 配布箇所数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 70箇所   | 70箇所以上 | 70箇所以上 | 70箇所以上 |

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 2. DV根絶強化月間の実施  |        |        |        |
| 事業概要 | 本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、市民に向けてDV防止の啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 啓発活動回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回  | 1回     | 1回     | 1回     |

## 取組の方向 2 DV予防教育の推進

DVを許さない社会づくりを目指すにあたり、将来を見据え、「人権を尊重し暴力は絶対に許さない」という意識を、子どものうちから根づかせることがとても重要です。

そこで、本市の人権擁護委員と連携し、子どもたちに向けて教育事業を実施していきます。

また、交際相手からの暴力(デートDV)は、中学生・高校生・大学生といった若者が遭遇するケースが多く、交際関係のもつれによっては、ストーカー行為に及んだり、ストーカー被害を受けたりする恐れもあることから、本市では中学生・高校生を対象に、デートDVとストーカーの予防啓発に取り組みます。

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 3. 人権擁護委員との協働   |        |        |        |
| 事業概要 | 人権擁護委員と協働し、小学生(市立小学校39校)を対象に人権教室を毎年39校、中学生(市立中学校16校)を対象に人権講演会を毎年2校行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 実施校数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 41校   | 41校    | 41校    | 41校    |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 4. 学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> |        |        |        |
| 事業概要 | 学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。   |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 啓発活動回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回   | 1回     | 1回     | 1回     |

### 取組の方向 3 DV被害者の発見

DVは、家庭内で起こることから外部からは発見しづらいため、潜在化しやすく、その行為が徐々にエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

深刻な被害が起こる前に一人でも多くのDV被害者を発見するため、市役所の窓口や学校、保育園、幼稚園などの早期発見が可能な部署に向けて啓発していきます。

この啓発により、DV被害者を発見した場合、各部署で適切な相談窓口へと繋げられるようにします。

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 関係部署に向けた啓発  |        |        |        |
| 事業概要 | 市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 市役所内の職員に向けた情報発信回数(啓発メール)   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | —  | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 教育現場の職員に向けた啓発   |        |        |        |
| 事業概要 | 教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発をしていきます。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発ペーパー）  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | —  | 1回     | 1回     | 1回     |

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 7. 通報への的確な対応  |        |        |        |
| 事業概要  | <p>通報は、主に市民からと医療機関からに分けられます。</p> <p>市民の通報者に対しては、加害者に知られないよう配慮しつつ、DV被害者へ配偶者暴力相談支援センターまたは警察に相談するよう協力を求めます。</p> <p>医療機関の通報者に対しては、DV被害者の状況確認を依頼するとともに、入院や通院をする重篤な場合には、DV担当職員や相談員が当該医療機関に出向き相談に応じられることを伝えてもらい、相談の意思確認を依頼します。</p> <p>暴力の抑止等で警察が緊急対応している場合は、必要に応じて連携し、DV被害者の安全確保を行います。</p> <p>※医療関係者の通報は、原則として、DV被害者から通報することへの同意が得られた場合のみ行います。</p> |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 報告    | 市民や医療機関からの通報件数  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 7件  | —      | —      | —      |

基本目標  
Ⅱ

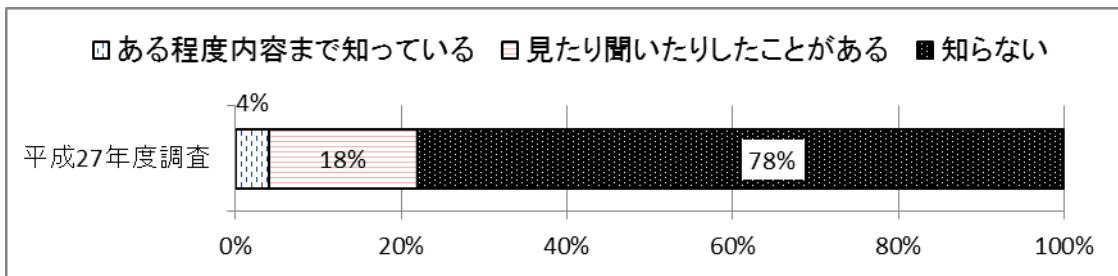
# 安全で安心できる相談体制の充実

DV被害者支援のためには、まず、DV被害者が安全に安心して相談できる体制を整備することが必要です。充実した相談体制を確立するため「相談業務の充実」、「被害者の安全確保」、「職務関係者の資質向上」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標  | 平成 27 年度<br>現状値 | 目標値      |          |          |
|---|-----------------|----------|----------|----------|
|   |                 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| 【認知度】<br>本市にDVに関する<br>相談窓口があることを<br>知っている人の割合 | —               | 25%      | 30%      | 35%      |

<参考>DV相談窓口の認知度調査

問：市川市では配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV防止に向け相談機能を強化しています。あなたは、「配偶者暴力相談支援センター」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

## 取組の方向 4 相談業務の充実

安全で安心できる相談体制の一つとして、本市では、平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者からの相談を受け、個々の状況に応じた情報提供や助言を行っています。また、生活再建が必要なDV被害者には、支援計画を立て、自立まで切れ目のない支援ができるような体制をとっています。

|       |  |          |          |          |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名   | 8. 支援計画による情報共有 <span style="float: right;"><b>重点</b></span>      |          |          |          |
| 事業概要  | 個々のケースの状況に配慮し支援計画を立てます。女性相談員や担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課  |          |          |          |
| 報告    | 支援計画に基づき会議を実施したケース数  |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状(平成 27 年度)  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|       | 21 ケース   | —        | —        | —        |

|       |  |          |          |          |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名   | 9. 女性弁護士による無料法律相談の実施                           |          |          |          |
| 事業概要  | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課  |          |          |          |
| 報告    | 弁護士相談件数  |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状(平成 27 年度)                                  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|       | 133 件  | —        | —        | —        |

|      |  |          |          |          |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名  | 10. 外国人への相談の配慮 <span style="float: right;"><b>重点</b></span>        |          |          |          |
| 事業概要 | DV被害を受けている外国人への相談を行います。言葉の壁がある外国人DV被害者には通訳を依頼できるような相談体制の整備に取り組みます。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課  |          |          |          |
| 目 標  | DV被害者の支援者を養成する講座の実施回数  |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状(平成 27 年度)  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|      | —  | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 11. 高齢者・障がい者への相談の配慮  |        |        |        |
| 事業概要  | 高齢者および身体・知的・精神など障がいのあるDV被害者（虐待被害者を含む）に配慮した相談を行います。必要に応じて関係部署と連携し、迅速な対応を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課、介護福祉課、障害者支援課   |        |        |        |
| 報告    | 65歳以上の高齢者および障害者の相談件数（延べ件数）   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 85件  | —      | —      | —      |

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 12. 被害者の個人情報の適切な管理                       |        |        |        |
| 事業概要  | 「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                  |        |        |        |
| 報告    | 管理体制について                                 |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）                               | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | —  | —      | —      | —      |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 13. 相談員ケース検討会議の実施                                    |        |        |        |
| 事業概要 | 支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | 会議実施回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 12回  | 12回    | 12回    | 12回    |

## 取組の方向 5 被害者の安全確保

DV被害者および同伴する子どもの緊急時の安全確保は、配偶者暴力相談支援センターの機能の一つです。DV被害者が一時保護を求めた場合、施設に一時保護を依頼するほか、社会資源を積極的に活用し安全な避難場所を探します。また、避難場所への同行支援も行い、DV被害者および同伴する子どもの安全な移動に配慮します。

特に、加害者からの追及によって危害を加えられる恐れが高い場合は、警察と緊密に連携し、安全確保が図れるような体制を取ります。

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 14. 警察との連携強化   |        |        |        |
| 事業概要  | 加害者から追及される危険性が高いDV被害者および同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 警察と連携した件数（延べ件数）  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 15件  | —      | —      | —      |

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 15. 緊急一時保護の実施   |        |        |        |
| 事業概要  | 安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者および同伴する子どもを一時保護します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 報告    | 緊急一時保護を実施した件数   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 11件   | —      | —      | —      |



## 取組の方向 6 職務関係者の資質向上

DV被害者への支援を適切に行うためには、職務関係者の資質向上が欠かせません。

そして、DV被害者が早期に問題を解決するためには、職務関係者が問題解決の手段となりうる適切な社会資源について情報提供することが求められます。

また、職務関係者には様々な悩みや複雑な問題を抱えるDV被害者それぞれの事情に沿った支援をコーディネートする力も求められます。

そこで、女性相談員をはじめとする職務関係者が、研修等を通じて支援に必要な知識や情報を吸収し、個々でスキルアップに励み、人材面でも相談体制を充実させていきます。

|   |  |        |        |        |
|---|--|--------|--------|--------|
| 事業名                                       | 16. DV相談担当職員のスキルアップ研修  |        |        |        |
| 事業概要                                      | 相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く視点、各種法的制度の理解など、個々のDV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 |        |        |        |
| 所管課                                       | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標  | 研修会参加数   |        |        |        |
| 目標数値                                      | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|   | 13回  | 3回以上   | 3回以上   | 3回以上   |
| ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。 |  |        |        |        |

基本目標

Ⅲ

## 実効性のある自立支援の充実

DV被害者にとって、身体に危険がある場合、まずは加害者から離れることが重要です。しかし、それだけでは問題は解決しません。新しい生活を始めるためには、乗り越えなければならない多くの壁があります。

例えば、着の身着のまま避難した場合には、一時的に財産を失い、生活費がないといった経済的な問題や住む場所がないといった住居の問題が発生します。また、同伴する子どもがいる場合は転校や転園の問題などがあり、DV被害者が生活再建するためにはたくさんの問題を解決しなければなりません。

そこで、本市では「被害者の生活再建支援」と「子どもに関する支援」の2つを取組の方向として事業を展開し、DV被害者および同伴する子どもが安心して生活できるようになるまで支援していきます。

| 成果指標  | 平成27年度<br>現状値 | 目標値          |              |              |
|---|---------------|--------------|--------------|--------------|
|   |               | 平成29年度       | 平成30年度       | 平成31年度       |
| 【認知度】<br>本市のDVに関する<br>相談窓口の機能を<br>知っている人の割合 | —             | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 |

※e モニター制度アンケートにて調査し、その結果を成果指標とします。

上記の指標は、本市のDVに関する相談窓口を知っている人のうち、その機能についても知っている人の割合とします。本市のDVに関する相談窓口の機能は、配偶者暴力相談支援センターの機能である「①相談又は相談機関の紹介」「②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」「③被害者及び同伴者の自立生活促進のための情報提供その他の援助」「④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助」「⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助」と定義します。

## 取組の方向 7 被害者の生活再建支援

DV被害者にとって、まずは安全確保が大切ですが、安全確保ができた後は安定した生活を送るための生活再建が必要になります。

本市ではDV被害者がいち早く生活再建できるよう、福祉制度を活用した支援をはじめ、住宅確保に関する支援や就労に関する支援等、個々の状況に合わせ、きめ細やかに支援していきます。

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 17. 生活再建に必要なDV相談証明書の発行                                |        |        |        |
| 事業概要  | 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 報告    | DV相談証明書の発行件数  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 136件  | —      | —      | —      |

|      |  |        |        |        |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名  | 18. 就労に向けた支援   |        |        |        |
| 事業概要 | 就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 目標   | セミナー等の実施回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回   | 1回     | 1回     | 1回     |

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 19. 施設等退所後に居住する自治体等への情報提供                                       |        |        |        |
| 事業概要  | 一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課                               |        |        |        |
| 報告    | 居住する自治体等への情報提供件数  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 15件   | —      | —      | —      |

|       |                                   |        |        |        |
|-------|-----------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 20. 保護命令申立てに関する助言・支援              |        |        |        |
| 事業概要  | 保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                           |        |        |        |
| 報告    | 裁判所への書面提出件数                       |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)                        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 2件                                | —      | —      | —      |

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 21. 訪問面接の実施   |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課、子育て支援課、障害者支援課、介護福祉課、生活支援課                           |        |        |        |
| 報告    | 訪問面接の実施件数（延べ件数）   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 15件   | —      | —      | —      |

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 22. 同行支援の実施  |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者および同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 同行支援の実施件数（延べ件数）  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 10件  | —      | —      | —      |

## 取組の方向 8 子どもに関する支援

DVはほとんどが家庭内で起こり、外部からは発見しづらい特徴があります。DVが起こる家庭環境で育つ子どもの多くは、心身に深刻な影響を受け、健全な発育に支障をきたすことも少なくありません。

子どもの健全な発育のためにも、関係機関や関係部署と連携し、同伴する子どもに配慮した支援を行います。

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 23. 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携                       |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 児童関係部署と連携した件数（延べ件数）                                      |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 18件  | —      | —      | —      |

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 24. 就学における支援   |        |        |        |
| 事業概要  | 教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行います。また、学校にDV加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 学校関係部署と連携した件数（延べ件数）  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 6件<br>※一時保護による<br>連携ケース数   | —      | —      | —      |

|       |  |        |        |        |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名   | 25. 保育園等の入園における支援  |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等にDV加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課  |        |        |        |
| 報告    | 保育関係部署と連携した件数（延べ件数）  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成27年度）   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 7件   | —      | —      | —      |

基本目標  
Ⅳ

# DV根絶の推進体制

DV被害者支援には、住民基本台帳の閲覧制限や裁判所への保護命令申立てといったDV被害者の安全を守るための支援、生活全般に関わる福祉支援、同伴する子どもに関する子育て支援等、様々なものがあります。

本市では、DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関・関係部署がDVに関する共通理解を持ち、緊密に連携していきます。

また、DV被害者を支援するための活動をしている団体とも連携し、DV被害者に寄り添える体制づくりを推進します。

| 成果指標                     | 平成27年度<br>現状値 | 目標値          |              |              |
|--------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
|                          |               | 平成29年度       | 平成30年度       | 平成31年度       |
| 【期待値】<br>市の行政支援に期待する人の割合 | —             | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 | 設定のため<br>調査中 |

※e モニター制度アンケートにて「家庭等で暴力が起きた場合に、市の行政支援を期待するかどうか」について調査し、その結果を成果指標とします。

## 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携

本市では、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭における暴力に対応する支援体制を整備するため、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を平成25年度に設置しました。当該ネットワーク会議において、警察や千葉県女性サポートセンター等の行政機関や各関係機関の代表者が集まり、情報を共有し、役割を明確化し、あらゆる暴力の根絶を目指して連携していきます。

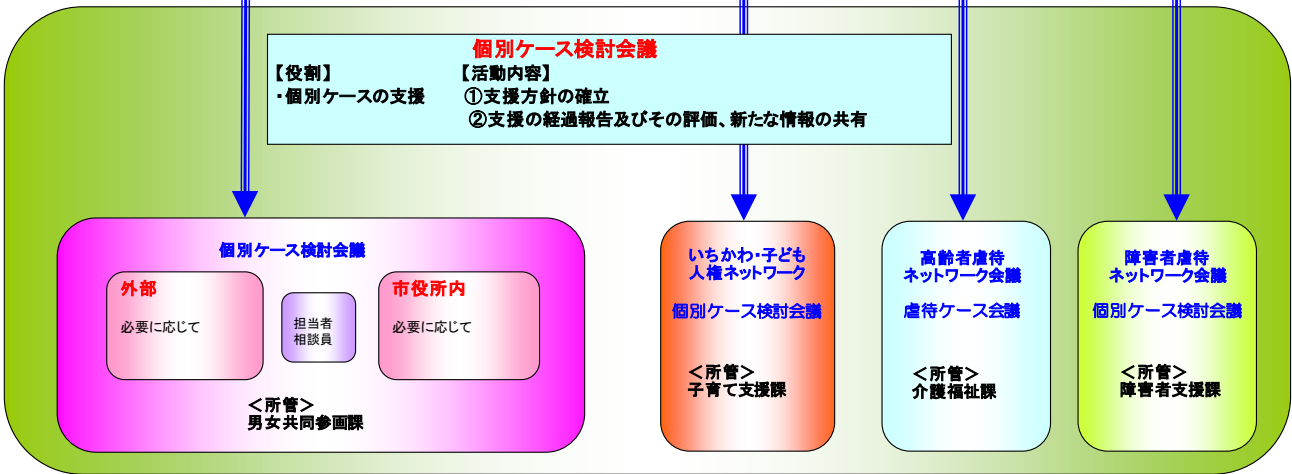
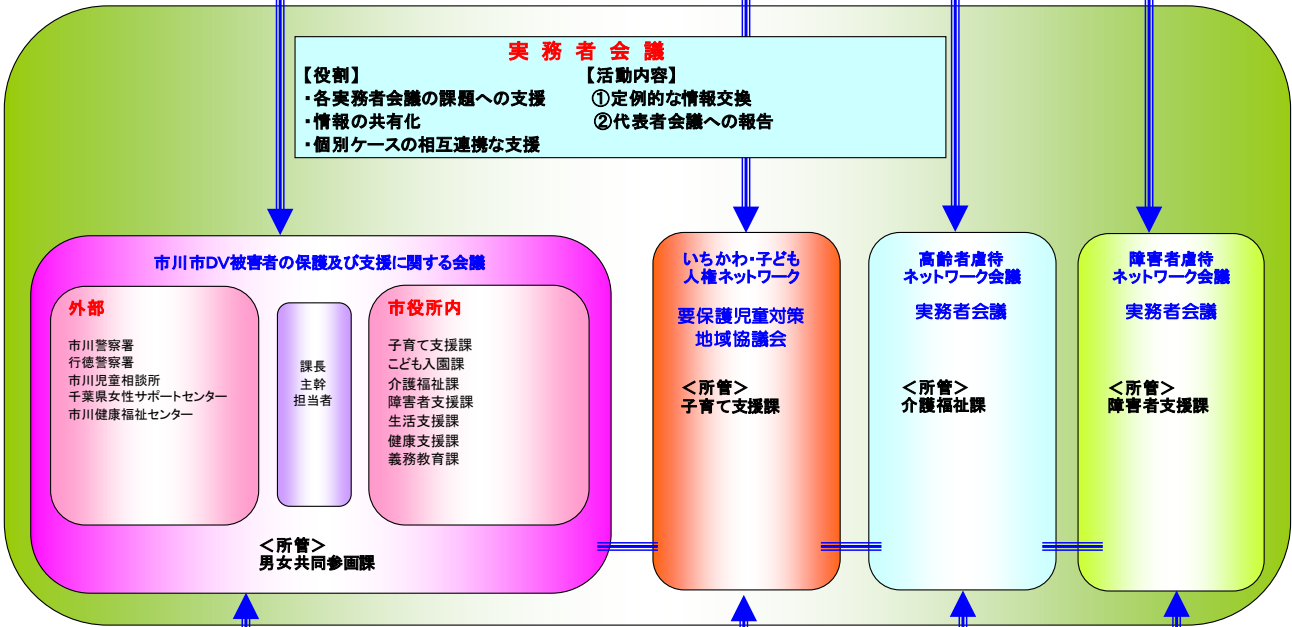
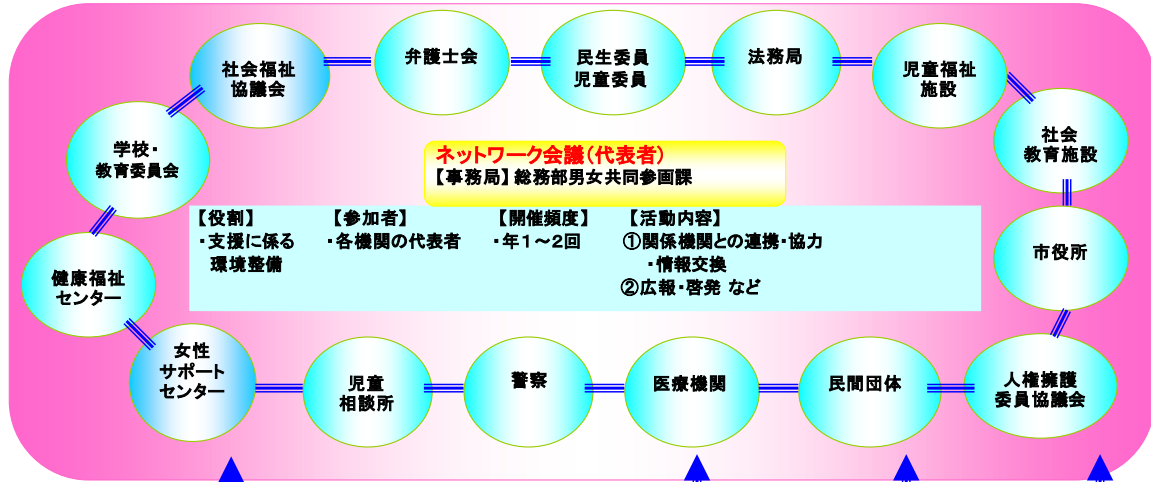
|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 26. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施 <b>重点</b>  |        |        |        |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 会議開催回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回  | 2回     | 2回     | 2回     |

|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 27. DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施   |        |        |        |
| 事業概要 | DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 会議開催回数  |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 2回  | 2回     | 2回     | 2回     |

|       |   |        |        |        |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業名   | 28. 個別ケース検討会議の実施  |        |        |        |
| 事業概要  | DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 報告    | 会議開催回数  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|       | 18回   | —      | —      | —      |

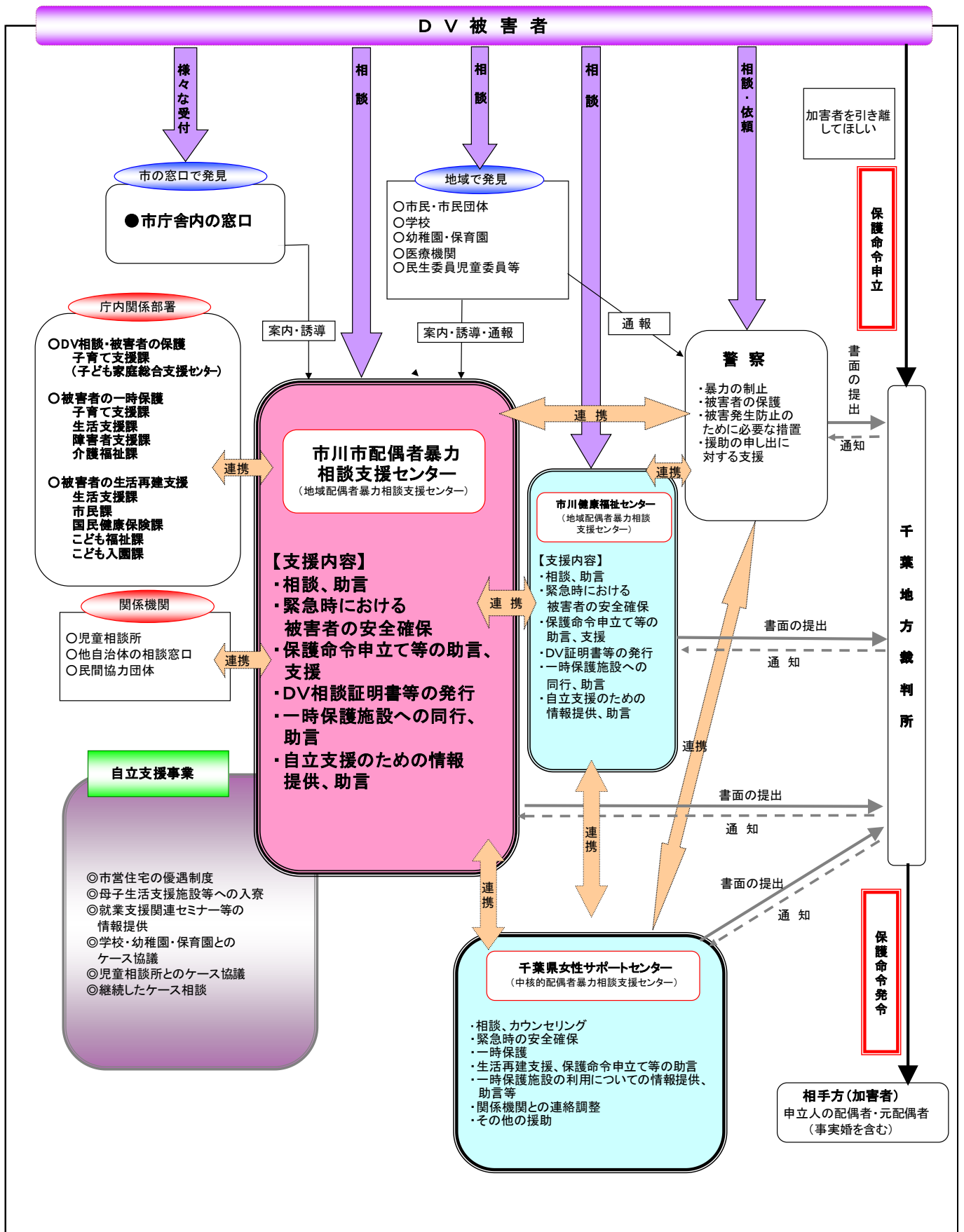
|      |   |        |        |        |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名  | 29. 支援団体との連携  |        |        | 新規     |
| 事業概要 | DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課   |        |        |        |
| 目標   | 協働事業の実施回数   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成27年度)  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|      | 1回  | 1回     | 1回     | 1回     |

市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議の体系図





市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図



12 頁上段表【事業評価】

| 【誤】                  |   | 【正】                   |
|----------------------|---|-----------------------|
| Ⅱ 相談体制の充実            | ➔ | Ⅱ 安全で安心できる<br>相談体制の充実 |
| Ⅲ 被害者支援の<br>充実と加害者教育 |   | Ⅲ 実効性のある<br>自立支援の充実   |
| Ⅳ 推進体制の充実            |   | Ⅳ DV根絶の推進体制           |

12 頁下段表【成果指標とその達成値】

| 【誤】                  |   | 【正】                   |
|----------------------|---|-----------------------|
| Ⅱ 相談体制の充実            | ➔ | Ⅱ 安全で安心できる<br>相談体制の充実 |
| Ⅲ 被害者支援の<br>充実と加害者教育 |   | Ⅲ 実効性のある<br>自立支援の充実   |
| Ⅳ 推進体制の充実            |   | Ⅳ DV根絶の推進体制           |